

平成30年第1回荒尾市議会（定例会）

議 案 資 料

平成30年度 荒尾市一般会計予算資料

(単位:千円)

1 歳入

| 区 分 | 平成30年度 | | | | 平成29年度 | | | | 比 較 | | | | |
|-----------------------|------------------|-----------|---------------|-----------|------------|-----------|---------------|-----------|-----------------|----------|-----------------|----------|--------|
| | 予算額 (A) | 構成比 % | うち一般財源 (B) | 構成比 % | 予算額 (C) | 構成比 % | うち一般財源 (D) | 構成比 % | 予算比較 (A)-(C) | 伸び率 % | 一財比較 (B)-(D) | 伸び率 % | |
| 純 一 般 財 源 | 市民税 | 2,088,900 | 9.8 | 2,088,900 | 15.5 | 1,994,000 | 9.7 | 1,994,000 | 15.5 | 94,900 | 4.8 | 94,900 | 4.8 |
| | 固定資産税 | 2,429,335 | 11.4 | 2,429,335 | 18.1 | 2,395,000 | 11.6 | 2,395,000 | 18.6 | 34,335 | 1.4 | 34,335 | 1.4 |
| | 軽自動車税 | 161,000 | 0.8 | 161,000 | 1.2 | 154,000 | 0.7 | 154,000 | 1.2 | 7,000 | 4.5 | 7,000 | 4.5 |
| | たばこ税 | 409,000 | 1.9 | 409,000 | 3.0 | 386,000 | 1.9 | 386,000 | 3.0 | 23,000 | 6.0 | 23,000 | 6.0 |
| | 入湯税 | 8,000 | 0.0 | 8,000 | 0.1 | 7,000 | 0.0 | 7,000 | 0.1 | 1,000 | 14.3 | 1,000 | 14.3 |
| | 計 | 5,096,235 | 23.9 | 5,096,235 | 37.9 | 4,936,000 | 23.9 | 4,936,000 | 38.4 | 160,235 | 3.2 | 160,235 | 3.2 |
| | 2 地方譲与税 | 133,000 | 0.6 | 133,000 | 1.0 | 129,000 | 0.6 | 129,000 | 1.0 | 4,000 | 3.1 | 4,000 | 3.1 |
| | 3 利子割交付金 | 5,000 | 0.0 | 5,000 | 0.0 | 3,500 | 0.0 | 3,500 | 0.0 | 1,500 | 42.9 | 1,500 | 42.9 |
| | 4 配当割交付金 | 13,000 | 0.1 | 13,000 | 0.1 | 24,000 | 0.1 | 24,000 | 0.2 | △ 11,000 | △ 45.8 | △ 11,000 | △ 45.8 |
| | 5 株式等譲渡所得割交付金 | 16,000 | 0.1 | 16,000 | 0.1 | 12,000 | 0.1 | 12,000 | 0.1 | 4,000 | 33.3 | 4,000 | 33.3 |
| | 6 地方消費税交付金 | 900,000 | 4.2 | 900,000 | 6.7 | 900,000 | 4.4 | 900,000 | 7.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| | 7 ゴルフ場利用 税交付金 | 29,000 | 0.1 | 29,000 | 0.2 | 28,000 | 0.1 | 28,000 | 0.2 | 1,000 | 3.6 | 1,000 | 3.6 |
| | 8 自動車取得税 交付金 | 28,000 | 0.1 | 28,000 | 0.2 | 18,000 | 0.1 | 18,000 | 0.1 | 10,000 | 55.6 | 10,000 | 55.6 |
| | 9 地方特例交付金 | 33,000 | 0.2 | 33,000 | 0.2 | 21,000 | 0.1 | 21,000 | 0.2 | 12,000 | 57.1 | 12,000 | 57.1 |
| 10 地方交付税 | | | | | | | | | | | | | |
| 普通交付税 | 4,880,000 | 22.9 | 4,880,000 | 36.3 | 5,000,000 | 24.2 | 5,000,000 | 38.9 | △ 120,000 | △ 2.4 | △ 120,000 | △ 2.4 | |
| 特別交付税 | 800,000 | 3.8 | 800,000 | 5.9 | 800,000 | 3.9 | 800,000 | 6.2 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | |
| 計 | 5,680,000 | 26.7 | 5,680,000 | 42.2 | 5,800,000 | 28.1 | 5,800,000 | 45.1 | △ 120,000 | △ 2.1 | △ 120,000 | △ 2.1 | |
| 小 計 | 11,933,235 | 56.0 | 11,933,235 | 88.7 | 11,871,500 | 57.5 | 11,871,500 | 92.3 | 61,735 | 0.5 | 61,735 | 0.5 | |
| 11 交通安全対策特別 交付金 | 10,000 | 0.0 | 10,000 | 0.1 | 10,000 | 0.0 | 10,000 | 0.1 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | |
| 12 分担金・負担金 | 282,507 | 1.3 | 0 | 0.0 | 274,998 | 1.3 | 0 | 0.0 | 7,509 | 2.7 | 0 | | |
| 13 使用料・手数料 | 581,493 | 2.7 | 14,976 | 0.1 | 590,667 | 2.9 | 12,928 | 0.1 | △ 9,174 | △ 1.6 | 2,048 | 15.8 | |
| 14 国庫支出金 | 4,115,521 | 19.3 | 0 | 0.0 | 4,310,330 | 20.9 | 0 | 0.0 | △ 194,809 | △ 4.5 | 0 | | |
| 15 県支出金 | 1,943,851 | 9.1 | 2,270 | 0.0 | 1,654,813 | 8.0 | 1,881 | 0.0 | 289,038 | 17.5 | 389 | 20.7 | |
| 16 財産収入 | 82,671 | 0.4 | 43,487 | 0.3 | 132,638 | 0.6 | 92,493 | 0.7 | △ 49,967 | △ 37.7 | △ 49,006 | △ 53.0 | |
| 17 寄附金 | 30,001 | 0.1 | 30,001 | 0.2 | 5,001 | 0.0 | 5,001 | 0.0 | 25,000 | 499.9 | 25,000 | 499.9 | |
| 18 繰入金 | 863,071 | 4.1 | 753,815 | 5.6 | 339,664 | 1.6 | 179,401 | 1.4 | 523,407 | 154.1 | 574,414 | 320.2 | |
| 19 繰越金 | 1 | 0.0 | 1 | 0.0 | 1 | 0.0 | 1 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | |
| 20 諸収入 | 284,549 | 1.3 | 19,484 | 0.1 | 270,688 | 1.3 | 19,207 | 0.1 | 13,861 | 5.1 | 277 | 1.4 | |
| 21 市 債 | 1,180,100 | 5.5 | 640,000 | 4.8 | 1,180,700 | 5.7 | 670,000 | 5.2 | △ 600 | △ 0.1 | △ 30,000 | △ 4.5 | |
| 歳 入 合 計 | 21,307,000 | 100.0 | 13,447,269 | 100.0 | 20,641,000 | 100.0 | 12,862,412 | 100.0 | 666,000 | 3.2 | 584,857 | 4.5 | |
| うち | | | | | | | | | | | | | |
| 自主財源 | 7,220,528 | 33.9 | 5,957,999 | 44.3 | 6,549,657 | 31.7 | 5,245,031 | 40.8 | 670,871 | 10.2 | 712,968 | 13.6 | |
| 依存財源 | 14,086,472 | 66.1 | 7,489,270 | 55.7 | 14,091,343 | 68.3 | 7,617,381 | 59.2 | △ 4,871 | 0.0 | △ 128,111 | △ 1.7 | |

(四捨五入の関係で率の合計が一致しない場合があります。)

2 歳出(目的別)

(単位:千円)

| 款 | 平成30年度 | | | | 平成29年度 | | | | 比 較 | | | |
|--------------|------------|----------|---------------|----------|------------|----------|---------------|----------|-----------------|----------|-----------------|----------|
| | 予算額 (A) | 構成比 % | うち一般財源 (B) | 構成比 % | 予算額 (C) | 構成比 % | うち一般財源 (D) | 構成比 % | 予算比較 (A)-(C) | 伸び率 % | 一財比較 (B)-(D) | 伸び率 % |
| 1 議会費 | 192,370 | 0.9 | 192,370 | 1.4 | 195,766 | 0.9 | 195,766 | 1.5 | △ 3,396 | △ 1.7 | △ 3,396 | △ 1.7 |
| 2 総務費 | 1,818,250 | 8.5 | 1,632,344 | 12.1 | 1,855,971 | 9.0 | 1,700,969 | 13.2 | △ 37,721 | △ 2.0 | △ 68,625 | △ 4.0 |
| 3 民生費 | 10,329,670 | 48.5 | 4,869,259 | 36.2 | 10,101,350 | 48.9 | 4,722,080 | 36.7 | 228,320 | 2.3 | 147,179 | 3.1 |
| 4 衛生費 | 2,366,706 | 11.1 | 2,018,586 | 15.0 | 2,421,172 | 11.7 | 2,068,973 | 16.1 | △ 54,466 | △ 2.2 | △ 50,387 | △ 2.4 |
| 5 労働費 | 14,987 | 0.1 | 14,987 | 0.1 | 13,946 | 0.1 | 13,946 | 0.1 | 1,041 | 7.5 | 1,041 | 7.5 |
| 6 農林 水産業費 | 540,382 | 2.5 | 192,336 | 1.4 | 350,341 | 1.7 | 154,061 | 1.2 | 190,041 | 54.2 | 38,275 | 24.8 |
| 7 商工費 | 400,533 | 1.9 | 267,799 | 2.0 | 298,546 | 1.4 | 191,784 | 1.5 | 101,987 | 34.2 | 76,015 | 39.6 |
| 8 土木費 | 2,028,652 | 9.5 | 964,299 | 7.2 | 2,277,119 | 11.0 | 865,794 | 6.7 | △ 248,467 | △ 10.9 | 98,505 | 11.4 |
| 9 消防費 | 628,507 | 2.9 | 577,955 | 4.3 | 599,894 | 2.9 | 593,696 | 4.6 | 28,613 | 4.8 | △ 15,741 | △ 2.7 |
| 10 教育費 | 1,336,228 | 6.3 | 1,161,122 | 8.6 | 885,547 | 4.3 | 826,482 | 6.4 | 450,681 | 50.9 | 334,640 | 40.5 |
| 11 災害 復旧費 | 5,201 | 0.0 | 5,201 | 0.0 | 5,012 | 0.0 | 5,012 | 0.0 | 189 | 3.8 | 189 | 3.8 |
| 12 公債費 | 1,606,822 | 7.5 | 1,512,691 | 11.2 | 1,596,881 | 7.7 | 1,484,394 | 11.5 | 9,941 | 0.6 | 28,297 | 1.9 |
| 13 諸支出金 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | | 0 | |
| 14 予備費 | 38,692 | 0.2 | 38,692 | 0.3 | 39,455 | 0.2 | 39,455 | 0.3 | △ 763 | △ 1.9 | △ 763 | △ 1.9 |
| 歳出合計 | 21,307,000 | 100.0 | 13,447,641 | 100.0 | 20,641,000 | 100.0 | 12,862,412 | 100.0 | 666,000 | 3.2 | 585,229 | 4.5 |

(四捨五入の関係で率の合計が一致しない場合があります。)

3 歳出(性質別)

(単位:千円)

| 区分 | 平成30年度 | | 平成29年度 | | 比較増減 | | 増減の主な理由 |
|-----------|------------|----------|------------|----------|-----------|----------|---|
| | 予算額 (A) | 構成比 % | 予算額 (B) | 構成比 % | (A)-(B) | 伸び率 % | |
| 1. 消費的経費 | 16,588,300 | 77.9 | 16,120,441 | 78.1 | 467,859 | 2.9 | |
| 義務的経費 | 11,490,158 | 53.9 | 11,230,338 | 54.4 | 259,820 | 2.3 | |
| 人件費 | 2,845,789 | 13.4 | 2,732,390 | 13.2 | 113,399 | 4.2 | 一般職員人件費+81,069 +16人(339人→355人)(うち退職手当△33,520(+1人))、小・中学校特別支援教育支援員+13,355 |
| 扶助費 | 7,037,547 | 33.0 | 6,901,067 | 33.4 | 136,480 | 2.0 | 管内外私立保育所運営費+136,064、特定教育・保育施設型給付費+125,032、生活保護(扶助費)+53,549、介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費+48,667、養護老人ホーム費+7,556、特別保育事業費+6,649、簡素な給付措置事業費(経済対策分)△223,500、児童手当費△22,085 |
| 公債費 | 1,606,822 | 7.5 | 1,596,881 | 7.7 | 9,941 | 0.6 | 長期債元金償還金+27,379、長期債利子 △17,438 |
| 物件費 | 2,243,349 | 10.5 | 2,059,066 | 10.0 | 184,283 | 8.9 | 文化財保存整備事業+43,217、社会資本整備総合交付金事業費(舗装修繕計画)+27,000、相談支援事業費+17,614、産学官連携エコシステムによる恵みの海「有明海」活性化事業費+17,312、情報化対策推進事業費+15,719、世界遺産修復・公開・活用事業費+15,648、行政改革大綱策定事業費+8,792、新規工業団地整備可能性適地調査事業費+7,982、ふるさと応援寄附金推進費+6,213、小・中学校エアコン調査事業費△20,000、簡素な給付措置事業費(経済対策分)△14,689、航空写真撮影業務事業費△12,186 |
| 維持補修費 | 208,950 | 1.0 | 188,484 | 0.9 | 20,466 | 10.9 | 住宅施設改修費+8,785、道路維持費+4,225、小学校施設改修費+3,227、中学校施設改修費+2,821 |
| 補助費等 | 2,645,843 | 12.4 | 2,642,553 | 12.8 | 3,290 | 0.1 | いきいき産業立地促進助成事業費+56,149、学校給食費無償化事業費+39,909、保育対策総合支援事業費+29,530、社会福祉協議会運営費補助金+15,500、放課後児童クラブ支援事業費+14,368、任意予防接種助成事業費+12,058、ふるさと応援寄附金推進費+8,662、大牟田・荒尾清掃施設組合負担金△122,161、市民病院会計支出金△16,024、有明広域行政事務組合消防負担金△12,545、下水道事業会計支出金△11,453 |
| 2. 投資的経費 | 1,891,007 | 8.9 | 1,652,963 | 8.0 | 238,044 | 14.4 | |
| 普通建設事業費 | 1,885,806 | 8.9 | 1,647,951 | 8.0 | 237,855 | 14.4 | |
| 補助事業費 | 1,111,096 | 5.2 | 1,221,202 | 5.9 | △ 110,106 | △ 9.0 | 林業木材産業生産性強化対策事業補助金+148,500、運動公園スコアボード改修工事+47,620、人権啓発センター施設改修費+26,924、公園施設長寿命化対策事業費+24,380、国重要文化財建造物保存修理事業費+23,219、公営住宅ストック総合改善事業費+18,021、中央野原線△150,000、西原桜町線△148,660、万田田添線△68,000、増永7号線△24,000 |
| 単独事業費 | 774,710 | 3.6 | 426,749 | 2.1 | 347,961 | 81.5 | 消防施設新設費+47,460、外磯水島線交差点改良事業費+44,000、道路施設改修費+41,500、桜山小運動場排水工事+40,920、万田小体育館屋根防水工事+38,880、松ヶ浦環境センター施設改修費+38,110、川登川護岸整備事業費+34,500、小学校エアコン設計+34,373、観光拠点整備推進事業費+33,330、中学校教室LED設置+28,107、海陽中プール改修工事費+26,676、集落道路改良事業費+26,500、道路改良単独事業費+20,000、一般排水路施設改修費+16,500、競馬場跡地管理事業費△82,535、荒尾総合文化センター施設改修費△60,943、普通財産施設改修費△13,392 |
| 災害復旧事業費 | 5,201 | 0.0 | 5,012 | 0.0 | 189 | 3.8 | |
| 3. その他の経費 | 2,827,693 | 13.3 | 2,867,596 | 13.9 | △ 39,903 | △ 1.4 | |
| 積立金・出資金 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | | |
| 貸付金 | 75,000 | 0.4 | 75,000 | 0.4 | 0 | 0.0 | |
| 繰出金 | 2,752,693 | 12.9 | 2,792,596 | 13.5 | △ 39,903 | △ 1.4 | 療養給付費負担金+31,762、広域連合特別会計事務費負担金+12,097、後期高齢者医療特別会計繰出金+9,671、介護保険特別会計繰出金△58,097、南新地土地区画整理事業特別会計繰出金△18,425、国民健康保険特別会計繰出金△16,911 |
| 歳出合計 | 21,307,000 | 100.0 | 20,641,000 | 100.0 | 666,000 | 3.2 | |

臨 時 的 経 費 等

(単位:千円)

| 款 | 事 項 | 金 額 | 左 の 財 源 内 訳 | | | 一 般 財 源 | 説 明 (積算の基礎等) |
|---------------------------|---------------------------|--------|-------------|-----|--------|--|---|
| | | | 特 定 財 源 | | | | |
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | |
| 1 議 会 費 | 永年在職議員表彰 | 19 | | | | 19 | 在職15年 5人 |
| | 市議会映像配信事業費 | 1,052 | | | | 1,052 | 映像配信業務委託料 |
| 2 総 務 費 | 有明広域行政事務組合費 | 23,748 | | | | 23,748 | 総務共通経費・企画費負担金 (前年度 25,202) |
| | 退職手当 | 99,761 | | | | 99,761 | 7人(うち2人任期付職員 前年度8人 173,586) |
| | 地域おこし協力隊事業費(秘書広報課) | 7,999 | | | | 7,999 | (H27補正～) 協力隊報酬(2人分)ほか |
| | 地方公共交通活性化事業費 | 58,953 | 4,000 | | 2,808 | 52,145 | 地域公共交通活性化協議会負担金、バス路線欠損補助金、乗合タクシー運行補助金 (財源) ・県補助金 4,000 ・地域公共交通調査等事業返還金 2,808 |
| | 協働のまちづくり推進事業費 | 7,493 | | | 6,982 | 511 | おもやい市民花壇看板設置費、地域づくり交付金(12地区)ほか (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 6,982 |
| | 結婚新生活支援事業費 | 2,400 | 1,200 | | | 1,200 | (H29補正～) 低所得の若者の結婚支援補助金 (財源) ・県補助金 1,200 |
| | 【新規】公共施設等マネジメント計画策定事業費 | 4,974 | | | | 4,974 | 公共施設等マネジメント計画素案策定支援委託料 |
| | ふるさと応援寄附金推進費 | 16,748 | | | 16,748 | | ふるさと応援寄附金報償費ほか (財源) ・ふるさと応援基金繰入金 11,613 ・荒尾子ども未来基金繰入金 5,135 |
| | コミュニティFM推進事業費 | 4,402 | | | | 4,402 | (H28～) コミュニティFM推進事業委託料 |
| | 地域おこし協力隊事業費(政策企画課) | 4,000 | | | | 4,000 | (H28～) 協力隊報酬(1人分)ほか |
| | ※資料1 【新規】花のみちプロジェクト事業費 | 2,231 | | | 2,231 | | 市道増永緑ヶ丘線植樹帯への植栽原材料(花苗)ほか (財源) ・ふるさと応援基金繰入金 2,231 |
| 地方創生移住・仕事(医療・介護)人材発掘育成事業費 | 484 | 363 | | | 121 | 地方創生移住・仕事(医療・介護)人材発掘育成事業委託料ほか (財源) ・県補助金 363 | |
| お試し暮らし体験住宅事業費 | 867 | | | 194 | 673 | 家賃借上料ほか (財源) ・体験住宅家賃 194 | |
| 老朽危険空家除却助成事業費 | 5,000 | 2,500 | | | 2,500 | 除却助成補助金 (財源) ・国庫補助金 2,500 | |

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

| 款 | 事 項 | 金 額 | 左 の 財 源 内 訳 | | | 一 般 財 源 | 説 明 (積算の基礎等) |
|------------------|--|---------|-------------|-----|-----|---------|---|
| | | | 特 定 財 源 | | | | |
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | |
| | 空家バンク事業費 | 362 | | | | 362 | 普通旅費、消耗品ほか |
| | 空家等対策費 | 518 | | | | 518 | 委員出席手当、普通旅費、消耗品費ほか |
| | 【新規】 荒尾総合文化センター活用事業費(NHK 全国放送公開番組) | 709 | | | | 709 | 「新BS日本のうた」開催経費 会場借上料ほか |
| | 熊本県議会議員選挙 費 | 1,569 | 1,569 | | | | 臨時職員賃金、費用弁償ほか (財源) ・県委託金 1,569 |
| | 荒尾市議会議員選挙 費 | 635 | | | | 635 | 委員出席手当、費用弁償ほか |
| 3 民 生 費 | 【新規】 荒尾市災害時避難行 動要支援者支援計画 策定事業費 | 280 | | | | 280 | 荒尾市災害時避難行動要支援者支援 計画の策定 報酬、費用弁償 |
| | 生活困窮者自立相談 支援事業費(任意事業 分) | 4,803 | 2,676 | | | 2,127 | 生活困窮者自立支援相談事業を補完 する専門的な支援事業 報酬ほか (財源) ・国庫補助金 2,676 |
| | 後期高齢者医療広域 連合負担金 | 882,228 | | | | 882,228 | 広域連合一般会計事務費 8,263 広域連合特別会計事務費 28,483 療養給付費 845,482 |
| | 【拡充】 放課後児童健全育成 事業費(みやじま学童 クラブ) | 5,479 | 3,652 | | | 1,827 | H30からみやじま学童クラブの新設 委託料 (財源) ・国庫補助金 1,826 ・県補助金 1,826 |
| | ※資料2 【新規】 放課後児童クラブ支 援事業費 | 14,368 | 9,578 | | | 4,790 | 放課後児童クラブの障がい児受入れを 推進するため、専門職員配置の補助を 行う。 補助金 (財源) ・国庫補助金 4,789 ・県補助金 4,789 |
| | 【新規】 子ども・子育て支援事 業計画策定費 | 2,020 | | | | 2,020 | 子ども・子育て支援事業計画の策定 委託料 |
| | ※資料3 【新規】 小規模保育所整備事 業費 | 343 | | | | 343 | 小規模保育所を整備するに当たり、選 定委員会の設置費用 報酬ほか |
| | ※資料4 【新規】 保育対策総合支援事 業費 | 29,530 | 25,838 | | | 3,692 | 保育士の負担軽減のため、保育補助者 の雇上げに対する補助 補助金 (財源) ・国庫補助金 22,147 ・県補助金 3,691 |

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

| 款 | 事 項 | 金 額 | 左 の 財 源 内 訳 | | | 一 般 財 源 | 説 明 (積算の基礎等) |
|------------------|---------------------------------------|---------|-------------|-----|---------|---------------|--|
| | | | 特 定 財 源 | | | | |
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | |
| | ※資料5 【新規】 待機児童解消対策事業費 | 2,925 | | | | 2,925 | 新たに市内の保育所等に勤める保育士に家賃補助を行う。 補助金 |
| | 【拡充】 子ども医療費助成現物給付化経費 | 224 | | | | 224 | H30.10月診療分から大牟田市の医療機関での受診分も現物化(国保は除く。) |
| 4 衛 生 費 | 乳幼児健診委託事業費 | 3,714 | | | 18 | 3,696 | (H26～) 3か月及び9か月健診を医療機関に委託し、個別健診化 委託料ほか (財源) ・実費徴収金 18 |
| | むし歯予防対策事業費 | 2,912 | 1,171 | | | 1,741 | (H23補正～) H27から全小・中学校へ拡大 フッ化物洗口用消耗品費ほか (財源) ・県補助金 1,171 |
| | 【新規】 プレパパ教室事業費 | 838 | | | | 838 | 妊婦の夫を対象とする育児教室を開催 備品購入費ほか |
| | ラムサール湿地荒尾干潟啓発事業費 | 4,065 | | | | 4,065 | 旅費、消耗品費、仮設トイレ借上料ほか |
| | 【新規】 環境保全課任期付職員人件費 | 4,472 | | | | 4,472 | 荒尾干潟水鳥・湿地センター長(5年) 一般職給ほか |
| | ※資料6 【新規】 複合検診事業費 (ピロリ菌検査追加) | 2,240 | | | 2,240 | | ピロリ菌検査追加 委託料 (財源) ・ふるさと応援基金繰入金 2,240 |
| | 大牟田・荒尾清掃施設組合負担金 | 278,770 | | | 160,318 | 118,452 | (前年度 400,931) (財源) ・ごみ処理手数料 160,318 |
| | リサイクル業務委託事業費 | 143,640 | | | | 143,640 | 委託料 |
| | 市民病院会計支出金 | 505,904 | | | | 505,904 | (前年度 521,928) |
| 水道事業会計支出金 | 188,942 | | | | 188,942 | (前年度 183,814) | |
| 6 農 林 水 産 業 費 | 農地利用適正化推進事業費 | 6,627 | 5,171 | | | 1,456 | 農地利用適正化推進委員報酬、農地利用適正化に係る活動・成果実績報酬、 旅費 (財源) ・県負担金 5,171 |
| | 機構集積支援事業費 | 5,160 | 4,924 | | | 236 | 臨時職員賃金、健康労働保険料ほか (財源) ・県補助金 4,924 |
| | 耕作放棄地解消事業費(用途転換促進事業) | 288 | 288 | | | | 費用弁償、郵便料ほか (財源) ・県補助金 288 |

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

| 款 | 事 項 | 金 額 | 左 の 財 源 内 訳 | | | 一 般 財 源 | 説 明 (積算の基礎等) |
|---|-----------------------------|--------|-------------|-----|--------|---------|--|
| | | | 特 定 財 源 | | | | |
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | |
| | 【新規】 農林水産課任期付職員 人件費 | 5,545 | | | | 5,545 | 任期付職員(3年) 一般職給ほか |
| | 荒尾梨ヤケ梨対策事 業費 | 644 | | | | 644 | (H28補正～) 補助金(利子補給) |
| | 農業振興地域整備事 業費 | 6,621 | | | | 6,621 | 農業振興地域整備計画全体見直し委託 料 |
| | 農業共済加入促進事 業費 | 395 | 197 | | | 198 | (H29補正～) 補助金 (財源) ・県補助金 197 |
| | 耕作放棄地解消事業 費 | 600 | 600 | | | | 補助金 (財源) ・県補助金 600 |
| | 機構集積協力金交付 事業費 | 14,328 | 14,318 | | 10 | | 報償金、郵便料、補助金 (財源) ・県補助金 14,318 ・受託収入 10 |
| | 環境保全型農業直接 支援対策費 | 1,028 | 770 | | | 258 | 補助金 (財源) ・県補助金 770 |
| | 農業産地確立促進事 業費 | 713 | | | 713 | | 補助金 (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 713 |
| | あらおブランド推進事 業費 | 2,237 | | | 2,237 | | 旅費、使用料、補助金 (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 2,237 |
| | 地域おこし協力隊事 業費(農林水産課) | 3,666 | | | | 3,666 | (H27補正～) 協力隊報酬(1人分)ほか |
| | 特産品販売・観光交 流拠点整備推進事業 費 | 5,236 | | | | 5,236 | 報酬、旅費、委託料 |
| | 人・農地プラン事業費 | 23,348 | 23,299 | | | 49 | 補助金、報酬 (財源) ・県補助金 23,299 |
| | 多面的機能支払交付 金事業費 | 34,914 | 26,114 | | | 8,800 | 交付金、旅費ほか (財源) ・県補助金 26,114 |
| | 県営土地改良総合整 備事業費 | 3,316 | 70 | | | 3,246 | 報酬、健康労働保険料、委託料ほか (財源) ・県補助金 12 ・県委託金 58 |
| | 林業木材産業生産性 強化対策事業費 | 83,800 | | | 83,800 | | 返還金 (財源) ・返還金 83,800 |
| | 荒尾海岸松林美化事 業費 | 1,189 | | | | 1,189 | 委託料 |
| | 海のイベント大会補助 金 | 650 | | | | 650 | マジック釣り大会補助金 |

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

| 款 | 事 項 | 金 額 | 左 の 財 源 内 訳 | | | 一 般 財 源 | 説 明 (積算の基礎等) |
|---------------------|----------------------------------|--------|-------------|-------|--------|---|---|
| | | | 特 定 財 源 | | | | |
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | |
| | 産学官連携エコシステムによる恵みの海「有明海」活性化事業費 | 17,312 | 8,656 | | | 8,656 | 委託料 (財源) ・地方創生推進交付金 8,656 |
| 7 商 工 費 | 空き店舗対策事業費 | 3,312 | | | | 3,312 | 補助金 |
| | 【新規】 ※資料7 奨学金返済わか者就 労支援事業費 | 2,524 | | | | 2,524 | 印刷製本費、補助金 |
| | 旅の提案・開発事業 補助金 | 900 | | | 450 | 450 | 補助金 (財源) ・熊本地震復興基金交付金 450 |
| | 観光ガイドサービス提 供事業補助金 | 294 | | | 147 | 147 | 補助金 (財源) ・熊本地震復興基金交付金 147 |
| | 観光まちづくり推進事 業補助金 | 1,500 | | | 750 | 750 | 補助金 (財源) ・熊本地震復興基金交付金 750 |
| | 荒尾市おもてなし向上 事業費 | 3,872 | | | 1,936 | 1,936 | 消耗品費、広告料、委託料 (財源) ・熊本地震復興基金交付金 1,936 |
| | 教育旅行誘致推進事 業費 | 612 | | | | 612 | 消耗品費、委託料、負担金 |
| | 有明圏域定住自立圏 観光推進事業費 | 391 | | | | 391 | 負担金 |
| | 地域おこし協力隊事 業費(産業振興課) | 1,015 | | | | 1,015 | (H27補正～) 共済費、補助金 |
| | 世界文化遺産保存活 用推進事業費 | 4,793 | | | | 4,793 | 旅費、委託料、負担金ほか |
| | 万田坑・専用鉄道敷 跡保存管理事業費 | 8,994 | 1,500 | | 4,079 | 3,415 | 消耗品費、燃料費、委託料 (財源) ・県補助金 1,500 ・埋設管等使用料 4,079 |
| | 万田坑世界遺産登録 に伴う集客増対応事 業費 | 2,814 | | | 117 | 2,697 | 万田坑ガイド活動謝金、委託料、借上 料、三池エリアおもてなし推進協議会負 担金 (財源) ・土地転貸料 117 |
| | 世界遺産まちづくり人 材育成事業費 | 1,682 | | | | 1,682 | 報償金、旅費、委託料ほか |
| | 世界遺産修復・公開・ 活用事業費 | 15,648 | 8,160 | | | 7,488 | 旅費、消耗品費、委託料 (財源) ・国補助金 7,419 ・県補助金 741 |
| | 万田坑世界遺産啓発 イベント運営事業費 | 6,480 | | | | 6,480 | 委託料 |
| 荒尾産業団地管理費 | 1,400 | | | 1,400 | | 貸工場審査委員手当、委託料ほか (財源) ・貸工場賃料 1,400 | |
| いきいき産業立地促 進助成事業費 | 56,149 | | | | 56,149 | 補助金 | |

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

| 款 | 事 項 | 金 額 | 左 の 財 源 内 訳 | | | 一 般 財 源 | 説 明 (積算の基礎等) |
|------------------|------------------------------------|---------|-------------|-----|--------|---------|--|
| | | | 特 定 財 源 | | | | |
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | |
| | ※資料8 【新規】 新規工業団地整備可能性適地調査事業費 | 7,982 | | | | 7,982 | 委託料 |
| | ※資料9 【新規】 企業立地意向調査事業費 | 1,362 | | | | 1,362 | 委託料 |
| | 地方消費者行政活性化事業費 | 4,716 | 2,447 | | | 2,269 | 報酬、費用弁償ほか (財源) ・県補助金 2,447 |
| 8 土 木 費 | 下水道事業会計支出金 | 375,477 | | | | 375,477 | (前年度 386,930) |
| | 有明海沿岸道路「荒尾・玉名地域」整備促進期成会負担金 | 200 | | | | 200 | 負担金 |
| | 社会資本整備総合交付金事業費 (橋梁定期点検) | 6,900 | 3,795 | | | 3,105 | 委託料 (財源) ・国庫補助金 3,795 |
| | 【新規】 社会資本整備総合交付金事業費 (舗装修繕計画) | 27,000 | 14,850 | | | 12,150 | 委託料 (財源) ・国庫補助金 14,850 |
| | 競馬場跡地管理事業費 | 21,200 | | | 21,200 | | 委託料、土地借上料ほか (財源) ・旧競馬場施設貸付料 21,200 |
| | 住宅・建築物安全ストック形成事業費 | 1,250 | 1,250 | | | | アスベスト含有調査等事業補助金 (財源) ・国庫補助金 1,250 |
| 9 消 防 費 | 有明広域行政事務組合消防負担金 | 505,508 | | | | 505,508 | 消防費負担金 (前年度 518,053) |
| | 消防施設新設費 | 4,914 | | | | 4,914 | 消防施設用地分筆測量業務委託料、消火栓新設負担金 |
| | 消防団デジタル無線配備事業費 | 347 | | | | 347 | 備品購入費(携帯型デジタル簡易無線機) |
| | 防災備蓄品等整備事業費 | 800 | | | | 800 | 消耗品費、食糧費、備品購入費 |
| | 自主防災組織育成事業費 | 400 | | | | 400 | 補助金(設立促進助成金8地区分) |
| | 【新規】 くらしいきいき課任期付職員人件費 | 5,545 | | | | 5,545 | 任期付職員(3年) 地域防災マネージャー 一般職給ほか |

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

| 款 | 事 項 | 金 額 | 左 の 財 源 内 訳 | | | 一 般 財 源 | 説 明 (積算の基礎等) |
|------------------------|---|--------|-------------|-------|--------|-------------------|--|
| | | | 特 定 財 源 | | | | |
| | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | | |
| 10 教 育 費 | ※資料10 【拡充】 語学指導外国青年招 致事業費(臨時分) | 7,977 | | | | 7,977 | ALT2人増員 報酬ほか |
| | 幼・保・小・中・高連携 事業費 | 100 | | | 100 | | 消耗品費 (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 100 |
| | 児童生徒の運動部活 動等あり方検討会事 業費 | 361 | 150 | | | 211 | (H28～) 委員会出席手当、報償費、旅費、消耗 品費、郵便料 (財源) ・県補助金 150 |
| | ※資料11 【新規】 授業改善アドバイザー 活用事業費 | 900 | | | | 900 | 報償費 |
| | 退職手当 | 40,305 | | | | 40,305 | 2人(前年度 0人) |
| | 【拡充】 小学校振興費 | 2,030 | | | | 2,030 | 準要保護児童就学援助費(その他) 新入学学用品費(H31年度入学分) |
| | 【拡充】 小学校特別支援教育 支援員 | 25,714 | | | | 25,714 | H30から小学校への配置増員及び土曜 授業分の増 +6人、+7,233(対H29.6月補正比) |
| | 学校司書配置事業費 | 6,825 | | | | 6,825 | (H29補正～) 報酬、共済費 |
| | コミュニティ・スクール 推進事業費 | 100 | | | | 100 | 学校運営協議会委員報酬 |
| | コミュニティ・スクール 導入事業費 | 246 | | | | 246 | 講師謝金、旅費、消耗品費、食糧費、印 刷製本費、図書購入費、郵便料、通信 運搬費、車借上料 |
| | 【新規】 中学校振興費 | 300 | | | | 300 | 文化部部活動補助金(新規補助金) |
| | 【拡充】 中学校振興費 | 3,555 | | | | 3,555 | 準要保護生徒就学援助費(その他) 新入学学用品費(H31年度入学分) |
| | 【拡充】 中学校特別支援教育 支援員 | 10,598 | | | | 10,598 | H30から中学校への配置増員及び土曜 授業分の増 +2人、+2,739(対H29.6月補正比) |
| | ※資料12 【拡充】 英語検定チャレンジ事 業費 | 3,587 | | | 3,587 | | H30から中学1年生から3年生まで拡充 する。 消耗品費、手数料 (財源) ・準会場経費 368 ・受験者負担金 1 ・荒尾子ども未来基金繰入金 3,218 |
| 【新規】 文化財保存整備事業 費 | 44,001 | | | | 44,001 | 報酬、報償費、旅費、消耗品、委託料 | |

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

| 款 | 事 項 | 金 額 | 左 の 財 源 内 訳 | | | 一 般 財 源 | 説 明 (積算の基礎等) |
|-----------|---------------------------------|---------|-------------|-------|--------|---------|---|
| | | | 特 定 財 源 | | | | |
| | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | | |
| | 【新規】 民俗文化財伝承・活用等事業費 | 457 | | | | 457 | 野原八幡宮風流の国指定重要無形民俗文化財へ向けた準備報償費、旅費 |
| | 国際交流員招致事業費 | 4,897 | | | | 4,897 | (H29補正～) 報酬、共済費、旅費、消耗品、保険料、借上料、備品、負担金 |
| | 【新規】 くまもと子ども芸術祭事業費 | 4,194 | | | | 4,194 | 報償費、会場借上料ほか |
| | 国重要文化財建造物保存修理事業費 | 1,250 | 685 | | | 565 | 報酬、旅費、消耗品費(財源) ・国庫補助金 623 ・県補助金 62 |
| | 学校支援地域本部事業費(拡充分) | 2,225 | | | | 2,225 | 報償費、旅費、消耗品費、保険料 |
| | 地域未来塾事業費 | 4,061 | 2,707 | | | 1,354 | 講師謝金、旅費、消耗品費、保険料(財源) ・県補助金 2,707 |
| | 青少年防犯パトロール強化事業費 | 1,739 | | | | 1,739 | 専任指導員報酬、労働保険料、旅費 |
| | 【新規】 宮崎兄弟顕彰事業費 | 79 | | | | 79 | 生家施設25周年記念講演会講師謝金及びロゴマーク作成委託料 |
| | 宮崎兄弟の生家おもてなし向上事業費 | 1,617 | | | | 1,617 | 非常勤職員報酬、健康労働保険料 |
| | 【新規】 宮崎兄弟の生家施設シンボルツリー樹勢回復事業費 | 602 | | | | 602 | 友情の梅の木及び菩提樹の樹勢回復委託料 |
| | 運動公園施設改修費 | 3,078 | | | | 3,078 | ゲートボール場南側斜面樹木伐採委託 |
| | 給食センター管理費 | 95,170 | | | 19,658 | 75,512 | (H28～) 給食センター調理・配送等業務委託料(財源) ・長洲町学校給食受託事業費 19,658 |
| | 【新規】 給食センター管理費(臨時及び非常勤職員雇用) | 1,950 | | | 422 | 1,528 | 栄養士臨時職員賃金(財源) ・長洲町学校給食受託事業費 |
| | 学校給食費無償化事業費 | 115,909 | | | | 115,909 | (H29～) 学校給食費無償化補助金 |
| 12 公債費 | H23第三セクター等改革推進債元利償還金 | 139,060 | | | | 139,060 | H24から10年間 |

※は別紙に事業シート有

投資的経費の内訳

(単位:千円)

| 区 分 | 事業費 | 左の財源内訳 | | | | 前年度(H29) | | 増減額・率 | | |
|--------------------------|-------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|
| | | 特定財源 | | | 一般財源 | 事業費 | 一般財源 | 事業費 | 一般財源 | |
| | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | | | |
| 1 普通建設事業 (7) + (イ) | (1,647,951) | (673,256) | (510,700) | (169,084) | (294,911) | | | 237,855 | 264,293 | |
| | 1,885,806 | 698,699 | 540,100 | 87,803 | 559,204 | 1,647,951 | 294,911 | 14.4% | 89.6% | |
| 内 訳 | (7) 補助事業 | (1,221,202) | (668,396) | (477,830) | (74,976) | | | △ 110,106 | △ 8,467 | |
| | (イ) 単独事業 | 1,111,096 | 676,208 | 363,960 | 4,419 | 66,509 | 1,221,202 | 74,976 | △ 9.0% | △ 11.3% |
| | (イ) 単独事業 | (426,749) | (4,860) | (32,870) | (169,084) | (219,935) | | 347,961 | 272,760 | |
| | | 774,710 | 22,491 | 176,140 | 83,384 | 492,695 | 426,749 | 219,935 | 81.5% | 124.0% |
| 2 災害復旧事業 | (5,012) | | | | (5,012) | | | 189 | 189 | |
| | 5,201 | | | | 5,201 | 5,012 | 5,012 | 3.8% | 3.8% | |
| 合計 (1 + 2) | (1,652,963) | (673,256) | (510,700) | (169,084) | (299,923) | | | 238,044 | 264,482 | |
| | 1,891,007 | 698,699 | 540,100 | 87,803 | 564,405 | 1,652,963 | 299,923 | 14.4% | 88.2% | |

()書:前年度数値

(補助事業)

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 事業費 | 補助基本額 | 補助率 | 事業費の財源内訳 | | | 一般財源 | 説明 (積算の基礎等) |
|-------------|------------------------|---------|---------|-----------------------|----------|--------|-------|-------|---|
| | | | | | 特定財源 | | | | |
| | | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | |
| 3 民生費 | 介護予防拠点整備事業費 | 37,500 | 37,500 | 県10/10 | 37,500 | | | | 介護予防拠点整備事業補助金 7,500×5か所 (財源) ・県補助金 37,500 |
| | 人権啓発センター施設改修費 | 26,924 | | | 20,192 | | | 6,732 | 人権啓発センター外壁改修工事 (財源) ・県補助金 20,192 |
| | 計 | 64,424 | 37,500 | | 57,692 | | | 6,732 | |
| 4 衛生費 | 合併処理浄化槽設置補助事業費 | 17,514 | 17,514 | 国1/3 県1/3未 満 | 9,714 | | | 7,800 | 50基 (財源) ・国庫補助金 5,838 ・県補助金 3,876 |
| | 計 | 17,514 | 17,514 | | 9,714 | | | 7,800 | |
| 6 農林水産業費 | 団体営土地改良総合整備事業費 | 10,211 | 10,211 | 国50% 県15% 地元25% | 6,636 | 900 | | 2,675 | 圃場整備(下赤田地区) (財源) ・県補助金 6,636 ・農業基盤整備事業債 900 |
| | 県営川登地区圃場整備事業負担金 | 13,500 | 13,500 | | | 5,400 | 4,419 | 3,681 | 県負担金 (財源) ・地元負担金 4,419 ・農業基盤整備事業債 5,400 |
| | 林業木材産業生産性強化対策事業費 | 148,500 | 270,000 | 国50% 県5% | 148,500 | | | | 補助金 (財源) ・県補助金 148,500 |
| | 計 | 172,211 | 293,711 | | 155,136 | 6,300 | 4,419 | 6,356 | |
| 8 土木費 | 社会資本整備総合交付金事業費(大谷長洲港線) | 22,000 | 22,000 | 国55/100 | 12,100 | 8,910 | | 990 | 工事請負費 水野工区L=196.6m (財源) ・国庫補助金 12,100 ・道路橋梁事業債 8,910 |
| | 社会資本整備総合交付金事業費(中央野原線) | 150,000 | 150,000 | 国55/100 | 82,500 | 60,750 | | 6,750 | 工事請負費 L=280m (財源) ・国庫補助金 82,500 ・道路橋梁事業債 60,750 |
| | 社会資本整備総合交付金事業費(万田田添線) | 87,000 | 87,000 | 国55/100 | 47,850 | 35,200 | | 3,950 | 委託料、用地取得費、家屋等移転補償金 (財源) ・国庫補助金 47,850 ・道路橋梁事業債 35,200 |
| | 社会資本整備総合交付金事業費(西原桜町線) | 39,000 | 39,000 | 国55/100 | 21,450 | 15,790 | | 1,760 | 工事請負費 L=70m (財源) ・国庫補助金 21,450 ・道路橋梁事業債 15,790 |
| | 社会資本整備総合交付金事業費(川後田府本線) | 56,000 | 56,000 | 国55/100 | 30,800 | 22,680 | | 2,520 | 委託料、工事請負費L=50m、用地取得費、家屋等移転補償金 (財源) ・国庫補助金 30,800 ・道路橋梁事業債 22,680 |
| | 社会資本整備総合交付金事業費(貝塚本村線) | 3,500 | 3,500 | 国55/100 | 1,925 | 1,410 | | 165 | 工事請負費 L=50m (財源) ・国庫補助金 1,925 ・道路橋梁事業債 1,410 |

(補助事業)

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 事業費 | 補助基本額 | 補助率 | 事業費の財源内訳 | | | 一般財源 | 説明 (積算の基礎等) |
|-----------|-----------------------------|-----------|-----------|--|----------|---------|-------|--------|--|
| | | | | | 特定財源 | | | | |
| | | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | |
| | 社会資本整備総合交付金事業費 (荒尾港海岸堤防) | 250,000 | 250,000 | 国50/100 | 125,000 | 112,500 | | 12,500 | 工事請負費 L=400m (財源) ・国庫補助金 125,000 ・海岸保全事業債 112,500 |
| | 公園施設長寿命化対策事業費 | 24,380 | 24,380 | 国50/100 | 12,190 | 10,500 | | 1,690 | 工事請負費 (財源) ・国庫補助金 12,190 ・都市公園事業債 10,500 |
| | 住宅・建築物安全ストック形成事業費 | 17,069 | 17,069 | (耐震診断) 国1/3 (緊急輸送) 国1/3 県1/6 (がけ地) 国1/2 県1/4 (耐震設計) 国1/3 県1/3 (耐震改修) 国11.5% 県38.5% (建替工事) 国11.5% 県11.5% (シェルター) 国1/4 件1/4 | 14,691 | | | 2,378 | 戸建木造住宅耐震診断事業補助金 緊急輸送道路沿岸建築物耐震診断事業補助金 がけ地近接等危険住宅移転補助金 戸建木造住宅耐震設計事業補助金 戸建木造住宅耐震改修工事事業補助金 戸建木造住宅建替工事補助金 戸建木造住宅耐震シェルター工事補助金 (財源) ・国庫補助金 7,724 ・県補助金 6,967 |
| | 公営住宅ストック総合改善事業費 | 137,159 | 137,159 | 国50/100 | 68,579 | 68,500 | | 80 | 外壁調査・設計委託(桜山団地、中央区団地)、工事請負費(桜山団地、中央区団地、ひばりヶ丘団地) (財源) ・国庫補助金 68,579 ・公営住宅建設事業債 68,500 |
| | 計 | 786,108 | 786,108 | | 417,085 | 336,240 | | 32,783 | |
| 10 教育費 | 国重要文化財建造物保存修理事業費 | 23,219 | 23,219 | 1/2 | 12,771 | | | 10,448 | 設計及び監理委託料 13,166 保存修理工事 10,053 (財源) ・国庫補助金 11,610 ・県補助金 1,161 |
| | 荒尾運動公園施設長寿命化計画事業費 | 47,620 | 47,620 | 1/2 | 23,810 | 21,420 | | 2,390 | 野球場スコアボード改修工事 (財源) ・国庫補助金 23,810 ・都市公園事業債 21,400 |
| | 計 | 70,839 | 70,839 | | 36,581 | 21,420 | | 12,838 | |
| | 合計 | 1,111,096 | 1,205,672 | | 676,208 | 363,960 | 4,419 | 66,509 | |

(単 独 事 業)

(単位:千円)

| 款 | 事 項 | 金 額 | 左 の 財 源 内 訳 | | | | 説 明 (積算の基礎等) |
|-------------|----------------------|---------|-------------|-------|-------|---------|---|
| | | | 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 | |
| | | | 国 県 支 出 金 | 地 方 債 | そ の 他 | | |
| 2 総務費 | 公用車購入・リース費 | 4,776 | | | | 4,776 | 公用車購入費(2台) |
| | 庁舎維持管理費 | 4,692 | | | | 4,692 | プレハブリース料 |
| | 庁舎施設改修費 | 6,020 | | | | 6,020 | 防火シャッター改修工事 |
| | ※資料13 地域の拠点づくり事業費 | 10,774 | | | | 10,774 | 旧三小校区地域の拠点の整備 |
| | 荒尾総合文化センター施設改修費 | 8,057 | | | | 8,057 | 電気室真空遮断器更新、高圧交流負荷開閉器更新、電気室エアコン修繕 |
| | 計 | 34,319 | | | | 34,319 | |
| 3 民生費 | ふれあい福祉センター施設改修費 | 3,300 | | | | 3,300 | 空調機修繕 |
| | 計 | 3,300 | | | | 3,300 | |
| 4 衛生費 | 荒尾干潟水鳥・湿地センター公用車購入費 | 1,498 | | | 490 | 1,008 | 公用車購入(1台) (財源) ・ふるさと応援基金繰入金 490 |
| | 畜場施設改修費 | 1,610 | | | | 1,610 | い・ろ・は号炉吸気口金物及び雨仕舞カバー取替え |
| | 保健センター公用車購入事業費 | 1,391 | | | | 1,391 | 公用車購入費(1台) |
| | リレーセンター施設改修費 | 13,391 | | | | 13,391 | フィダーパット交換、フィダーシリンダオーバーホール、移動装置鉄板張り替え、水散布装置ポンプ交換 |
| | 松ヶ浦環境センター施設改修費 | 87,671 | | | | 87,671 | 硝化脱窒膜分離装置用膜交換・改造ほか |
| | 松ヶ浦環境センター整備事業費 | 7,857 | | | | 7,857 | 天蓋付2トンダンプ購入費 |
| | 計 | 113,418 | | | 490 | 112,928 | |
| 6 農林水産業費 | 農漁業生産施設助成金 | 4,883 | | | | 4,883 | 道路、水路 |
| | 土地改良施設維持管理適正化事業費 | 2,942 | | | | 2,942 | 浦川排水機場補修負担金 |

(単 独 事 業)

(単位:千円)

| 款 | 事 項 | 金 額 | 左 の 財 源 内 訳 | | | 一 般 財 源 | 説 明 (積算の基礎等) |
|------------------|------------------------------|--------|-------------|--------|--------|---------|--|
| | | | 特 定 財 源 | | | | |
| | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | | |
| | 有明海活性化対策事業費 | 5,500 | | | | 5,500 | 補助金 |
| | 水産基盤整備交付金事業(漁港漁場整備分)補助金 | 1,860 | 1,860 | | | | 補助金 (財源) ・県補助金 1,860 |
| | 水産業協同利用施設整備補助金 | 1,932 | 966 | | | 966 | 補助金 (財源) ・県補助金 966 |
| | 水産多面的機能発揮対策事業費 | 1,070 | | | | 1,070 | 負担金 |
| | 計 | 18,187 | 2,826 | | | 15,361 | |
| 7 商 工 費 | ※資料14 【新規】 観光拠点整備推進事業費 | 33,330 | 16,665 | | | 16,665 | 補助金 (財源) ・熊本地震復興基金交付金 16,665 |
| | 工業団地土地賃貸事業費 | 21,386 | | | 14,129 | 7,257 | 用地取得費 (財源) ・土地賃貸料 14,129 |
| | 計 | 54,716 | 16,665 | | 14,129 | 23,922 | |
| 8 土 木 費 | 道路施設改修費 | 41,500 | | | | 41,500 | 工事請負費(貝塚本村線側溝改良工事、昭和町1号線側溝改良工事、向一部藪牟田線舗装補修工事、朝日町1号線外1件舗装補修工事) |
| | 集落道路改良事業費 | 26,500 | | 4,900 | | 21,600 | 集落道路改良工事(東宮内地区、金山下区、上井手地区) (財源) ・国土保全対策事業債 4,900 |
| | ※資料15 道路改良事業費 | 35,733 | | 10,560 | 4,900 | 20,273 | 増永緑ヶ丘線植樹帯整備工事(9,800)、用地取得費等 (財源) ・道路橋梁事業債 10,560 ・ふるさと応援基金繰入金 4,900 |
| | 外磯水島線交差点改良事業費 | 44,000 | | | | 44,000 | 外磯水島線道路改良工事費 |
| | 交通安全施設整備事業費 | 10,000 | | | | 10,000 | 交通安全対策特別交付金対象事業 |
| | 川登川護岸整備事業費 | 34,500 | | 27,000 | | 7,500 | 委託料、工事請負費 (財源) ・河川事業債 27,000 |
| | 海岸堤防事業費 | 12,500 | | 11,200 | | 1,300 | 社会資本整備(海岸堤防)事務費 (財源) ・海岸保全事業債 11,200 |

(単 独 事 業)

(単位:千円)

| 款 | 事 項 | 金 額 | 左 の 財 源 内 訳 | | | | 説 明 (積算の基礎等) |
|-------------------|--------------------------|---------|-------------|--------|--------|--|-----------------|
| | | | 特 定 財 源 | | | 一般財源 | |
| | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | | |
| | 競馬場跡地工事請負費 | 62,000 | | | 62,000 | 解体工事費 (財源) ・特別会計繰入金 62,000 | |
| | 公園長寿命化対策事業費 | 3,548 | | 3,080 | | 468 社会資本整備(都市公園)事務費 (財源) ・都市公園事業債 3,080 | |
| | ※資料16 街路計画事業費 | 3,000 | | | | 3,000 (新規) 南荒尾駅前広場駐輪場整備工事 | |
| | 一般排水路施設改修費 | 16,500 | | 14,800 | | 1,700 水路改修工事(助丸地区、樺下地区) (財源) ・国土保全対策事業債 14,800 | |
| | 住宅施設改修費(新生区団地解体工事) | 12,000 | | | | 12,000 工事請負費 | |
| | 熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業費 | 3,000 | 3,000 | | | 土砂災害特別警戒区域からの移転補助 (財源) ・県補助金 3,000 | |
| | 公営住宅ストック総合改善事業費(単独分) | 6,829 | | | | 6,829 工事請負費(桜山団地、中央区団地、ひばりヶ丘団地)の補助対象外経費 | |
| | 計 | 311,610 | 3,000 | 71,540 | 66,900 | 170,170 | |
| 9 消 防 費 | 消防施設新設費 | 47,460 | | 47,400 | | 60 消防団格納庫及びホース乾燥塔新設工事、 機械器具費、自動車購入費 (財源) ・消防施設整備事業債 47,400 | |
| | 全国瞬時警報システムJ-ALERT整備事業費 | 2,413 | | 2,400 | | 13 J-ALERT受信機更新委託料 (財源) ・防災施設整備事業債 2,400 | |
| | 計 | 49,873 | | 49,800 | | 73 | |
| 10 教 育 費 | 小学校施設改修費 | 38,880 | | 29,100 | | 9,780 万田小学校体育館屋根改修工事 (財源) ・小学校施設整備事業債 29,100 | |
| | 小学校施設改修費 | 40,920 | | | | 40,920 桜山小学校運動場排水改修工事 | |
| | 小学校施設改修費 | 2,776 | | | | 2,776 有明小学校放送設備更新工事 | |
| | ※資料17 小学校教室用エアコン整備事業費 | 34,373 | | 25,700 | | 8,673 エアコン調査設計委託料 (財源) ・小学校施設整備事業債 25,700 | |

(単 独 事 業)

(単位:千円)

| 款 | 事 項 | 金 額 | 左 の 財 源 内 訳 | | | 一 般 財 源 | 説 明 (積算の基礎等) |
|---|----------------------------|---------|-------------|---------|--------|---------|--|
| | | | 特 定 財 源 | | | | |
| | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | | |
| | ※資料18 小学校ICT環境整備 事業費 | 3,698 | | | | 3,698 | (新規) 備品購入費(電子黒板) |
| | 中学校施設改修費 | 26,676 | | | | 26,676 | 海陽中プール改修工事 |
| | ※資料19 中学校施設改修費 | 28,107 | | | | 28,107 | (新規) LED設置工事費 |
| | 中学校ICT環境整備 事業費 | 1,387 | | | | 1,387 | 備品購入費 |
| | 中央公民館施設改 修費 | 1,350 | | | | 1,350 | 体育室床改修費 |
| | 地域体育館施設改 修費 | 2,505 | | | | 2,505 | 東大谷体育館天井照明設備改修費 |
| | 給食施設改修事業 費 | 8,615 | | | 1,865 | 6,750 | 給食配送車購入費 (財源) ・長洲町学校給食受託事業収入 1,865 |
| | 計 | 189,287 | | 54,800 | 1,865 | 132,622 | |
| | 合 計 | 774,710 | 22,491 | 176,140 | 83,384 | 492,695 | |

(災害復旧事業)

(単位:千円)

| 款 | 事 項 | 金 額 | 左 の 財 源 内 訳 | | | | 説 明 (積算の基礎等) |
|-----------------------------|---------|-------|-------------|-----|-----|-------|-----------------|
| | | | 特 定 財 源 | | | 一般財源 | |
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | |
| 11 災 害 復 旧 費 | 農林災害復旧費 | 1,000 | | | | 1,000 | 測量委託料等 |
| | 土木災害復旧費 | 4,201 | | | | 4,201 | 測量委託料、工事請負費ほか |
| | 計 | 5,201 | | | | 5,201 | |
| | 合 計 | 5,201 | | | | 5,201 | |

特別会計繰出金

(単位:千円)

| 区 分 | 金 額 | 左 の 財 源 内 訳 | | | | 前年度 (H29) | 増減額 |
|------------------|-----------|-------------|-----|-----|-----------|--------------|----------|
| | | 特 定 財 源 | | | 一般財源 | | |
| | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | |
| 国民健康保険 | 660,043 | 307,904 | | | 352,139 | 676,954 | △ 16,911 |
| 介護保険 (保険事業勘定) | 826,932 | 11,614 | | | 815,318 | 885,029 | △ 58,097 |
| 後期高齢者医療 | 247,268 | 156,344 | | | 90,924 | 237,597 | 9,671 |
| 南新地土地区画整理事業 | 144,485 | | | | 144,485 | 162,910 | △ 18,425 |
| 計 | 1,878,728 | 475,862 | | | 1,402,866 | 1,962,490 | △ 83,762 |

【平成30年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料1

| 新規・拡充 | 予算 | 款 02総務費 | 項 01総務管理費 | 目 07企画費 | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---|--------------|-----------|---------|-----|---------|----------|-----------------|--------|--------------|----------|---------------|-------|---|----------|
| 事業名 | 花のみちプロジェクト事業費 | | | | | | | | | | | | | | |
| 重点戦略『あらお未来プロジェクト』 | 戦略方針 | みんなで創る「街づくり」 | | | | | 所管 部局 | くらしいきいき課 | | | | | | | |
| | 具体的な施策 | 地域資源の環境保全 | | | | | | | | | | | | | |
| 本年度 予算額 | 2,231千円 | 財源内訳 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | | | | | | | | |
| | | | | | | 2,231千円 | | | | | | | | | |
| 目的・趣旨 | <p>花植え活動を通じて、道路沿線の企業及び団体、学校、地域住民間にコミュニケーションが生まれ、新たな地域コミュニティづくりに役立つことが期待されるとともに、緑豊かな環境と美しい街並みの形成を目的として実施する。</p> <p>また、多くの方が利用する増永緑ヶ丘線を美しくすることで、本市を訪れる方をもてなす。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業概要等 | <p>本市の主要幹線道路の一つである増永緑ヶ丘線の、本村交差点からシティモール公園までの道路沿線(約2.2km)の植樹帯(約1.2km)に、地元の住民、学校、商店街、団体などを中心に多くの方の参加を募り、花の植栽とその後の維持管理をお願いしていく。</p> <p>植栽箇所と範囲については、参加者が無理しないようお互いに協議の上決定する。そして、それぞれが植栽した場所には、各団体の看板を設置する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">・道路沿い花壇水やり作業委託料</td> <td style="text-align: right;">710 千円</td> </tr> <tr> <td>・原材料(花苗、肥料代)</td> <td style="text-align: right;">1,464 千円</td> </tr> <tr> <td>・一般消耗品(プレート代)</td> <td style="text-align: right;">57 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">2,231 千円</td> </tr> </table> | | | | | | | ・道路沿い花壇水やり作業委託料 | 710 千円 | ・原材料(花苗、肥料代) | 1,464 千円 | ・一般消耗品(プレート代) | 57 千円 | 計 | 2,231 千円 |
| ・道路沿い花壇水やり作業委託料 | 710 千円 | | | | | | | | | | | | | | |
| ・原材料(花苗、肥料代) | 1,464 千円 | | | | | | | | | | | | | | |
| ・一般消耗品(プレート代) | 57 千円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 2,231 千円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 主な 特定財源 | ・ふるさと応援基金繰入金 2,231千円 | | | | | | | | | | | | | | |

【平成30年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料2

| | | | | | | | | |
|-------------------------------|--|--------------|---------|---------|---------|-----|-----------|--------|
| ①新規・拡充 | 予算 | 款 | 03民生費 | 項 | 02児童福祉費 | 目 | 01児童福祉総務費 | |
| 事業名 | 放課後児童クラブ支援事業費 | | | | | | | |
| 重点戦略 『あらお未 来プロジェ クト』 | 戦略方針 | みんなで育む「人づくり」 | | | | | 所管 部局 | 子育て支援課 |
| | 具体的な施策 | 多様な保育需要への対応 | | | | | | |
| 本年度 予算額 | 14,368千円 | 財源内訳 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| | | | 4,789千円 | 4,789千円 | | | 4,790千円 | |
| 目的・趣旨 | <p>保護者が労働等で昼間家庭にいない児童の増加により、学童保育への需要は年々増加している。放課後に児童が安心して過ごせる生活の場を提供することで、保護者の就労や子育て支援を行う。 職員を1人加配する補助を実施することで、障がい児の受入れを推進する。</p> | | | | | | | |
| 事業概要等 | <p>放課後児童クラブにおける障がい児受入れを推進するため、障がい児(1人以上)の受入れに必要な専門的知識等を有する職員配置のための補助を行う。 1,796千円×8クラブ=14,368千円</p> <p>・障がい児受入推進事業補助金 14,368 千円</p> | | | | | | | |
| 主な 特定財源 | <p>・放課後児童クラブ支援事業費国庫補助金 4,789千円(1/3) ・放課後児童クラブ支援事業費県補助金 4,789千円(1/3)</p> | | | | | | | |

【平成30年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料3

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|--------------|-----------|-------------|-----|-----|----------|------------|--------|-------|------|---|--------|
| 新規・拡充 | 予算 | 款 03民生費 | 項 02児童福祉費 | 目 01児童福祉総務費 | | | | | | | | | |
| 事業名 | 小規模保育所整備事業費 | | | | | | | | | | | | |
| 重点戦略 『あらお未来プロジェクト』 | 戦略方針 | みんなで育む「人づくり」 | | | | | 所管 部局 | 子育て支援課 | | | | | |
| | 具体的な施策 | 保育所等の待機児童の解消 | | | | | | | | | | | |
| 本年度 予算額 | 343千円 | 財源内訳 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | | | | | | |
| | | | | | | | 343千円 | | | | | | |
| 目的・趣旨 | 近年の少子化にもかかわらず保育ニーズは高まっている。本市では平成24年度から待機児童が発生しており、平成29年度4月時点で18人発生している。地域型保育事業のうち小規模保育所(民設公募)を1か所整備することで、0～2歳児の確保方を強化する。 | | | | | | | | | | | | |
| 事業概要等 | <p>地域型保育事業のうち小規模保育所(民設公募)を1か所整備し、0～2歳児の確保方を強化する。 平成31年度中の民設小規模保育所開設を目指し、公募を行い、有識者による選定委員会にて最適者を選定する。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">・選定委員会委員報酬</td> <td style="text-align: right;">336 千円</td> </tr> <tr> <td>・費用弁償</td> <td style="text-align: right;">7 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">343 千円</td> </tr> </table> | | | | | | | ・選定委員会委員報酬 | 336 千円 | ・費用弁償 | 7 千円 | 計 | 343 千円 |
| ・選定委員会委員報酬 | 336 千円 | | | | | | | | | | | | |
| ・費用弁償 | 7 千円 | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 343 千円 | | | | | | | | | | | | |
| 主な 特定財源 | | | | | | | | | | | | | |

【平成30年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料4

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|---|--------------|-----------|-------------|---------|------|--------|----------------------|-----------|------------|--|-------------------------|----------|------------|--|---|-----------|
| 新規・拡充 | 予算 | 款 03民生費 | 項 02児童福祉費 | 目 01児童福祉総務費 | | | | | | | | | | | | | |
| 事業名 | 保育対策総合支援事業費 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 重点戦略『あらお未来プロジェクト』 | 戦略方針 | みんなで育む「人づくり」 | | | | 所管部局 | 子育て支援課 | | | | | | | | | | |
| | 具体的な施策 | 保育所等の待機児童の解消 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本年度予算額 | 29,530千円 | | 財源内訳 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | | | | | | | | | |
| | | | | 22,147千円 | 3,691千円 | | | 3,692千円 | | | | | | | | | |
| 目的・趣旨 | 本市では平成24年度から待機児童が発生しており、平成29年度4月時点で18人発生している。市内保育所等での受入れを拡大したいが、公立・私立ともにそのための保育士確保が難しい状況である。保育士の業務負担を軽減することで、保育士の離職を防止し、保育士確保を図る。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業概要等 | <p>保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">・保育補助者雇上強化事業補助金(保育所)</td> <td style="text-align: right;">23,624 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">2,953千円×8園</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・保育補助者雇上強化事業補助金(認定こども園)</td> <td style="text-align: right;">5,906 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">2,953千円×2園</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">29,530 千円</td> </tr> </table> | | | | | | | ・保育補助者雇上強化事業補助金(保育所) | 23,624 千円 | 2,953千円×8園 | | ・保育補助者雇上強化事業補助金(認定こども園) | 5,906 千円 | 2,953千円×2園 | | 計 | 29,530 千円 |
| ・保育補助者雇上強化事業補助金(保育所) | 23,624 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2,953千円×8園 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・保育補助者雇上強化事業補助金(認定こども園) | 5,906 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2,953千円×2園 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 29,530 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主な特定財源 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育対策総合支援事業費国庫補助金 22,147千円(3/4) ・保育補助者雇上強化事業費県補助金 3,691千円(1/8) | | | | | | | | | | | | | | | | |

【平成30年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料5

| | | | | | | | | |
|-------------------|--|--------------|-----------|-------------|-----|-----|---------|--------|
| 新規・拡充 | 予算 | 款 03民生費 | 項 02児童福祉費 | 目 01児童福祉総務費 | | | | |
| 事業名 | 待機児童解消対策事業費 | | | | | | | |
| 重点戦略『あらお未来プロジェクト』 | 戦略方針 | みんなで育む「人づくり」 | | | | | 所管部局 | 子育て支援課 |
| | 具体的な施策 | 保育所等の待機児童の解消 | | | | | | |
| 本年度予算額 | 2,925千円 | 財源内訳 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| | | | | | | | 2,925千円 | |
| 目的・趣旨 | 本市では平成24年度から待機児童が発生しており、平成29年度4月時点で18人発生している。市内保育所等での受入れを拡大したいが、公立・私立ともにそのための保育士確保が難しい状況である。処遇を更に改善することで、保育士を確保し、待機児童の解消を図る。 | | | | | | | |
| 事業概要等 | <p>本市に居住し、市内の保育所等に新たに勤める保育士に対して家賃の一部助成を行う。</p> <p>・保育士家賃補助金 2,925 千円</p> | | | | | | | |
| 主な特定財源 | | | | | | | | |

【平成30年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料6

| 新規・拡充 | 予算 | 款 04衛生費 | 項 01保健衛生費 | 目 10保健事業費 | | | | |
|-------------------|--|---------------|-----------|-----------|-----|---------|------|-------|
| 事業名 | 複合検診事業費(ピロリ菌検査追加) | | | | | | | |
| 重点戦略『あらお未来プロジェクト』 | 戦略方針 | みんなで築く「安心づくり」 | | | | | 所管部局 | 健康生活課 |
| | 具体的な施策 | | | | | | | |
| 本年度予算額 | 2,240千円 | 財源内訳 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| | | | | | | 2,240千円 | | |
| 目的・趣旨 | <p>ピロリ菌(ヘリコバクターピロリ)感染は、胃がんの危険因子とされ、国内の研究ではピロリ菌陽性者は陰性者に比べてその後に発生する胃がんのリスクが5倍以上であることが示されている。</p> <p>また、ピロリ菌の感染率は40歳以上の者で約80%と高く、胃がんの罹患率及び死亡率も40歳以上で急増する。この年代に検査を行うことで、ピロリ菌感染が陽性となった場合、早期に除菌ができ、胃がんの発症を抑えることができ、死亡率の低下及び医療費の抑制につながる事が期待できる。</p> <p>また、本検査をきっかけにして胃がん検診及び他のがん検診の受診率向上を目指す。</p> | | | | | | | |
| 事業概要等 | <p>複合検診の胃がん検診受診者のうち希望者へ、初回のみ自己負担なしでピロリ菌検査(血液での検査)を実施する。</p> <p>具体的には、複合検診会場にて検診委託業者が血液を採取し、ピロリ菌に対抗する抗体が含まれているかどうかを調べる。</p> <p style="text-align: center;">・ピロリ菌検査委託料 2,240 千円</p> | | | | | | | |
| 主な特定財源 | <p>・ふるさと応援基金繰入金 2,240千円</p> | | | | | | | |

【平成30年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料7

| 新規・拡充 | 予算 | 款 | 07商工費 | 項 | 01商工費 | 目 | 02商工振興費 | | | | | | | |
|-------------------------------|--|--------------|-------|------|-------|-----|----------|-------|------|----------|--------|--------|---|----------|
| 事業名 | 奨学金返済わか者就労支援事業費 | | | | | | | | | | | | | |
| 重点戦略 『あらお未 来プロジェ クト』 | 戦略方針 | みんなで挑戦「夢づくり」 | | | | | 所管 部局 | 産業振興課 | | | | | | |
| | 具体的な施策 | 若者の人材育成・就職支援 | | | | | | | | | | | | |
| 本年度 予算額 | 2,524千円 | 財源内訳 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | | | | | | | |
| | | | | | | | 2,524千円 | | | | | | | |
| 目的・趣旨 | 奨学金を活用して大学等を卒業した者のうち、市内に居住し、かつ、就職した場合において奨学金の返済に係る費用の一部を補助するもので、この事業により若年層の市外流出を抑制するとともに、市外からの流入を促し、地元雇用の促進による活力ある荒尾を目指す。 | | | | | | | | | | | | | |
| 事業概要等 | <p>奨学金を活用して大学等を卒業した者のうち、市内に居住し、かつ、就職した場合において奨学金の返済に係る費用の一部を補助する。</p> <p>◆対象者は基準日(平成29年4月1日)以降に以下の要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金の貸与を受けて、大学等に進学した者 ・奨学金を返済中で、奨学金返済、市税等の滞納がない者 ・奨学金返済に係る他の補助金等を受けていない者又は受けようとしていない者 ・交付申請時の年齢が30歳以下で、市内に住民票がある者 ・平成29年4月以降に中小企業者が設置する市内の事業所等に就職し、1年以上継続して雇用されている者 ・平成29年4月以降において、市内で起業し、1年以上継続して事業を行っている者 <p>◆補助内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率:3分の2 ・補助額:20万円/年(最大3年間) <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:60%;">・補助金</td> <td style="text-align:right;">2,400 千円</td> </tr> <tr> <td>・印刷製本費</td> <td style="text-align:right;">124 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">計</td> <td style="text-align:right;">2,524 千円</td> </tr> </table> | | | | | | | | ・補助金 | 2,400 千円 | ・印刷製本費 | 124 千円 | 計 | 2,524 千円 |
| ・補助金 | 2,400 千円 | | | | | | | | | | | | | |
| ・印刷製本費 | 124 千円 | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 2,524 千円 | | | | | | | | | | | | | |
| 主な 特定財源 | | | | | | | | | | | | | | |

【平成30年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料8

| | | | | | | | | |
|-------------------|---|--------------|---------|-------------|-----|-----|---------|-------|
| 新規・拡充 | 予算 | 款 07商工費 | 項 01商工費 | 目 07企業誘致促進費 | | | | |
| 事業名 | 新規工業団地整備可能性適地調査事業費 | | | | | | | |
| 重点戦略『あらお未来プロジェクト』 | 戦略方針 | みんなで挑戦「夢づくり」 | | | | | 所管部局 | 産業振興課 |
| | 具体的な施策 | 企業誘致の推進 | | | | | | |
| 本年度予算額 | 7,982千円 | 財源内訳 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| | | | | | | | 7,982千円 | |
| 目的・趣旨 | 現在、企業誘致に必要な工場適地の区画に空きがなく、企業の立地に対応できないという状況であるため、市内全体を対象に企業を誘致できる工業団地造成の可能性について調査を行うもの。 | | | | | | | |
| 事業概要等 | <p>企業立地の受皿をつくり、今後の企業誘致の促進を図るため、適地調査を行う。</p> <p>(調査フロー)</p> <p>①県内、近隣自治体の企業誘致分析及び動向調査を実施 ②自然条件、法的条件、インフラなどの環境条件を考慮して区域を検討 ③市内全体から適地エリアを10か所程度選定 ④開発計画、概算事業費の算出、選定された適地の中から評価の高い区域を3か所程度に絞る。 ⑤実現に向けた整理 ⑥報告書の作成</p> <p>なお、上記一連の中で、工業団地建設推進本部(検討委員会)や庁内関係部署によるワーキングを4～5回程度予定</p> | | | | | | | |
| 主な特定財源 | <p>・委託料</p> <p>7,982 千円</p> | | | | | | | |

【平成30年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料9

| | | | | | | | | |
|-----------------------|---|--------------|---------|-------------|-----|-----|----------|-------|
| ⑨新規・拡充 | 予算 | 款 07商工費 | 項 01商工費 | 目 07企業誘致促進費 | | | | |
| 事業名 | 企業立地意向調査事業費 | | | | | | | |
| 重点戦略 『あらお未来プロジェクト』 | 戦略方針 | みんなで挑戦「夢づくり」 | | | | | 所管 部局 | 産業振興課 |
| | 具体的な施策 | 企業誘致の推進 | | | | | | |
| 本年度 予算額 | 1,362千円 | 財源内訳 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| | | | | | | | 1,362千円 | |
| 目的・趣旨 | 南新地地区のまちづくりを行うに当たり、民間施設を誘導するため、その前段である全国の企業への意向調査アンケートを行う。 | | | | | | | |
| 事業概要等 | <p>アンケート内容を作成後、全国の企業1,000社を対象に発送し、回答が無かった企業にはフォローコールまでを実施する。進出意向の有る企業には積極的に接触し、誘致のための交渉を行っていく。</p> <p>・委託料 1,362 千円</p> | | | | | | | |
| 主な 特定財源 | | | | | | | | |

【平成30年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料10

| 新規・ 拡充 | 予算 | 款 | 10教育費 | 項 | 02小学校費 | 目 | 02教育振興費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--------------|-------|------|--------|-----|----------|-------|----------|----------|----------|--------|-----|--------|---------|-------|--------|-------|--------|----------|--------|--------|------|--------|---|----------|
| 事業名 | 語学指導外国青年招致事業費(臨時分) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 重点戦略『あらお未来プロジェクト』 | 戦略方針 | みんなで育む「人づくり」 | | | | | 所管 部局 | 教育振興課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 具体的な施策 | 確かな学力の育成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本年度 予算額 | 7,977千円 | 財源内訳 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 7,977千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目的・趣旨 | <p>荒尾市では、国の「小学校学習指導要領」改訂に伴い、平成21年度から小学校外国語活動(5,6年)の移行措置が開始され、平成23年度からの完全実施により、各小学校で外国語活動の授業を実施したところである。また、平成22年度から「語学指導等を行う外国青年招致事業」(JET事業)を採用しているが、採用後の経過は非常に良好である。平成23度からは、平成24年度の国の「中学校学習指導要領」改訂に伴い、2人体制から3人体制とし、各学校における外国語活動の円滑な実施及び指導力向上を図ってきた。今後は平成32年度からの小学校学習指導要領改訂への対応も鑑み、既存の3人に追加して2人を配置し計5人とすることにより小中学校における外国語教育の更なる充実を図りたい。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業概要等 | <p>これまで、2人体制から3人体制とし、各中学校をベース校として1人ずつ配置し、その中学校及び中学校区の小学校を基本として授業に参加するようになってきたことで、外国語活動の授業のみにとどまることなく、学校給食やスピーチコンテスト等への参加など、生活面においても、英語教育及び国際理解教育のより一層の充実を図ることができた。今後実施される平成32年度からの小学校学習指導要領改訂に伴い、既存の3人については中学校専属に、追加する2人については小学校専属配置とし計5人体制とすることにより、小中学校における外国語教育の更なる充実を図りたい。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">・非常勤職員報酬</td> <td style="text-align: right;">4,667 千円</td> </tr> <tr> <td>・健康労働保険料</td> <td style="text-align: right;">833 千円</td> </tr> <tr> <td>・旅費</td> <td style="text-align: right;">183 千円</td> </tr> <tr> <td>・一般消耗品費</td> <td style="text-align: right;">80 千円</td> </tr> <tr> <td>・火災保険料</td> <td style="text-align: right;">16 千円</td> </tr> <tr> <td>・家屋借上料</td> <td style="text-align: right;">1,017 千円</td> </tr> <tr> <td>・備品購入費</td> <td style="text-align: right;">664 千円</td> </tr> <tr> <td>・負担金</td> <td style="text-align: right;">517 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">7,977 千円</td> </tr> </table> | | | | | | | | ・非常勤職員報酬 | 4,667 千円 | ・健康労働保険料 | 833 千円 | ・旅費 | 183 千円 | ・一般消耗品費 | 80 千円 | ・火災保険料 | 16 千円 | ・家屋借上料 | 1,017 千円 | ・備品購入費 | 664 千円 | ・負担金 | 517 千円 | 計 | 7,977 千円 |
| ・非常勤職員報酬 | 4,667 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・健康労働保険料 | 833 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・旅費 | 183 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・一般消耗品費 | 80 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・火災保険料 | 16 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・家屋借上料 | 1,017 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・備品購入費 | 664 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・負担金 | 517 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 7,977 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主な 特定財源 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

【平成30年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料11

| 新規・拡充 | 予算 | 款 | 10教育費 | 項 | 02小学校費 | 目 | 02教育振興費 | |
|-------------------|--|--------------|-------|------|--------|-----|----------|-------|
| 事業名 | 授業改善アドバイザー活用事業費 | | | | | | | |
| 重点戦略『あらお未来プロジェクト』 | 戦略方針 | みんなで育む「人づくり」 | | | | | 所管 部局 | 教育振興課 |
| | 具体的な施策 | 確かな学力の育成 | | | | | | |
| 本年度 予算額 | 900千円 | 財源内訳 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| | | | | | | | 900千円 | |
| 目的・趣旨 | <p>これからの学校に求められる、社会や時代の変化に対応した持続可能な教育活動を通して、変化の激しい社会の中で生き抜く力を身に付けた子どもの育成を実現させるため、各学校が、授業改革と業務改善に取り組み、一人一人の教職員の職務遂行に対する資質及び能力を高め、その総合力としての「学校力」を発揮、向上していく必要がある。</p> <p>荒尾市では、平成29年度荒尾市教育重点事項を掲げ、その一つである「あらおベーシック」(めあての指示・話し合い活動・まとめと振り返り)への取組によって、授業改善への意識は高まりつつあるが、今後も継続して確実な実施と質的改善を図る必要がある。</p> <p>そこで、平成30年度からの新たな取組として、授業改善アドバイザーを招き、直接的な指導、アドバイスを仰ぐことで更なる授業改革及び業務改善を図り、「学校力」の強化に取り組むものである。</p> | | | | | | | |
| 事業概要等 | <p>子どもにとって「主体的、対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善については、小学校及び中学校の新学習指導要領にも記載がある喫緊の課題である。</p> <p>その課題を解消する体制を促進し、確立するために授業改善アドバイザーを招き、講演、学校訪問及び取組評価と改善策の指導、助言など直接的な指導及びアドバイスを仰ぐことで更なる授業改善及び業務改善を図り「学校力」の強化につなげ、小学校及び中学校の新学習指導要領にも記載されている「主体的、対話的で深い学び」を実現するための授業スタイルを構築することにより、市内全教職員の意識改革を促進し指導スタイルを改善することで、子どもが自発的に考える授業及び子どもへの学びの促しができる授業づくりを促進する。</p> <p style="text-align: center;">・授業改善アドバイザー謝金 900 千円</p> | | | | | | | |
| 主な 特定財源 | | | | | | | | |

【平成30年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料12

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---|--------------|-------|-------|--------|-----|---------|-------|---------|--------|----------|----------|---|----------|
| 新規・ 拡充 | 予算 | 款 | 10教育費 | 項 | 02小学校費 | 目 | 02教育振興費 | | | | | | | |
| 事業名 | 英語検定チャレンジ事業費 | | | | | | | | | | | | | |
| 重点戦略『あらお未来プロジェクト』 | 戦略方針 | みんなで育む「人づくり」 | | | | | 所管部局 | 教育振興課 | | | | | | |
| | 具体的な施策 | 確かな学力の育成 | | | | | | | | | | | | |
| 本年度予算額 | 3,587千円 | | 財源内訳 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | | | | | | |
| | | | | | | | 3,587千円 | | | | | | | |
| 目的・趣旨 | <p>本市の学校において生徒の学力及び学びに対する意欲は、学年が上がるにつれて低下し、県平均と比較しても低い状況にある。特に英語については、苦手意識を持つ生徒が多く成績も低迷がちである。しかし、そのような中、国は「中学校卒業時までに英検3級以上取得率50%以上」という目標を掲げ、最も授業時間数が多い教科を英語にするなど英語に対して特に力を入れているところである。</p> <p>今後ますます予測されるグローバル化の発展に伴い、平成30年度においては、英検補助対象学年を拡大することで、更なる学習意欲向上及び中学校卒業時に英語検定3級取得済の生徒の増加を促進し、社会に出て通用する英語力を身に付けさせることを目的とする。</p> | | | | | | | | | | | | | |
| 事業概要等 | <p>平成28年度まで実施してきた中学1年生時において全生徒の英語検定料5級相当を市が負担する本事業の取組は、平成27年度及び平成28年度の実施後生徒向けアンケートの結果から、満足度及び学習意欲向上効果を高めることにつながっていることが分かる。このような点も鑑みて、平成30年度においては、中学1年生全生徒のみならず、中学2年生及び中学3年生を含めた中学生全員を対象とし、中学2年生時において英検4級相当、中学3年生時において英検3級相当を市が負担することを想定している。本事業により、3年間で英検5級、4級、3級の取得といったステップアップを目標にできることで、更なる学習意欲向上及び中学校卒業時に英語検定3級取得済の生徒の増加を促進し、社会に出て通用する英語力を身に付けるための取組の一つとする。</p> <table border="0" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">・一般消耗品費</td> <td style="text-align: right;">368 千円</td> </tr> <tr> <td>・英語検定手数料</td> <td style="text-align: right;">3,219 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">3,587 千円</td> </tr> </table> | | | | | | | | ・一般消耗品費 | 368 千円 | ・英語検定手数料 | 3,219 千円 | 計 | 3,587 千円 |
| ・一般消耗品費 | 368 千円 | | | | | | | | | | | | | |
| ・英語検定手数料 | 3,219 千円 | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 3,587 千円 | | | | | | | | | | | | | |
| 主な特定財源 | <ul style="list-style-type: none"> ・荒尾子ども未来基金繰入金 3,218千円 ・実用英語技能検定準会場経費 368千円 ・実用英語技能検定受験者負担金 1千円 | | | | | | | | | | | | | |

【平成30年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料13

| 新規・拡充 | 予算 | 款 02総務費 | 項 01総務管理費 | 目 07企画費 | | | | |
|-------------------|--|------------------|-----------|---------|-----|-----|----------|----------|
| 事業名 | 地域の拠点づくり事業費 | | | | | | | |
| 重点戦略『あらお未来プロジェクト』 | 戦略方針 | みんなで築く「安心づくり」 | | | | | 所管部局 | くらしいきいき課 |
| | 具体的な施策 | 多世代交流・多機能型の拠点の形成 | | | | | | |
| 本年度予算額 | 10,774千円 | 財源内訳 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| | | | | | | | 10,774千円 | |
| 目的・趣旨 | <p>本格的な人口減少、超高齢社会の到来に、様々な課題が発生しており、このような課題解決の取組体制を確立するために、地域住民の活動や交流の強化、地域で暮らし続けられるためのサービスの確保等を図る必要がある。</p> <p>そこで今回、地区協議会などの会議や、地域の方々が自由に集い情報交換ができるような場となるような、まちづくりの拠点施設を設置する。</p> | | | | | | | |
| 事業概要等 | <p>拠点を活用したまちづくりのモデル事業として、万田中央地区に輸送用コンテナを活用した拠点施設を、旧三小運動場に設置する。万田中央地区に設置するのは、小中学校の統廃合で旧三小の校舎が取り壊されたため、地域の拠点となっていた施設がなくなったことによる。</p> <p>使用する輸送用コンテナについては、幅：約2.5m、高さ：約2.7m、長さ：約12mの輸送用海上コンテナで、これを2基設置する。また、コンテナは、窓、扉、空調設備、簡易な流し台の設置など、事務所や会議室として最低限の設備を整備する。</p> <p style="text-align: center;">・工事請負費 10,774 千円</p> | | | | | | | |
| 主な特定財源 | | | | | | | | |

【平成30年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料14

| | | | | | | | | |
|-------------------|--|--------------|---------|----------|-----|-----|----------|-------|
| ⑨新規・拡充 | 予算 | 款 07商工費 | 項 01商工費 | 目 04観光費 | | | | |
| 事業名 | 観光拠点整備推進事業費 | | | | | | | |
| 重点戦略『あらお未来プロジェクト』 | 戦略方針 | みんなで挑戦「夢づくり」 | | | | | 所管部局 | 産業振興課 |
| | 具体的な施策 | 観光地域づくりの推進 | | | | | | |
| 本年度予算額 | 33,330千円 | 財源内訳 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| | | | | 16,665千円 | | | 16,665千円 | |
| 目的・趣旨 | 以前より万田坑来場者から飲食や休憩スペースへのニーズが高かったため、平成27年度から市で設置(仮設)していた「まるごとあらお荒尾市物産館」に代わり、飲食スペースや展望スペースなどを設け、快適で過ごしやすい景観にも配慮した観光物産施設(常設)を整備するための補助 | | | | | | | |
| 事業概要等 | <p>荒尾市観光協会による新たな観光物産施設整備に対する補助金 (H30. 4月～工事着工 H30. 9月建物完成予定 H30. 10月販売開始予定)</p> <p>・観光物産施設整備費補助金 33,330 千円</p> | | | | | | | |
| 主な特定財源 | <p>・熊本地震復興基金交付金 16,665千円 基本事業⑥新たな観光拠点づくり、産業物産振興 4. 熊本地震復興観光拠点整備等推進事業</p> | | | | | | | |

【平成30年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料15

| | | | | | | | | |
|-------------------|---|--------------|-------|------|---------|---------|-----------|-----|
| 新規・拡充 | 予算 | 款 | 08土木費 | 項 | 02道路橋梁費 | 目 | 03道路新設改良費 | |
| 事業名 | 増永緑ヶ丘線植樹帯整備工事(花のみちプロジェクト) | | | | | | | |
| 重点戦略『あらお未来プロジェクト』 | 戦略方針 | みんなで創る「街づくり」 | | | | | 所管部局 | 土木課 |
| | 具体的な施策 | 地域資源の環境保全 | | | | | | |
| 本年度予算額 | 9,800千円 | 財源内訳 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| | | | | | | 4,900千円 | 4,900千円 | |
| 目的・趣旨 | 市道増永緑ヶ丘線は本市で重要な骨格環状道路であり、沿線には公共施設や教育機関、商店街が建ち並んでいることから、沿線住民、学校、商店街等と協働で花壇を整備し、道路景観の向上や環境美化に努め、本市への来訪者をもてなす。 | | | | | | | |
| 事業概要等 | <p>市道増永緑ヶ丘線で、道路景観上、花が植栽可能な場所である延長約1.2kmの植樹帯の土の入替えを行う。</p> <p>・工事請負費 9,800 千円</p> | | | | | | | |
| 主な特定財源 | ・ふるさと応援基金繰入金 4,900千円 | | | | | | | |

【平成30年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料16

| | | | | | | | | |
|-------------------|--|----------------|-----------|-----------|-----|-----|---------|-------|
| 新規・拡充 | 予算 | 款 08土木費 | 項 05都市計画費 | 目 03街路事業費 | | | | |
| 事業名 | 街路計画事業費(南荒尾駅前広場駐輪場整備) | | | | | | | |
| 重点戦略『あらお未来プロジェクト』 | 戦略方針 | みんなで挑戦「夢づくり」 | | | | | 所管部局 | 都市計画課 |
| | 具体的な施策 | 荒尾干潟を活用したまちづくり | | | | | | |
| 本年度予算額 | 3,000千円 | 財源内訳 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| | | | | | | | 3,000千円 | |
| 目的・趣旨 | <p>現在南荒尾駅前広場は駐輪場が明確に確保されておらず煩雑状態となっており、良好な景観を形成できていない。また、送迎の車の通行が煩雑な駐輪に妨げられロータリー内をスムーズに通行することができていない。平成31年度に荒尾干潟水鳥・湿地センター(仮称)が設置されることに伴い今後駅利用者の増加が見込まれることから、駅前広場の駐輪場整備とロータリー改修を行い、駅利用者の利便性向上を図る。</p> | | | | | | | |
| 事業概要等 | <p>舗装を新たに敷き直し、区画線や防護柵などの付属施設を設置することで駐輪スペースの環境整備を行う。また、広場中央の花壇部分の面積を小さくし、車の往来がしやすい広場とする。</p> <p style="text-align: center;">・工事請負費 3,000 千円</p> | | | | | | | |
| 主な特定財源 | | | | | | | | |

【平成30年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料17

| | | | | | | | | |
|-------------------|--|--------------|----------|------------|----------|-----|---------|-------|
| 新規・拡充 | 予算 | 款 10教育費 | 項 02小学校費 | 目 01小学校管理費 | | | | |
| 事業名 | 小学校教室用エアコン整備事業費 | | | | | | | |
| 重点戦略『あらお未来プロジェクト』 | 戦略方針 | みんなで育む「人づくり」 | | | | | 所管部局 | 教育振興課 |
| | 具体的な施策 | 学校教育施設の充実 | | | | | | |
| 本年度予算額 | 34,373千円 | 財源内訳 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| | | | | | 25,700千円 | | 8,673千円 | |
| 目的・趣旨 | 児童の安全で快適な教育環境の向上を図るため、小学校教室へのエアコンの設置について設計を行う。そして、平成31年度以降に小学校の普通教室等のエアコン設置を行う予定 | | | | | | | |
| 事業概要等 | 市内小学校10校の普通教室及び特別教室を対象とした設計を行う。 ・調査設計委託料 34,373 千円 | | | | | | | |
| 主な特定財源 | ・小学校施設整備事業債 25,700千円 | | | | | | | |

【平成30年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料18

| | | | | | | | | |
|-------------------------------|--|--------------|-------|------|--------|-----|----------|-------|
| 新規・拡充 | 予算 | 款 | 10教育費 | 項 | 02小学校費 | 目 | 02教育振興費 | |
| 事業名 | 小学校ICT環境整備事業費 | | | | | | | |
| 重点戦略 『あらお未 来プロジェ クト』 | 戦略方針 | みんなで育む「人づくり」 | | | | | 所管 部局 | 教育振興課 |
| | 具体的な施策 | 学校教育施設の充実 | | | | | | |
| 本年度 予算額 | 3,698千円 | 財源内訳 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| | | | | | | | 3,698千円 | |
| 目的・趣旨 | 市教委研究指定校を1校指定し、その指定校に電子黒板を配置し、授業や研修を行っていくことで、教職員の指導力を高め、児童の学力向上につなげる。 | | | | | | | |
| 事業概要等 | 市教委研究指定校については、小学校1校をモデル校として指定し、その学校に電子黒板8台を重点配置し、効果検証を行い、教職員の資質向上や児童の学力向上につなげていく。 ・備品購入費(電子黒板8台) 3,698 千円 | | | | | | | |
| 主な 特定財源 | | | | | | | | |

【平成30年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料19

| | | | | | | | | |
|---|---|--------------|-------|------|--------|-----|----------|-------|
| <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 新規・拡充 </div> | 予算 | 款 | 10教育費 | 項 | 03中学校費 | 目 | 01中学校管理費 | |
| 事業名 | 中学校教室LED設置工事 | | | | | | | |
| 重点戦略『あらお未来プロジェクト』 | 戦略方針 | みんなで育む「人づくり」 | | | | | 所管 部局 | 教育振興課 |
| | 具体的な施策 | 学校教育施設の充実 | | | | | | |
| 本年度 予算額 | 28,107千円 | 財源内訳 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| | | | | | | | 28,107千円 | |
| 目的・趣旨 | 平成30年度に中学校のエアコン設置を行うことに伴い電気料の増加が予想されるが、普通教室等の照明器具をLEDに替えていくことで、電気料の削減を図るとともに、生徒たちの学習環境の向上につながる。 | | | | | | | |
| 事業概要等 | <p>荒尾海陽中学校、荒尾第三中学校、荒尾第四中学校の3校で普通教室、特別教室、職員室等を夏休みにかけて工事を行う。設置台数としては、荒尾海陽中学校389台、荒尾第三中学校396台、荒尾第四中学校315台の合計1,100台を予定している。</p> <p style="text-align: center;">・LED設置工事費 28,017 千円</p> | | | | | | | |
| 主な 特定財源 | | | | | | | | |

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

(歳入)・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 370,588 千円
 (歳出)・社会保障施策に要する経費 9,104,549 千円

【社会保障施策に要する経費】 (単位:千円)

| 事業名 (目) | 経費 | 事業費の財源内訳 | | | | | |
|------------|--------------|-----------|-----------|---------|-------------------|-----------|-----------|
| | | 特定財源 | | | 一般財源 | | |
| | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 社会保障財源化分の地方消費税交付金 | その他 | |
| 社会福祉 | 老人福祉費 | 165,872 | | | 28,083 | 13,048 | 124,741 |
| | 身体障害者福祉費 | 130,000 | 65,000 | | | 6,155 | 58,845 |
| | 福祉手当費 | 27,646 | 20,734 | | | 655 | 6,257 |
| | 障害者自立支援給付費 | 1,514,871 | 1,134,414 | | | 36,027 | 344,430 |
| | 障害者地域生活支援事業費 | 57,478 | 25,509 | | 14,543 | 1,650 | 15,776 |
| | 児童福祉総務費 | 656,800 | 227,696 | | 7,611 | 39,913 | 381,580 |
| | 児童措置費 | 2,811,343 | 1,900,645 | | 233,008 | 64,173 | 613,517 |
| | 母子福祉費 | 36,824 | 23,433 | | | 1,268 | 12,123 |
| | 扶助費(生活保護費) | 1,536,098 | 1,161,400 | | | 35,482 | 339,216 |
| 小計 | 6,936,932 | 4,558,831 | | 283,245 | 198,371 | 1,896,485 | |
| 社会保険 | 国民健康保険基盤安定費 | 410,541 | 307,904 | | | 9,719 | 92,918 |
| | 介護保険給付費 | 671,272 | 11,614 | | | 62,466 | 597,192 |
| | 後期高齢者医療費 | 845,482 | | | | 80,061 | 765,421 |
| | 小計 | 1,927,295 | 319,518 | | | 152,246 | 1,455,531 |
| 保健衛生 | 予防費 | 184,521 | 1,205 | | 19,120 | 15,548 | 148,648 |
| | 救急医療対策費 | 11,828 | | | | 1,120 | 10,708 |
| | 保健事業費 | 43,973 | 2,263 | | 6,832 | 3,303 | 31,575 |
| | 小計 | 240,322 | 3,468 | | 25,952 | 19,971 | 190,931 |
| 合計 | 9,104,549 | 4,881,817 | | 309,197 | 370,588 | 3,542,947 | |

入湯税が充てられる経費

(歳入)・入湯税 8,000 千円
 (歳出)・入湯税が充てられる経費 178,944 千円

【入湯税が充てられる経費】 (単位:千円)

| 事業区分 | 経費 | 事業費の財源内訳 | | | | |
|-----------|---------|----------|--------|-----|-------|---------|
| | | 特定財源 | | | 一般財源 | |
| | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 入湯税 | その他 |
| 環境衛生施設の整備 | 90,140 | | | | 2,580 | 87,560 |
| 消防施設等の整備 | 52,374 | | 47,400 | | 4,974 | |
| 観光施設の整備 | 33,330 | 16,665 | | | 357 | 16,308 |
| 観光振興 | 3,100 | | | | 89 | 3,011 |
| 合計 | 178,944 | 16,665 | 47,400 | | 8,000 | 106,879 |

平成30年度 荒尾市国民健康保険特別会計予算資料

歳入の部

(単位:千円)

| 款 | 説明 | 本年度 | 前年度 | 比較 | |
|--------------------------------------|--|------------------|-----------|-------------|-------------|
| 1 国 民 健 康 保 險 税 | 一 般 | 医療給付費現年課税分 | 639,658 | 645,130 | △ 5,472 |
| | | 医療給付費滞納繰越分 | 50,603 | 61,774 | △ 11,171 |
| | | 後期高齢者支援金現年課税分 | 213,415 | 216,080 | △ 2,665 |
| | | 後期高齢者支援金滞納繰越分 | 16,600 | 19,926 | △ 3,326 |
| | | 介護納付金現年課税分 | 59,607 | 58,900 | 707 |
| | | 介護納付金滞納繰越分 | 6,403 | 8,102 | △ 1,699 |
| | | 小計 | 986,286 | 1,009,912 | △ 23,626 |
| | 退 職 | 医療給付費現年課税分 | 8,420 | 17,913 | △ 9,493 |
| | | 医療給付費滞納繰越分 | 1,481 | 2,017 | △ 536 |
| | | 後期高齢者支援金現年課税分 | 2,781 | 5,947 | △ 3,166 |
| | | 後期高齢者支援金滞納繰越分 | 376 | 562 | △ 186 |
| | | 介護納付金現年課税分 | 1,069 | 2,924 | △ 1,855 |
| | | 介護納付金滞納繰越分 | 333 | 489 | △ 156 |
| | | 小計 | 14,460 | 29,852 | △ 15,392 |
| | 計 | 1,000,746 | 1,039,764 | △ 39,018 | |
| 2 | 使用料及び手数料 | 1,200 | 1,200 | 0 | |
| 3 国 庫 支 出 金 | 療養給 付費等 負担金 | 療養給付費等負担金 | 0 | 761,927 | △ 761,927 |
| | | 老人保健拠出金負担金 | 0 | 1 | △ 1 |
| | | 介護納付金負担金 | 0 | 85,428 | △ 85,428 |
| | | 後期高齢者医療費支援金負担金 | 0 | 240,308 | △ 240,308 |
| | | 小計 | 0 | 1,087,664 | △ 1,087,664 |
| | 高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金 | 高額医療費共同事業負担金 | 0 | 51,743 | △ 51,743 |
| | | 特定健康診査等負担金 | 0 | 9,838 | △ 9,838 |
| | 財 政 調 整 交 付 金 | 普通調整交付金 | 0 | 459,204 | △ 459,204 |
| | | 特別調整交付金 | 0 | 126,889 | △ 126,889 |
| | | 小計 | 0 | 586,093 | △ 586,093 |
| | | 国保制度関係業務準備事業費補助金 | 0 | 5,292 | △ 5,292 |
| | | 計 | 0 | 1,740,630 | △ 1,740,630 |
| 4 県 支 出 金 | 普 通 交 付 金 | 普通交付金 | 5,541,389 | 0 | 5,541,389 |
| | | 保険者努力支援制度交付金 | 53,844 | 0 | 53,844 |
| | | 特別調整交付金(市町村分) | 98,398 | 0 | 98,398 |
| | | 県繰入金(2号分) | 45,787 | 0 | 45,787 |
| | | 特定健康診査等負担金 | 19,872 | 0 | 19,872 |
| | | 小計 | 217,901 | 0 | 217,901 |
| | 高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金 | 高額医療費共同事業負担金 | 0 | 51,743 | △ 51,743 |
| | | 特定健康診査等負担金 | 0 | 9,838 | △ 9,838 |
| | 財 政 調 整 交 付 金 | 普通調整交付金 | 0 | 304,083 | △ 304,083 |
| | | 特別調整交付金 | 0 | 105,345 | △ 105,345 |
| 小計 | | 0 | 409,428 | △ 409,428 | |
| | 計 | 5,759,290 | 471,009 | 5,288,281 | |
| 5 | 財産収入 | 財産運用収入 | 1 | 1 | 0 |
| 6 繰 入 金 | 一 般 会 計 繰 入 金 | 保険基盤安定繰入金(支援分) | 132,209 | 134,691 | △ 2,482 |
| | | 保険基盤安定繰入金(軽減分) | 278,332 | 285,792 | △ 7,460 |
| | | 出産育児一時金繰入金 | 16,800 | 22,400 | △ 5,600 |
| | | 事務費繰入金 | 110,086 | 100,797 | 9,289 |
| | | 財政安定化支援繰入金 | 120,406 | 129,005 | △ 8,599 |
| | | 乳幼児医療費(現物給付分)繰入金 | 2,210 | 4,269 | △ 2,059 |
| | | 小計 | 660,043 | 676,954 | △ 16,911 |
| | | 財政調整基金繰入金 | 100,000 | 100,000 | 0 |
| | 計 | 760,043 | 776,954 | △ 16,911 | |
| 7 | 繰越金 | 1 | 1 | 0 | |
| 8 諸 収 入 | 一 般 | 延滞金 | 1,000 | 1,000 | 0 |
| | | 第三者納付金 | 5,000 | 5,000 | 0 |
| | | 返納金 | 50 | 50 | 0 |
| | 退 職 | 延滞金 | 100 | 100 | 0 |
| | | 第三者納付金 | 3,000 | 3,000 | 0 |
| | | 返納金 | 50 | 50 | 0 |
| | 雑 入 | 療養費等軽減特例措置分 | 240 | 300 | △ 60 |
| | | 特定健康診査実費徴収金 | 1,210 | 1,920 | △ 710 |
| | | 若年者健康診査実費徴収金 | 40 | 60 | △ 20 |
| | | 雑入 | 69,771 | 3,431 | 66,340 |
| | | 計 | 80,461 | 14,911 | 65,550 |
| 療 養 給 付 費 交 付 金 | 退職者医療費交付金(現年度) | 0 | 162,214 | △ 162,214 | |
| | 退職者医療費交付金(過年度) | 0 | 1 | △ 1 | |
| | 計 | 0 | 162,215 | △ 162,215 | |
| 前 期 高 齢 者 交 付 金 | 前期高齢者交付金 | 0 | 2,663,890 | △ 2,663,890 | |
| 共 同 事 業 交 付 金 | 高額医療共同事業交付金 | 0 | 177,997 | △ 177,997 | |
| | 保険財政共同安定化事業交付金 | 0 | 1,657,077 | △ 1,657,077 | |
| | 計 | 0 | 1,835,074 | △ 1,835,074 | |
| | 歳入合計 | 7,601,742 | 8,705,649 | △ 1,103,907 | |

歳出の部

(単位：千円)

| 款 | 説明 | | 本年度 | 前年度 | 比較 |
|----------------|-----------------|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 1 総務費 | 一般管理費 | 職員給与費 | 73,001 | 63,622 | 9,379 |
| | | 物件費 | 18,447 | 23,779 | △ 5,332 |
| | 小計 | | 91,448 | 87,401 | 4,047 |
| | 連合会負担金 | | 2,258 | 2,368 | △ 110 |
| | 徴税費(賦課徴収費) | | 6,055 | 6,053 | 2 |
| | 運営協議会費 | | 704 | 704 | 0 |
| | 医療費適正化対策事業費 | | 9,621 | 9,563 | 58 |
| 計 | | | 110,086 | 106,089 | 3,997 |
| 2 保険給付費 | 一般 | 療養給付費 | 4,660,328 | 4,470,684 | 189,644 |
| | | 療養費 | 35,345 | 39,283 | △ 3,938 |
| | | 高額療養費 | 751,359 | 711,057 | 40,302 |
| | | 高額介護合算療養費 | 1,000 | 1,000 | 0 |
| | | 移送費 | 30 | 30 | 0 |
| | 小計 | | 5,448,062 | 5,222,054 | 226,008 |
| | 退職 | 療養給付費 | 78,722 | 133,927 | △ 55,205 |
| | | 療養費 | 709 | 1,498 | △ 789 |
| | | 高額療養費 | 13,686 | 25,901 | △ 12,215 |
| | | 高額介護合算療養費 | 200 | 300 | △ 100 |
| | | 移送費 | 10 | 10 | 0 |
| | 小計 | | 93,327 | 161,636 | △ 68,309 |
| | 審査手数料 | | 13,685 | 13,815 | △ 130 |
| | 出産育児一時金 | | 25,200 | 33,600 | △ 8,400 |
| | 出産育児一時金手数料 | | 13 | 17 | △ 4 |
| 葬祭費 | | 2,600 | 3,750 | △ 1,150 | |
| 計 | | | 5,582,887 | 5,434,872 | 148,015 |
| 3 国民健康保険事業費納付金 | 医療給付費分 | | 1,359,912 | 0 | 1,359,912 |
| | 後期高齢者支援金等分 | | 290,082 | 0 | 290,082 |
| | 介護納付金分 | | 85,823 | 0 | 85,823 |
| 計 | | | 1,735,817 | 0 | 1,735,817 |
| 4 共同事業拠出金 | 高額医療費共同事業拠出金 | | 0 | 206,974 | △ 206,974 |
| | 保険財政共同安定化事業拠出金 | | 0 | 1,758,065 | △ 1,758,065 |
| | その他共同事業事務費拠出金 | | 5 | 5 | 0 |
| 計 | | | 5 | 1,965,044 | △ 1,965,039 |
| 6 保健事業費 | | | 70,505 | 76,487 | △ 5,982 |
| 7 基金積立金 | | | 1 | 1 | 0 |
| 8 公債費 | | | 100 | 100 | 0 |
| 9 諸支出金 | 一般 | 保険税還付金 | 2,237 | 2,237 | 0 |
| | | 還付加算金 | 100 | 100 | 0 |
| | 償還金 | | 1 | 1 | 0 |
| | 退職 | 保険税還付金 | 2 | 2 | 0 |
| | | 還付加算金 | 1 | 1 | 0 |
| 計 | | | 2,341 | 2,341 | 0 |
| 10 予備費 | | | 100,000 | 100,000 | 0 |
| 後期高齢者支援金等 | 後期高齢者支援金 | | 0 | 750,963 | △ 750,963 |
| | 後期高齢者関係事務費拠出金 | | 0 | 49 | △ 49 |
| | 病床転換支援金 | | 0 | 1 | △ 1 |
| | 病床転換支援金関係事務費拠出金 | | 0 | 5 | △ 5 |
| 計 | | | 0 | 751,018 | △ 751,018 |
| 前期高齢者納付金等 | 前期高齢者納付金 | | 0 | 2,661 | △ 2,661 |
| | 前期高齢者関係事務費拠出金 | | 0 | 52 | △ 52 |
| | 計 | | 0 | 2,713 | △ 2,713 |
| 老人保健拠出金 | 老人保健医療費拠出金 | | 0 | 1 | △ 1 |
| | 老人保健事務費拠出金 | | 0 | 17 | △ 17 |
| 計 | | | 0 | 18 | △ 18 |
| 介護納付金 | | | 0 | 266,966 | △ 266,966 |
| 歳出合計 | | | 7,601,742 | 8,705,649 | △ 1,103,907 |

平成30年度荒尾市介護保険特別会計予算資料

＜保険事業勘定＞

【歳入】

(単位：千円)

| 区 | | 分 | 本年度 | 前年度 | 比較 |
|-------------|--------------|--------------|-----------|-----------|-----------|
| 1款 保険料 | 介護保険料 | 第1号被保険者保険料 | 1,174,567 | 1,175,485 | △ 918 |
| 3款 使用料及び手数料 | 手数料 | 総務手数料 | 1 | 1 | 0 |
| | | 督促手数料 | 220 | 220 | 0 |
| | 計 | | 221 | 221 | 0 |
| 4款 国庫支出金 | 国庫負担金 | 介護給付費負担金 | 969,047 | 1,063,167 | △ 94,120 |
| | 国庫補助金 | 調整交付金 | 368,340 | 414,868 | △ 46,528 |
| | | 総合事業調整交付金 | 8,590 | 0 | 8,590 |
| | | 地域支援事業交付金 | 82,292 | 76,773 | 5,519 |
| | | 介護保険事業費補助金 | 0 | 660 | △ 660 |
| 小計 | | 459,222 | 492,301 | △ 33,079 | |
| 計 | | 1,428,269 | 1,555,468 | △ 127,199 | |
| 5款 支払基金交付金 | 支払基金交付金 | 介護給付費交付金 | 1,416,497 | 1,602,685 | △ 186,188 |
| | | 地域支援事業支援交付金 | 46,386 | 31,317 | 15,069 |
| | 計 | | 1,462,883 | 1,634,002 | △ 171,119 |
| 6款 県支出金 | 県負担金 | 介護給付費負担金 | 735,996 | 797,092 | △ 61,096 |
| | 県補助金 | 地域支援事業交付金 | 45,441 | 38,386 | 7,055 |
| | 計 | | 781,437 | 835,478 | △ 54,041 |
| 7款 財産収入 | 財産運用収入 | 利子及び配当金 | 1 | 1 | 0 |
| 9款 繰入金 | 一般会計繰入金 | 介護給付費繰入金 | 655,786 | 715,485 | △ 59,699 |
| | | 職員給与費等繰入金 | 48,685 | 54,828 | △ 6,143 |
| | | 事務費繰入金 | 61,534 | 61,085 | 449 |
| | | 地域支援事業繰入金 | 45,441 | 38,388 | 7,053 |
| | | 低所得者保険料軽減繰入金 | 15,486 | 15,243 | 243 |
| | 小計 | | 826,932 | 885,029 | △ 58,097 |
| 基金繰入金 | 介護給付費準備基金繰入金 | 1 | 1 | 0 | |
| 計 | | 826,933 | 885,030 | △ 58,097 | |
| 10款 繰越金 | 繰越金 | | 1 | 1 | 0 |
| 11款 諸収入 | 延滞金、加算金及び過料 | 第1号被保険者延滞金 | 100 | 100 | 0 |
| | | 第1号被保険者加算金 | 1 | 1 | 0 |
| | | 小計 | 101 | 101 | 0 |
| | 雑入 | 第三者納付金 | 1 | 1 | 0 |
| | | 返納金 | 1 | 1 | 0 |
| | | 雑入 | 143 | 143 | 0 |
| | 小計 | | 145 | 145 | 0 |
| 計 | | 246 | 246 | 0 | |
| 歳 入 合 計 | | | 5,674,558 | 6,085,932 | △ 411,374 |

【歳出】

(単位：千円)

| 区 | | 分 | 本年度 | 前年度 | 比較 |
|------------|------------------|--------------|-----------|-----------|-----------|
| 1款 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 | 90,945 | 97,490 | △ 6,545 |
| | | 連合会負担金 | 125 | 125 | 0 |
| | | 小計 | 91,070 | 97,615 | △ 6,545 |
| | 徴収費 | 賦課徴収費 | 3,489 | 3,686 | △ 197 |
| | 介護認定審査会費 | 介護認定審査会費 | 253 | 253 | 0 |
| | | 認定調査等費 | 38,395 | 38,405 | △ 10 |
| | | 認定審査会共同設置負担金 | 14,747 | 14,227 | 520 |
| | 小計 | 53,395 | 52,885 | 510 | |
| | 趣旨普及費 | | 227 | 219 | 8 |
| | 計画策定委員会費 | | 98 | 263 | △ 165 |
| 計 | | 148,279 | 154,668 | △ 6,389 | |
| 2款 保険給付費 | 介護サービス等諸費 | | 4,798,344 | 5,146,041 | △ 347,697 |
| | 介護予防サービス等諸費 | | 165,777 | 270,287 | △ 104,510 |
| | 審査支払手数料 | | 7,170 | 8,934 | △ 1,764 |
| | 高額介護サービス等費 | | 93,000 | 107,164 | △ 14,164 |
| | 高額医療合算介護サービス等費 | | 17,000 | 18,346 | △ 1,346 |
| | 特定入所者介護サービス等費 | | 165,000 | 173,109 | △ 8,109 |
| 計 | | 5,246,291 | 5,723,881 | △ 477,590 | |
| 5款 地域支援事業費 | 包括的支援事業・任意事業費 | | 86,404 | 87,030 | △ 626 |
| | 介護予防・生活支援サービス事業費 | | 152,199 | 92,789 | 59,410 |
| | 一般介護予防事業費 | | 19,601 | 19,058 | 543 |
| 計 | | 258,204 | 198,877 | 59,327 | |
| 6款 基金積立金 | 基金積立金 | 介護給付費準備基金積立金 | 1 | 1 | 0 |
| 7款 公債費 | 公債費 | 利子 | 500 | 500 | 0 |
| 8款 諸支出金 | 償還金及び還付加算金 | | 1,901 | 1,901 | 0 |
| 9款 予備費 | 予備費 | | 19,382 | 6,104 | 13,278 |
| 歳 出 合 計 | | | 5,674,558 | 6,085,932 | △ 411,374 |

<介護サービス事業勘定>

【歳入】

(単位：千円)

| 区 | | 分 | 本年度 | 前年度 | 比較 |
|-----------|---------|-----------------|--------|--------|---------|
| 1款 サービス収入 | 予防給付費収入 | 介護予防サービス計画費収入 | 22,248 | 26,361 | △ 4,113 |
| | | 特例介護予防サービス計画費収入 | 1 | 1 | 0 |
| | 計 | | 22,249 | 26,362 | △ 4,113 |
| 3款 繰越金 | 繰越金 | | 1 | 1 | 0 |
| 4款 財産収入 | 財産運用収入 | 利子及び配当金 | 1 | 1 | 0 |
| 歳 入 合 計 | | | 22,251 | 26,364 | △ 4,113 |

【歳出】

(単位：千円)

| 区 | | 分 | 本年度 | 前年度 | 比較 |
|----------|---------------|-----------|--------|--------|---------|
| 1款 総務費 | 施設管理費 | 一般管理費 | 1,424 | 2,484 | △ 1,060 |
| 2款 事業費 | 居宅介護支援事業費 | 介護予防支援事業費 | 20,633 | 23,275 | △ 2,642 |
| 4款 予備費 | 予備費 | | 193 | 604 | △ 411 |
| 5款 基金積立金 | 介護サービス事業基金積立金 | | 1 | 1 | 0 |
| 歳 出 合 計 | | | 22,251 | 26,364 | △ 4,113 |

議第 4 号資料

平成 3 0 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計予算資料

【歳入】

(単位：千円)

| 区 分 | | 本年度 | 前年度 | 比較 |
|-------------------|-----------------------|---------|---------|---------|
| 1 款 後期高齢者医療保険料 | 特別徴収保険料 | 358,792 | 361,965 | △ 3,173 |
| | 普通徴収保険料 | 136,205 | 130,678 | 5,527 |
| | 計 | 494,997 | 492,643 | 2,354 |
| 2 款 使用料及び手数料 | 督促手数料 | 84 | 84 | 0 |
| 4 款 繰入金 | 事務費繰入金 | 43,129 | 38,974 | 4,155 |
| | 保険基盤安定繰入金 | 204,139 | 198,623 | 5,516 |
| | 計 | 247,268 | 237,597 | 9,671 |
| 5 款 繰越金 | 繰越金 | 1 | 1 | 0 |
| 6 款 諸収入 | 延滞金 | 100 | 100 | 0 |
| | 保険料還付金 | 2,000 | 2,000 | 0 |
| | 還付加算金 | 100 | 100 | 0 |
| | 後期高齢者医療広域 連合受託事業収入 | 21,878 | 17,362 | 4,516 |
| | 滞納処分費 | 1 | 1 | 0 |
| | 雑入 | 7,670 | 6,009 | 1,661 |
| 計 | 31,749 | 25,572 | 6,177 | |
| 歳入合計 | | 774,099 | 755,897 | 18,202 |

【歳出】

(単位：千円)

| 区 分 | | 本年度 | 前年度 | 比較 |
|---------------------------|--------------------|---------|---------|--------|
| 1 款 総務費 | 一般管理費 | 46,346 | 40,645 | 5,701 |
| | 徴收費 | 4,054 | 4,093 | △ 39 |
| | 計 | 50,400 | 44,738 | 5,662 |
| 2 款 後期高齢者医療広域連 合納付金 | 後期高齢者医療広域 連合納付金 | 699,236 | 691,366 | 7,870 |
| 3 款 保健事業費 | 健康診査費 | 21,363 | 16,693 | 4,670 |
| 4 款 諸支出金 | 保険料還付金 | 2,000 | 2,000 | 0 |
| | 還付加算金 | 100 | 100 | 0 |
| | 計 | 2,100 | 2,100 | 0 |
| 5 款 予備費 | 予備費 | 1,000 | 1,000 | 0 |
| 歳出合計 | | 774,099 | 755,897 | 18,202 |

平成30年度荒尾市南新地土地地区画整理事業特別会計予算資料

【歳入】

(単位：千円)

| 区 | | 分 | 本年度 | 前年度 | 比較 | |
|------|----------|--------|-----------|---------|---------|----------|
| 2款 | 分担金及び負担金 | 負担金 | 土木費負担金 | 30,000 | 0 | 30,000 |
| 3款 | 国庫支出金 | 国庫補助金 | 土木費国庫補助金 | 498,000 | 210,750 | 287,250 |
| 5款 | 繰入金 | 他会計繰入金 | 一般会計繰入金 | 144,485 | 162,910 | △ 18,425 |
| 8款 | 市債 | 市債 | 土木債 | 438,200 | 163,000 | 275,200 |
| 歳入合計 | | | 1,110,685 | 536,660 | 574,025 | |

【歳出】

(単位：千円)

| 区 | | 分 | 本年度 | 前年度 | 比較 | |
|------|-----|--------|-----------|-----------|---------|---------|
| 1款 | 総務費 | 総務管理費 | 一般管理費 | 82,802 | 74,041 | 8,761 |
| 2款 | 事業費 | 南新地事業費 | 南新地事業費 | 1,026,000 | 461,500 | 564,500 |
| 3款 | 公債費 | 公債費 | 元金 | 1 | 1 | 0 |
| | | | 利子 | 882 | 118 | 764 |
| | | 計 | 883 | 119 | 764 | |
| 4款 | 予備費 | 予備費 | 予備費 | 1,000 | 1,000 | 0 |
| 歳出合計 | | | 1,110,685 | 536,660 | 574,025 | |

議第6号資料

平成30年度荒尾市水道事業会計予算資料

1. 業務量

| 項目 | 本年度 | 前年度 | 比較増減 | 備考 |
|--------------------------|-----------|-----------|----------|-------------------|
| 給水戸数(戸) | 23,200 | 23,200 | 0 | 前年度決算見込 23,143 |
| 年間総配水量(m ³) | 5,682,000 | 5,755,000 | △ 73,000 | 前年度決算見込 5,691,900 |
| 1日平均配水量(m ³) | 15,567 | 15,767 | △ 200 | 前年度決算見込 15,594 |
| 有収水量(m ³) | 5,045,000 | 5,110,400 | △ 65,400 | 前年度決算見込 5,042,400 |
| 有収率(%) | 88.8 | 88.8 | 0.0 | |

2. 収益的収入及び支出

(単位:千円)

| 収入 | | | | 支出 | | | |
|----------|-----------|-----------|----------|--------------|-----------|-----------|----------|
| 科目 | 本年度 | 前年度 | 比較増減 | 科目 | 本年度 | 前年度 | 比較増減 |
| 1. 営業収益 | 798,248 | 808,569 | △ 10,321 | 1. 営業費用 | 960,827 | 927,403 | 33,424 |
| ①給水収益 | 795,815 | 806,016 | △ 10,201 | ①職員給与費 | 55,374 | 50,930 | 4,444 |
| ②受託工事収益 | 2 | 2 | 0 | ②修繕費 | 32,909 | 34,232 | △ 1,323 |
| ③その他営業収益 | 2,431 | 2,551 | △ 120 | ③委託料(包括:修繕費) | 72,938 | 47,933 | 25,005 |
| 2. 営業外収益 | 292,235 | 280,262 | 11,973 | 委託料(包括:動力費) | 57,240 | 58,860 | △ 1,620 |
| ①受取利息 | 74 | 120 | △ 46 | 委託料(包括:その他) | 184,840 | 185,680 | △ 840 |
| ②他会計補助金 | 50,282 | 51,554 | △ 1,272 | 委託料(包括以外) | 125,549 | 119,092 | 6,457 |
| ③長期前受金戻入 | 209,435 | 200,203 | 9,232 | ④受水費 | 467 | 467 | 0 |
| ④雑収益 | 32,444 | 28,385 | 4,059 | ⑤減価償却費 | 379,168 | 372,439 | 6,729 |
| 3. 特別利益 | 2 | 2 | 0 | ⑥その他 | 52,342 | 57,770 | △ 5,428 |
| | | | | 2. 営業外費用 | 86,047 | 96,307 | △ 10,260 |
| | | | | ①支払利息 | 74,045 | 77,669 | △ 3,624 |
| | | | | ②消費税及び地方消費税 | 12,000 | 18,638 | △ 6,638 |
| | | | | ③雑支出 | 2 | 0 | 2 |
| | | | | 3. 特別損失 | 2 | 2 | 0 |
| | | | | 4. 予備費 | 2,000 | 2,000 | 0 |
| 計 | 1,090,485 | 1,088,833 | 1,652 | 計 | 1,048,876 | 1,025,712 | 23,164 |

*収入総額 1,090,485千円、支出総額 1,048,876千円、収支差引 41,609千円

*前年度繰越利益剰余金 169,248千円、当年度未処分利益剰余金 199,990千円

*対前年度比 収入0.2%増、支出2.3%増

3. 資本的収入及び支出

(単位:千円)

| 収入 | | | | 支出 | | | |
|-------------|---------|---------|----------|--------------|---------|---------|----------|
| 科目 | 本年度 | 前年度 | 比較増減 | 科目 | 本年度 | 前年度 | 比較増減 |
| 1. 企業債 | 196,700 | 56,560 | 140,140 | 1. 建設改良費 | 403,631 | 271,732 | 131,899 |
| 2. 工事負担金 | 10,540 | 20,540 | △ 10,000 | ①委託料(包括:工事費) | 284,004 | 149,638 | 134,366 |
| 3. 他会計負担金 | 4,050 | 4,050 | 0 | 委託料(包括:その他) | 68,392 | 86,317 | △ 17,925 |
| 4. 補助金 | 151,993 | 143,540 | 8,453 | ②その他 | 51,235 | 35,777 | 15,458 |
| 5. 固定資産売却代金 | 1 | 1 | 0 | 2. 企業債償還金 | 239,449 | 230,693 | 8,756 |
| | | | | 3. 予備費 | 3,000 | 3,000 | 0 |
| 計 | 363,284 | 224,691 | 138,593 | 計 | 646,080 | 505,425 | 140,655 |

*収入総額 363,284千円、支出総額 646,080千円、収支差引 △282,796千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額282,796千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額17,497千円、当年度分損益勘定留保資金172,983千円及び建設改良積立金92,316千円で補填するものとする。

*建設改良費の主なもの

- ・閉山炭鉱水道施設共同給水栓設置工事
- ・南新地土地区画整理事業区画内工事
- ・高浜地区配水管布設工事
- ・金山地区配水管布設工事
- ・平成30年度電気設備工事(中央水源地電気設備更新、万田山加圧ポンプ所電気設備更新等)

平成30年度荒尾市下水道事業会計予算資料

1. 業務量

| 項目 | 本年度 | 前年度 | 比較増減 | 備考 |
|---------------------------|-----------|-----------|---------|-------------------|
| 接続戸数(戸) | 15,050 | 15,000 | 50 | 前年度決算見込 15,000 |
| 年間総排水量(m ³) | 4,891,267 | 4,711,236 | 180,031 | 前年度決算見込 4,861,432 |
| 1日平均処理水量(m ³) | 13,400 | 12,907 | 493 | 前年度決算見込 13,318 |
| 主要な建設改良事業(千円) | 405,000 | 387,000 | 18,000 | |

2. 収益的収入及び支出

(単位:千円)

| 収入 | | | | 支出 | | | |
|------------|-----------|-----------|---------|-------------|-----------|-----------|---------|
| 科目 | 本年度 | 前年度 | 比較増減 | 科目 | 本年度 | 前年度 | 比較増減 |
| 1.営業収益 | 893,751 | 894,062 | △ 311 | 1.営業費用 | 1,130,311 | 1,099,518 | 30,793 |
| ①下水道使用料 | 805,860 | 796,911 | 8,949 | ①職員給与費 | 74,916 | 71,002 | 3,914 |
| ②他会計負担金 | 87,830 | 97,090 | △ 9,260 | ②光熱水費 | 21,744 | 23,464 | △ 1,720 |
| ③その他営業収益 | 61 | 61 | 0 | ③修繕費 | 74,655 | 58,911 | 15,744 |
| 2.営業外収益 | 518,995 | 513,384 | 5,611 | ④委託料 | 331,489 | 326,377 | 5,112 |
| ①受取利息及び配当金 | 10 | 10 | 0 | ⑤減価償却費 | 605,783 | 596,419 | 9,364 |
| ②他会計補助金 | 233,173 | 232,791 | 382 | ⑥その他 | 21,724 | 23,345 | △ 1,621 |
| ③長期前受金戻入 | 285,809 | 280,580 | 5,229 | 2.営業外費用 | 151,969 | 158,744 | △ 6,775 |
| ④雑収益 | 3 | 3 | 0 | ①支払利息 | 130,969 | 137,744 | △ 6,775 |
| 3.特別利益 | 2 | 2 | 0 | ②消費税及び地方消費税 | 20,000 | 19,000 | 1,000 |
| | | | | ③雑支出 | 1,000 | 2,000 | △ 1,000 |
| | | | | 3.特別損失 | 51 | 51 | 0 |
| 計 | 1,412,748 | 1,407,448 | 5,300 | 計 | 1,282,331 | 1,258,313 | 24,018 |

*収入総額 1,412,748千円、支出総額 1,282,331千円、収支差引 130,417千円

*対前年度比 収入0.4%増、支出1.9%増

3. 資本的収入及び支出

(単位:千円)

| 収入 | | | | 支出 | | | |
|------------|---------|---------|--------|------------|-----------|-----------|--------|
| 科目 | 本年度 | 前年度 | 比較増減 | 科目 | 本年度 | 前年度 | 比較増減 |
| 1.企業債 | 317,000 | 298,600 | 18,400 | 1.建設改良費 | 532,154 | 518,789 | 13,365 |
| 2.補助金 | 235,474 | 211,199 | 24,275 | 2.借入償還金 | 575,726 | 574,939 | 787 |
| 3.工事負担金 | 1 | 0 | 1 | 3.国庫補助金返還金 | 1,000 | 1,000 | 0 |
| 4.固定資産売却代金 | 30,000 | 30,000 | 0 | | | | |
| 5.受益者負担金 | 15,756 | 12,643 | 3,113 | | | | |
| 計 | 598,231 | 552,442 | 45,789 | 計 | 1,108,880 | 1,094,728 | 14,152 |

*収入総額 598,231千円、支出総額 1,108,880千円、収支差引 △510,649千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額510,649千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,604千円及び当年度分損益勘定留保資金320,474千円及び建設改良積立金41,656千円で補填し、なお不足する額129,915千円は一時借入金で措置するものとする。

*建設改良費の主なもの

- ・牛水地区污水管渠布設工事
- ・倉掛地区污水管渠布設工事
- ・南新地土地区画整理事業区画内污水管渠布設工事
- ・西原雨水ポンプ場改築更新(電気設備)工事
- ・荒尾市大島浄化センター散気装置改築更新工事

議第8号資料

平成30年度荒尾市病院事業会計予算

1. 収益的収入及び支出

| 【収入】 | | | | 【支出】 | | | |
|----------|------------------------|------------------------|------------------------|--------------|-----------|-----------|----------|
| 科目 | 本年度 | 前年度 | 比較増減 | 科目 | 本年度 | 前年度 | 比較増減 |
| 1 病院事業収益 | 6,560,493 | 6,420,609 | 139,884 | 1 病院事業費用 | 6,496,099 | 6,304,978 | 191,121 |
| 1 医業収益 | 6,229,697 | 6,081,330 | 148,367 | 1 医業費用 | 6,420,186 | 6,245,383 | 174,803 |
| 入院収益 | 4,224,812 | 4,136,957 | 87,855 | 給与 | 3,844,910 | 3,663,450 | 181,460 |
| 外来収益 | 1,635,870 | 1,580,713 | 55,157 | 給与・賃金・報酬 | 2,850,650 | 2,756,293 | 94,357 |
| その他医業収益 | 384,015 (217,425) | 379,660 (220,373) | 4,355 (△ 2,948) | 法定福利費等その他給与費 | 994,260 | 907,157 | 87,103 |
| 保険等査定減 | △ 15,000 | △ 16,000 | 1,000 | 材料費 | 1,317,700 | 1,357,700 | △ 40,000 |
| 2 医業外収益 | 318,738 | 327,221 | △ 8,483 | 薬品費 | 820,000 | 850,000 | △ 30,000 |
| 他会計補助金 | 126,699 (126,699) | 119,768 (119,768) | 6,931 (6,931) | 診療材料費 | 485,700 | 498,700 | △ 13,000 |
| 資本費繰入収益 | 13,533 (13,533) | 33,530 (33,530) | △ 19,997 (△ 19,997) | 医療消耗備品費 | 12,000 | 9,000 | 3,000 |
| 他会計負担金 | 114,161 (114,161) | 114,171 (114,171) | △ 10 (△ 10) | 経費 | 954,526 | 951,283 | 3,243 |
| その他医業外収益 | 64,345 | 59,752 | 4,593 | 光熱水費 | 86,000 | 86,500 | △ 500 |
| 3 特別利益 | 12,058 (0) | 12,058 (0) | 0 (0) | 修繕費 | 67,000 | 80,000 | △ 13,000 |
| 収益的収入合計 | 6,560,493 (471,818) | 6,420,609 (487,842) | 139,884 (△ 16,024) | 賃借料 | 78,798 | 74,774 | 4,024 |
| | | | | 委託料 | 616,811 | 596,693 | 20,118 |
| | | | | その他経費 | 105,917 | 113,316 | △ 7,399 |
| | | | | 減価償却費 | 270,700 | 240,400 | 30,300 |
| | | | | 資産減耗費 | 10,000 | 10,000 | 0 |
| | | | | 研究研修費 | 22,350 | 22,550 | △ 200 |
| | | | | 2 医業外費用 | 51,913 | 35,595 | 16,318 |
| | | | | 支払利息 | 10,000 | 14,000 | △ 4,000 |
| | | | | その他医業外費用 | 41,913 | 21,595 | 20,318 |
| | | | | 3 特別損失 | 14,000 | 14,000 | 0 |
| | | | | 4 予備費 | 10,000 | 10,000 | 0 |
| | | | | 収益的支出合計 | 6,496,099 | 6,304,978 | 191,121 |

()は、繰入金

◇患者見込数

| | |
|-------|-----------------------|
| 1. 入院 | 86,505 人(237人× 365日) |
| 一般 | 72,270 人(198人× 365日) |
| 回復期 | 14,235 人(39人× 365日) |
| 2. 外来 | 90,650 人(370人× 245日) |

◇1日1人当たり収益

| | |
|-----------|----------|
| 1. 入院(一般) | 52,968 円 |
| 入院(回復期) | 27,876 円 |
| 2. 外来 | 18,046 円 |

2. 資本的収入及び支出

| 【収入】 | | | | 【支出】 | | | |
|------------|--------------------|--------------------|------------|---------------|-----------|---------|-----------|
| 科目 | 本年度 | 前年度 | 比較増減 | 科目 | 本年度 | 前年度 | 比較増減 |
| 1 資本的収入 | 1,010,478 | 600,478 | 410,000 | 1 資本的支出 | 1,342,130 | 858,331 | 483,799 |
| 1 企業債 | 971,000 | 561,000 | 410,000 | 1 建設改良費 | 1,015,128 | 605,129 | 409,999 |
| 施設整備事業債 | 871,000 | 181,000 | 690,000 | 土地購入費 | 690,000 | 1 | 689,999 |
| 医療機器整備事業債 | 100,000 | 380,000 | △ 280,000 | 建物建設改良費 | 215,126 | 215,126 | 0 |
| 2 固定資産売却代金 | 5,390 | 5,390 | 0 | 器械備品購入費 | 110,000 | 390,000 | △ 280,000 |
| 3 補助金 | 1 | 1 | 0 | その他改良費 | 2 | 2 | 0 |
| 4 他会計負担金 | 1 | 1 | 0 | 2 企業債償還金 | 285,000 | 231,000 | 54,000 |
| 5 他会計出資金 | 34,086 (34,086) | 34,086 (34,086) | 0 (0) | 3 医学生奨学資金貸付金 | 31,200 | 14,400 | 16,800 |
| | | | | 4 看護学生奨学資金貸付金 | 10,800 | 7,800 | 3,000 |
| | | | | 5 電話加入権 | 1 | 1 | 0 |
| | | | | 6 投資 | 1 | 1 | 0 |
| (繰入金合計) | (505,904) | (521,928) | (△ 16,024) | | | | |

()は、繰入金

参考…平成29年度当初予算

(単位:千円)

| | 収入 | 支出 | 差引収支 | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------------------|
| 1. 収益的収支 | 6,420,609 | 6,304,978 | 115,631 | 【3条】基本設計費 | 73,833 |
| 2. 資本的収支 | 600,478 | 858,331 | △ 257,853 | 【4条】造成設計費 | 34,086、実施設計費 181,040 |
| | 7,021,087 | 7,163,309 | △ 142,222 | | |

平成30年度当初予算

(単位:千円)

| | 収入 | 支出 | 差引収支 | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------------------|
| 1. 収益的収支 | 6,560,493 | 6,496,099 | 64,394 | 【3条】基本設計費 | 73,833、耐震診断費 6,264 |
| 2. 資本的収支 | 1,010,478 | 1,342,130 | △ 331,652 | 【4条】用地取得費 | 690,000、造成設計費 34,086、 |
| | 7,570,971 | 7,838,229 | △ 267,258 | 実施設計費 | 181,040 |

荒尾市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の主な内容

| 項目 | 現 行 | 制 定 後 |
|--------------------------------------|--|---|
| 概 要 | <p>荒尾市工場等誘致条例（以下「誘致条例」という。）による課税免除 荒尾市企業誘致促進条例（以下「促進条例」という。）による奨励金の交付</p> | <p>荒尾市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例による課税免除</p> |
| 対象業種 | <p>誘致条例 製造業、道路貨物運送業、こん包業、情報通信技術利用業、情報サービス業及び自然科学研究所 促進条例 人文・社会科学研究所、情報サービス業（ソフトウェア業及び情報提供サービス業）、観光施設（ホテル、旅館、資料館等）等</p> | <p>指定業種なし ※ 条例制定前より大幅に拡大</p> |
| 要件 ①資産の価額要件 ②新規雇用者数 | <p>誘致条例 ①家屋、構築物及び機械装置の取得価額の合計が2,100万円超 ②3人以上（道路貨物運送業及びこん包業は16人以上） 促進条例 ①土地、家屋、構築物及び機械装置の取得価額の合計が1億円超（増設は5千万円超） ②20人以上（増設は10人以上）</p> | <p>①土地、家屋及び構築物の取得価額の合計が1億円超（農林漁業及びその関連業種は5千万円超） ②なし ※ 新規雇用者数については無条件へ</p> |
| 課税免除措置等の内容 ①対象資産 ②対象期間 | <p>誘致条例 固定資産税の課税免除 ①土地、家屋、構築物及び機械装置 ②3年間 促進条例 奨励措置（奨励金の交付） ①土地、家屋、構築物及び機械装置 ②3年間 ・1年目：固定資産税相当額の75%（増設は50%） ・2年目：固定資産税相当額の50%（増設は30%） ・3年目：固定資産税相当額の25%（増設は20%）</p> | <p>固定資産税の課税免除 ①土地、家屋、構築物及び機械装置 ②3年間 ※ 課税免除に統一。対象期間は変更なし</p> |
| 減収補填措置 ①減収補填の有無 ②対象資産 ③対象期間 | <p>誘致条例 なし 促進条例 なし</p> | <p>①有り ②土地、家屋及び構築物 ③3年間 ※ 主務大臣の確認を受けたものに限りに限り、減収額の75%が国から補填</p> |

荒尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準等を定める条例の制定について

1 条例を制定する理由

- 平成30年度から居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に移譲される。(平成27年の介護保険法改正)
→居宅介護支援事業所に対する基準については、市が条例で定める必要がある。

2 条例の内容(主要なものを抜粋)

条例の目的

指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準及びこれらの基準のうち基準該当居宅介護支援の事業に関する基準を定める。

条例の概要

- (1) 指定居宅介護支援事業者は、利用者が自立した生活を営むために、適切なサービスを提供されるよう配慮し、公平中立に行うこと。
- (2) 指定居宅介護支援事業所の管理者を「介護支援専門員」から「主任介護支援専門員」へ改正
- (3) 指定居宅介護支援事業者及び介護支援専門員に対してサービス内容の義務を明文化

※ 条例に規定した内容は、省令に即したものとした。

※ ただし、次の2項目については、荒尾市独自の規定として盛り込んだ。

- (1) 利用者に対するサービス提供に関する記録の保存期間を5年とする。
→省令では「2年」とされている。

【省令と異なる基準とした理由】

- ア 介護報酬に対する過誤返還等の公法上の債権消滅時効は5年である。
- イ 熊本県が「熊本県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例」で記録の保存期間を5年と定めている。

- (2) 暴力団員等の排除の規定を設けた。

→ 省令にはない。

【省令と異なる基準とした理由】

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の趣旨を踏まえた。
- イ 熊本県が「熊本県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例」で同様に規定している。

条例の骨子

- 第1章 総則
 - ・ 趣旨
 - ・ 定義
 - ・ 申請者の要件
 - ・ 基本方針
- 第2章 人員に関する基準
 - ・ 従業者の員数
 - ・ 管理者
- 第3章 運営に関する基準
 - ・ 内容及び手続の説明及び同意
 - ・ 提供拒否の禁止
 - ・ 要介護認定の申請に係る援助
 - ・ 指定居宅介護支援の基本取扱方針
 - ・ 管理者の責務
 - ・ 運営規程
 - ・ 秘密保持
 - ・ 暴力団員等の排除 など
- 第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準
 - ・ 準用
- 附則（施行期日・経過措置）

荒尾市個人情報保護条例等の一部を改正する条例（概要）

1 改正理由

国の行政機関における個人情報の保護、取扱い方法等を規定した「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下「行政機関個人情報保護法」という。）が改正（平成29年5月30日施行）され、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱いに関する規定の整備等が行われた。

上記の行政機関個人情報保護法の改正に伴い、国が定める「個人情報の保護に関する基本方針」が変更され、当該基本方針において、地方公共団体は、行政機関個人情報保護法の改正内容を参考に個人情報保護条例について、国と同様に個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱いに関する規定の整備等を行うことが求められたため、荒尾市個人情報保護条例について所要の改正を行うもの。

また、行政機関個人情報保護法の改正に伴い、国の行政機関が保有する行政文書の公開方法等を規定した「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下「行政機関情報公開法」という。）について、行政機関個人情報保護法の改正内容と整合性を図るために、行政機関情報公開法において行政文書の開示請求があった場合に不開示情報とされる「個人に関する情報」の定義を明確化する改正が行われたため、荒尾市情報公開条例について所要の改正を行うもの。

2 改正内容

【荒尾市個人情報保護条例の一部改正】

(1) 個人情報の定義の明確化

ア 個人識別符号の定義規定を設け、個人識別符号が含まれる情報は個人情報に該当することを明確にする。

イ 個人識別符号の具体的な内容については、国は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（以下「行政機関個人情報保護法施行令」という。）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則（以下「行政機関個人情報保護法施行規則」という。）で規定しており、行政機関個人情報保護法施行令及び行政機関個人情報保護法施行規則と同様の内容を荒尾市個人情報保護条例施行規則に規定する。

ウ 個人識別符号の具体例

- ・ DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋、旅券番号、免許証番号、基礎年金番号、住民票コード、個人番号、各種保険証の番号等

(2) 要配慮個人情報の定義

ア 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つ

た事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する情報を要配慮個人情報として定義する。

イ 要配慮個人情報の範囲は、国が、行政機関個人情報保護法、行政機関個人情報保護法施行令及び行政機関個人情報保護法施行規則で定める範囲と同様とし、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実以外の要配慮個人情報については、荒尾市個人情報保護条例施行規則に規定する。

ウ 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実以外の要配慮個人情報

- ・身体障害・知的障害・精神障害等の障害があること、健康診断の結果、健康診断の結果に基づく保健指導等、刑事事件・少年の保護事件に関する手続が行われたこと等

(3) 要配慮個人情報の収集禁止

行政機関個人情報保護法においては、国の行政機関が要配慮個人情報を収集することは禁止されていないが、現行の荒尾市個人情報保護条例において実施機関（市長、教育委員会等の市の機関をいう。）が収集することを原則として禁止している「思想、信条及び信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」については、要配慮個人情報に含まれる情報として引き続き収集の原則禁止を維持するため、また、要配慮個人情報は特に配慮を要する情報であることから、実施機関が要配慮個人情報を収集することを原則として禁止する改正を行う。

(4) 用語の整理等

行政機関個人情報保護法の文言に合わせるための用語の整理等を行う。

【荒尾市情報公開条例の一部改正】

(1) 個人に関する情報の定義の明確化

荒尾市情報公開条例において行政文書の開示請求があった場合に不開示情報とされる「個人に関する情報」の定義を明確化する改正を行う。

行政機関情報公開法の改正内容を踏まえ、また、荒尾市個人情報保護条例との整合性を図るため、行政機関情報公開法及び荒尾市個人情報保護条例と同様になるように改正を行う。

(2) 用語の整理等

行政機関情報公開法の文言に合わせるための用語の整理等を行う。

【荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正】

(1) 条ずれへの対応、用語の整理等

今回の荒尾市個人情報保護条例の改正に伴う条ずれに対応するための改正や用語の整理等を行う。

荒尾市個人情報保護条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。</p> | <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> |
| <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、<u>図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)</u>に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。<u>以下同じ。)</u>により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>イ 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>(3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。</p> <p>ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの</p> <p>イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当て</p> | <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、<u>図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)</u>に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。<u>以下同じ。)</u>により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>イ 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>(3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。</p> <p>ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの</p> <p>イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当て</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(適正な収集)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 実施機関は、次に掲げる<u>個人情報</u>を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づき収集するとき、又は審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該<u>個人情報</u>が必要不可欠であると実施機関が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>思想、信条及び信教に関する個人情報</u></p> <p>(2) <u>社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</u></p> <p>(利用目的の明示)</p> <p>第8条 実施機関は、本人から直接書面（<u>電子的方式、磁気的方式</u>）その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第26条及び第54条において「<u>電磁的記録</u>」という。）を含む。）に記録された当該本人の<u>個人情報</u>を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければ</p> | <p>てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行者を受ける者を識別することができるもの</p> <p>(4) <u>要配慮個人情報</u> 本人の<u>人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実</u>その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める<u>記述等</u>が含まれる<u>個人情報</u>をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(適正な収集)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 実施機関は、<u>要配慮個人情報</u>を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づき収集するとき、又は審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該<u>要配慮個人情報</u>が必要不可欠であると実施機関が認めるときは、この限りでない。</p> <p>削る。</p> <p>削る。</p> <p>(利用目的の明示)</p> <p>第8条 実施機関は、本人から直接書面（<u>電磁的記録</u>を含む。）に記録された当該本人の<u>個人情報</u>を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>ばならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 利用目的を本人に明示することにより、実施機関、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>(4) 略</p> <p>(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)</p> <p>第15条 実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を個人情報ファイル台帳に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル台帳に掲載しないこととするときは、その旨</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 第2条第4号イに係る個人情報ファイル</p> <p>3 略</p> <p>(個人情報ファイル台帳の作成及び公表)</p> | <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 利用目的を本人に明示することにより、実施機関、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)</p> <p>第15条 実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 第2条第6号イに係る個人情報ファイル</p> <p>3 略</p> <p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>第16条 実施機関は、規則で定めるところにより、当該実施機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる事項その他規則で定めらるる事項を記載した帳簿（第3項において「<u>個人情報ファイル台帳</u>」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル台帳に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル台帳に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル台帳に掲載しないことができる。</p> <p>（保有個人情報の開示義務）</p> <p>第19条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「<u>不開示情報</u>」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することにより、なお開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(4)～(7) 略</p> | <p>第16条 実施機関は、規則で定めるところにより、当該実施機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他規則で定めらるる事項を記載した帳簿（第3項において「<u>個人情報ファイル簿</u>」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。</p> <p>（保有個人情報の開示義務）</p> <p>第19条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「<u>不開示情報</u>」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(4)～(7) 略</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>(保有個人情報部分開示) 第20条 略</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されおそれがないと認められるときは、当該部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第24条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にそのすべてについて開示決定等をするることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をする期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(開示の実施)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報、文書、<u>図画又は写真</u>に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報開示にあつては、<u>実施機関は、当該保有個人情報記録されている文書、<u>図画又は写真</u></u>の保存に支障を生ずるおそれがある</p> | <p>(保有個人情報部分開示) 第20条 略</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び<u>個人情報識別符号</u>の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第24条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその<u>全て</u>について開示決定等をするることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をする期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(開示の実施)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報、文書又は<u>図画</u>に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、<u>実施機関は、当該保有個人情報記録されている文書又は<u>図画</u></u>の保存に支障を生ずるおそれがあると認めると</p> |
| <p>(保有個人情報部分開示) 第20条 略</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第24条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にそのすべてについて開示決定等をするることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をする期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(開示の実施)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報、文書、<u>図画又は写真</u>に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報開示にあつては、<u>実施機関は、当該保有個人情報記録されている文書、<u>図画又は写真</u></u>の保存に支障を生ずるおそれがある</p> | <p>(保有個人情報部分開示) 第20条 略</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び<u>個人情報識別符号</u>の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第24条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその<u>全て</u>について開示決定等をするることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をする期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(開示の実施)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報、文書又は<u>図画</u>に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、<u>実施機関は、当該保有個人情報記録されている文書又は<u>図画</u></u>の保存に支障を生ずるおそれがあると認めると</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| と認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。 | き、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。 |
| (出資等法人の保有する個人情報の保護) 第48条 略 2 略 | (出資法人の保有する個人情報の保護) 第48条 略 2 略 |
| 第52条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務等に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 | 第52条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務等に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第6号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 |
| 第54条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、 <u>図画</u> 、 <u>写真</u> 又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 | 第54条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、 <u>図画</u> 又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 |

第2条 荒尾市情報公開条例の一部改正

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 | (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 |
| (1) 略 (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、 <u>図画</u> 、 <u>写真</u> 、 <u>フィルム</u> 及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア・イ 略 | (1) 略 (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、 <u>図画</u> 及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア・イ 略 |
| (開示請求の手続) | (開示請求の手続) |

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>第6条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下、「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p> <p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができること（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができること（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを含む。）又は特定の個人を識別することにより、次に掲げる情報を除く。）があるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>（3）～（6） 略</p> | <p>第6条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p> <p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>（3）～（6） 略</p> |
| <p>（開示決定等の期限の特例）</p> <p>第12条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求書が提出された日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等をする事により事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を</p> | <p>（開示決定等の期限の特例）</p> <p>第12条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求書が提出された日から起算して45日以内にその<u>全て</u>について開示決定等をする事により事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>し、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(開示の実施)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政文書の開示は、文書又は写真については閲覧又は写しの交付の交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあっては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p> | <p>し、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(開示の実施)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあっては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p> |

第3条 荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>(設置)</p> <p>第2条 荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号。以下「情報公開条例」という。）第17条及び荒尾市個人情報保護条例（平成15年条例第24号。以下「個人情報保護条例」という。）第42条の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、荒尾市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 諮問実施機関 情報公開条例第17条又は個人情報保護条例第42条の規定により審査会に諮問をした実施機関</p> | <p>(設置)</p> <p>第2条 荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号。以下「情報公開条例」という。）第18条及び荒尾市個人情報保護条例（平成15年条例第24号。以下「個人情報保護条例」という。）第43条の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、荒尾市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 諮問実施機関 情報公開条例第18条又は個人情報保護条例第43条の規定により審査会に諮問をした実施機関</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>(3) 行政文書 情報公開条例第11条第1項に規定する開示決定等に係る行政文書 (情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書)</p> <p>(4) 保有個人情報 個人情報保護条例第23条第1項、第33条第1項又は第40条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報 (個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報)</p> <p>(意見の陳述)</p> <p>第9条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べられる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p> | <p>(3) 行政文書 情報公開条例第11条第1項に規定する開示決定等に係る行政文書 (情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。)</p> <p>(4) 保有個人情報 個人情報保護条例第23条第1項、第33条第1項又は第40条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報 (個人情報保護条例第2条第5号に規定する保有個人情報をいう。)</p> <p>(意見の陳述)</p> <p>第9条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べられる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p> |

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正後の荒尾市個人情報保護条例 (以下「新条例」という。) 第2条第1号に規定する実施機関が保有している同条第6号に規定する個人情報ファイルであつて、新条例第15条第1項第5号に規定する記録情報に新条例第2条第4号に規定する要配慮個人情報を含むものについての新条例第15条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「荒尾市個人情報保護条例等の一部を改正する条例 (平成30年条例第 号) の施行後遅滞なく」とする。

荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>附 則 (平成28年3月25日条例第15号) (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>第3条 平成28年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものは、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>2・3 略</p> | <p>附 則 (平成28年3月25日条例第15号) (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>第3条 平成28年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものは、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>2・3 略</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員退職手当支給率早見表（新旧対照）

※退職手当支給額＝退職日時点の給料月額×退職事由別・勤続年数別支給率＋役職に応じた調整額
（月分）

| 勤続年数 | 自己都合 | | | 定年、早期(応募認定)、任期満了等 | | |
|------|---------|-----------------|----------|-------------------|------------------|-----------|
| | 現行 | 改正後 H30.4.1～ | 差 | 現行 | 改正後 H30.4.1～ | 差 |
| 1 | 0.522 | 0.5022 | -0.0198 | 0.87 | 0.837 | -0.033 |
| 2 | 1.044 | 1.0044 | -0.0396 | 1.74 | 1.674 | -0.066 |
| 3 | 1.566 | 1.5066 | -0.0594 | 2.61 | 2.511 | -0.099 |
| 4 | 2.088 | 2.0088 | -0.0792 | 3.48 | 3.348 | -0.132 |
| 5 | 2.61 | 2.511 | -0.099 | 4.35 | 4.185 | -0.165 |
| 6 | 3.132 | 3.0132 | -0.1188 | 5.22 | 5.022 | -0.198 |
| 7 | 3.654 | 3.5154 | -0.1386 | 6.09 | 5.859 | -0.231 |
| 8 | 4.176 | 4.0176 | -0.1584 | 6.96 | 6.696 | -0.264 |
| 9 | 4.698 | 4.5198 | -0.1782 | 7.83 | 7.533 | -0.297 |
| 10 | 5.22 | 5.022 | -0.198 | 8.7 | 8.37 | -0.33 |
| 11 | 7.7256 | 7.43256 | -0.29304 | 12.07125 | 11.613375 | -0.457875 |
| 12 | 8.4912 | 8.16912 | -0.32208 | 13.2675 | 12.76425 | -0.50325 |
| 13 | 9.2568 | 8.90568 | -0.35112 | 14.46375 | 13.915125 | -0.548625 |
| 14 | 10.0224 | 9.64224 | -0.38016 | 15.66 | 15.066 | -0.594 |
| 15 | 10.788 | 10.3788 | -0.4092 | 16.85625 | 16.216875 | -0.639375 |
| 16 | 13.3893 | 12.88143 | -0.50787 | 18.59625 | 17.890875 | -0.705375 |
| 17 | 14.6421 | 14.08671 | -0.55539 | 20.33625 | 19.564875 | -0.771375 |
| 18 | 15.8949 | 15.29199 | -0.60291 | 22.07625 | 21.238875 | -0.837375 |
| 19 | 17.1477 | 16.49727 | -0.65043 | 23.81625 | 22.912875 | -0.903375 |
| 20 | 20.445 | 19.6695 | -0.7755 | 25.55625 | 24.586875 | -0.969375 |
| 21 | 22.185 | 21.3435 | -0.8415 | 27.29625 | 26.260875 | -1.035375 |
| 22 | 23.925 | 23.0175 | -0.9075 | 29.03625 | 27.934875 | -1.101375 |
| 23 | 25.665 | 24.6915 | -0.9735 | 30.77625 | 29.608875 | -1.167375 |
| 24 | 27.405 | 26.3655 | -1.0395 | 32.51625 | 31.282875 | -1.233375 |
| 25 | 29.145 | 28.0395 | -1.1055 | 34.5825 | 33.27075 | -1.31175 |
| 26 | 30.537 | 29.3787 | -1.1583 | 36.1485 | 34.77735 | -1.37115 |
| 27 | 31.929 | 30.7179 | -1.2111 | 37.7145 | 36.28395 | -1.43055 |
| 28 | 33.321 | 32.0571 | -1.2639 | 39.2805 | 37.79055 | -1.48995 |
| 29 | 34.713 | 33.3963 | -1.3167 | 40.8465 | 39.29715 | -1.54935 |
| 30 | 36.105 | 34.7355 | -1.3695 | 42.4125 | 40.80375 | -1.60875 |
| 31 | 37.149 | 35.7399 | -1.4091 | 43.9785 | 42.31035 | -1.66815 |
| 32 | 38.193 | 36.7443 | -1.4487 | 45.5445 | 43.81695 | -1.72755 |
| 33 | 39.237 | 37.7487 | -1.4883 | 47.1105 | 45.32355 | -1.78695 |
| 34 | 40.281 | 38.7531 | -1.5279 | 48.6765 | 46.83015 | -1.84635 |
| 35 | 41.325 | 39.7575 | -1.5675 | 49.59 | 47.709 | -1.881 |
| 36 | 42.369 | 40.7619 | -1.6071 | 49.59 | 47.709 | -1.881 |
| 37 | 43.413 | 41.7663 | -1.6467 | 49.59 | 47.709 | -1.881 |
| 38 | 44.457 | 42.7707 | -1.6863 | 49.59 | 47.709 | -1.881 |
| 39 | 45.501 | 43.7751 | -1.7259 | 49.59 | 47.709 | -1.881 |
| 40 | 46.545 | 44.7795 | -1.7655 | 49.59 | 47.709 | -1.881 |
| 41 | 47.589 | 45.7839 | -1.8051 | 49.59 | 47.709 | -1.881 |
| 42 | 48.633 | 46.7883 | -1.8447 | 49.59 | 47.709 | -1.881 |
| 43 | 49.59 | 47.709 | -1.881 | 49.59 | 47.709 | -1.881 |
| 44 | 49.59 | 47.709 | -1.881 | 49.59 | 47.709 | -1.881 |
| 45 | 49.59 | 47.709 | -1.881 | 49.59 | 47.709 | -1.881 |

荒尾市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条 荒尾市職員退職手当支給条例の一部改正

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（荒尾市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第15号。以下「条例第15号」という。）附則第3項の規定に該当する者を除く。）に對する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第4項」とする。</p> <p>5～9 略</p> | <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（荒尾市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第15号。以下「条例第15号」という。）附則第3項の規定に該当する者を除く。）に對する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第4項」とする。</p> <p>5～9 略</p> |

第2条 荒尾市職員退職手当支給条例の一部改正

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>附 則（昭和48年6月20日条例第15号）</p> <p>1・2 略</p> <p>（長期勤続者等に対する退職手当に係る特例）</p> <p>3 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に改正後の荒尾市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和59年荒尾市条例第4号。以下「新条例」という。）第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。</p> <p>4～6 略</p> | <p>附 則（昭和48年6月20日条例第15号）</p> <p>1・2 略</p> <p>（長期勤続者等に対する退職手当に係る特例）</p> <p>3 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</p> <p>4～6 略</p> |

第3条 荒尾市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正

| 現 行 | 改 正 後 |
|------------------------------|------------------------------|
| <p>附 則（平成18年6月26日条例第26号）</p> | <p>附 則（平成18年6月26日条例第26号）</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>(経過措置)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者が平成18年4月1日（以下「適用日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の荒尾市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者という。以下同じ。）として退職した場合において、その者が適用日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の荒尾市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第4項から第6項まで、附則第8条の規定による改正前の荒尾市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第15号。以下この条及び次条において「条例第15号」という。）附則第3項から第5項まで並びに附則第9条の規定による改正前の荒尾市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成15年条例第22号。以下この条及び次条において「条例第22号」という。）附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第4項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、<u>104分の87</u>）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで、附則第4項から第6項まで並びに附則第4条及び第5条、条例第15号附則第3項から第5項まで並びに条例第22号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつ</p> | <p>(経過措置)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者が平成18年4月1日（以下「適用日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の荒尾市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者という。以下同じ。）として退職した場合において、その者が適用日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の荒尾市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第4項から第6項まで、附則第8条の規定による改正前の荒尾市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第15号。以下この条及び次条において「条例第15号」という。）附則第3項から第5項まで並びに附則第9条の規定による改正前の荒尾市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成15年条例第22号。以下この条及び次条において「条例第22号」という。）附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第4項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、<u>104分の83.7</u>）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで、附則第4項から第6項まで並びに附則第4条及び第5条、条例第15号附則第3項から第5項まで並びに条例第22号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつ</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>てその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。 2 略</p> | <p>てその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。 2 略</p> |

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

荒尾市保育所条例の一部を改正する条例 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 | | | | | | | | | | |
|---|---|------|-----|-------------------|--------|-------------------|--------|-------------------|--------|---------------------|--|
| <p>(保育の実施) 第6条 略 2 略</p> | <p>(保育等の実施) 第6条 略 2 略 3 市長は、児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行うものとし、当該事業の実施時間は、次条第2項の表の利用時間の欄に掲げるとおとする。</p> | | | | | | | | | | |
| <p>(費用の納付) 第7条 略</p> | <p>(費用の納付) 第7条 略 2 前条第3項の一時預かり事業を利用する児童の保護者は、一時預かり事業に要する費用として次の表に定める負担金を納付しなければならない。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>利用時間</th> <th>負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日 (午前8時から午後4時まで)</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>午前半日 (午前8時から正午まで)</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>午後半日 (正午から午後4時まで)</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>備考 1日の負担金には、給食費を含む。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 利用時間 | 負担金 | 1日 (午前8時から午後4時まで) | 2,000円 | 午前半日 (午前8時から正午まで) | 1,000円 | 午後半日 (正午から午後4時まで) | 1,000円 | 備考 1日の負担金には、給食費を含む。 | |
| 利用時間 | 負担金 | | | | | | | | | | |
| 1日 (午前8時から午後4時まで) | 2,000円 | | | | | | | | | | |
| 午前半日 (午前8時から正午まで) | 1,000円 | | | | | | | | | | |
| 午後半日 (正午から午後4時まで) | 1,000円 | | | | | | | | | | |
| 備考 1日の負担金には、給食費を含む。 | | | | | | | | | | | |
| <p>(指定管理者による業務) 第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 第6条に規定する保育の実施 (2)・(3) 略 (委任)</p> | <p>(指定管理者による業務) 第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 第6条第1項に規定する保育及び同条第3項に規定する一時預かり事業の実施 (2)・(3) 略 (委任)</p> | | | | | | | | | | |
| <p>第13条 この条例に定めるもののほか、保育所の管理に関する事項は、市長が定める。</p> | <p>第13条 この条例の施行に關し必要な事項は、市長が別に定める。</p> | | | | | | | | | | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市介護保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

| 現 | 行 | 後 |
|---|--|--|
| <p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,320円とする。</p> <p>第14条 市は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p> | <p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成30年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,320円とする。</p> <p>第14条 市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p> | <p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成30年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,320円とする。</p> <p>第14条 市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p> |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の荒尾市介護保険条例第2条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

1 条例改正の理由

○「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）による介護保険法の改正に伴い、地域密着型サービスに関する基準等の省令が改正されたことから、省令に即して市条例の一部の改正を行うもの。

2 改正する条例について

次の3つの条例について改正を行う。

- (1) 荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- (3) 荒尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

3 主な改正内容

- (1) 荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

| 省令改正に準じた改正 | 省令改正に準じない改正 |
|--|--|
| <p>① 共生型地域密着型サービスに関する基準（第3章の2第5節）を新たに定める。</p> <p>② 施設系サービスにおける身体的拘束等の運用基準の見直し（身体的拘束等の適正化のための対策検討委員会の設置等）</p> | <p>① 利用者に対するサービス提供に関する記録の保存期間を2年から5年に変更する（省令では2年）。</p> <p>※ 省令と異なる基準とした理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬に対する過誤返還等の公法上の債権消滅時効は5年である。 ・熊本県が「熊本県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例」で記録の保存期間を5年と定めている。 <p>② 暴力団員等排除の規定を追加する（省令には規定なし）。</p> <p>※ 省令と異なる基準とした理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の趣旨を踏まえたため。 ・熊本県は、介護保険関係（熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例など）の条例で同様に定めている。 |

- (2) 荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

| 省令改正に準じた改正 | 省令改正に準じない改正 |
|------------|--------------|
| (1)の②に同じ。 | (1)の①及び②に同じ。 |

- (3) 荒尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

| 省令改正に準じた改正 | 省令改正に準じない改正 |
|---|--------------|
| <p>① 共生型サービスの新設に伴う文言の整理を行う。</p> <p>② 指定介護予防支援事業者は、利用者に複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介することを求めることができる旨の説明をしなければならないことを追加する。</p> <p>③ 担当職員に対する義務 必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供しなければならないこと等を追加する。</p> | (1)の①及び②に同じ。 |

荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

| 第1条 荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 | 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|--|
| <p>目次</p> <p>略</p> <p>第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>第1節 基本方針等 (第4条・第5条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第6条・第7条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第8条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第9条—<u>第42条</u>)</p> <p>第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例 (第43条・第44条)</p> <p>略</p> <p>第3章の2 地域密着型通所介護</p> <p>第1節 基本方針 (第59条の2)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第59条の3・第59条の4)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第59条の5)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第59条の6—第59条の20)</p> <p>第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準 (第59条の20の2・<u>第59条の20の3</u>)</p> <p>第6節 <u>指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u></p> <p>第1款 <u>この節の趣旨及び基本方針 (第59条の21・第59条の22)</u></p> <p>第2款 <u>人員に関する基準 (第59条の23・第59条の24)</u></p> <p>第3款 <u>設備に関する基準 (第59条の25・第59条の26)</u></p> <p>第4款 <u>運営に関する基準 (第59条の27—第59条の38)</u></p> <p>略</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法 (平成9年法律第123号。以下「法」という。) 第78条の4第1項及び第2項の2の2第1項並びに第78条の4第1項及び第2</p> | <p>目次</p> <p>略</p> <p>第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>第1節 基本方針等 (第4条・第5条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第6条・第7条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第8条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第9条—<u>第42条</u>)</p> <p>第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例 (第43条・第44条)</p> <p>略</p> <p>第3章の2 地域密着型通所介護</p> <p>第1節 基本方針 (第59条の2)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第59条の3・第59条の4)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第59条の5)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第59条の6—第59条の20)</p> <p>第5節 <u>指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u></p> <p>第1款 <u>この節の趣旨及び基本方針 (第59条の21・第59条の22)</u></p> <p>第2款 <u>人員に関する基準 (第59条の23・第59条の24)</u></p> <p>第3款 <u>設備に関する基準 (第59条の25・第59条の26)</u></p> <p>第4款 <u>運営に関する基準 (第59条の27—第59条の38)</u></p> <p>略</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法 (平成9年法律第123号。以下「法」という。) 第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域</p> | <p>目次</p> <p>略</p> <p>第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>第1節 基本方針等 (第4条・第5条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第6条・第7条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第8条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第9条—<u>第42条</u>)</p> <p>第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例 (第43条・第44条)</p> <p>略</p> <p>第3章の2 地域密着型通所介護</p> <p>第1節 基本方針 (第59条の2)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第59条の3・第59条の4)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第59条の5)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第59条の6—第59条の20)</p> <p>第5節 <u>指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u></p> <p>第1款 <u>この節の趣旨及び基本方針 (第59条の21・第59条の22)</u></p> <p>第2款 <u>人員に関する基準 (第59条の23・第59条の24)</u></p> <p>第3款 <u>設備に関する基準 (第59条の25・第59条の26)</u></p> <p>第4款 <u>運営に関する基準 (第59条の27—第59条の38)</u></p> <p>略</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法 (平成9年法律第123号。以下「法」という。) 第78条の2の2第1項並びに第78条の4第1項及び第2</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(指定期域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。</p> | <p>項の規定に基づき、<u>共生型地域密着型サービスの事業並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(指定期域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、<u>次の各号のいずれにも該当しない法人とする。</u></p> <p>(1) <u>その役員のうち</u>に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(次号及び第42条の2において「暴力団員等」という。)のある法人</p> <p>(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人</p> <p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス省令」という。)第3条の4第2項に規定する厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならぬ。</p> |
| <p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス省令」という。)第3条の4第2項に規定する厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならぬ。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であつて、提供時</p> | <p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス省令」という。)第3条の4第2項に規定する厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならぬ。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であつて、提供時</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第69号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に3年以上に従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p> | <p>間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第69号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に1年以上（特に業務に従事した経験が必要なる者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p> |
| <p>3・4 略</p> | <p>3・4 略</p> |
| <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> | <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> |
| <p>(1)～(11) 略</p> | <p>(1)～(11) 略</p> |
| <p>6 略</p> | <p>(12) <u>介護医療院</u></p> |
| <p>7 午後6時から午前8時までの間は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及びオペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p> | <p>6 略</p> <p>7 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p> |
| <p>8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間は、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</p> | <p>8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</p> |
| <p>9～11 略</p> | <p>9～11 略</p> |
| <p>12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指</p> | <p>12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指</p> |

| 現 行 | 改 正 | 後 |
|--|--|---|
| <p>定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第191条第10項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされるときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間に<u>行われる随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定訪問介護看護事業所間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</u></p> <p>4 略</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね3月に1回以上、介護・</p> | <p>定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第191条第14項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされるときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項本文の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</p> <p>4 略</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・</p> | |
| <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間に<u>行われる随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</u></p> <p>4 略</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね3月に1回以上、介護・</p> | <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項本文の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</p> <p>4 略</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・</p> | |
| <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間に<u>行われる随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</u></p> <p>4 略</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね3月に1回以上、介護・</p> | <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項本文の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</p> <p>4 略</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・</p> | |

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> | <p>医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> |
| <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第42条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、その運営について、暴力団員等から支配を受けてはならない。</p> <p>2 前項の規定の趣旨に照らし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、暴力団員等を指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者としてはならない。</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定地域密着型サービス省令第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、3年以上サービス提供責任</p> | <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第42条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、その運営について、暴力団員等から支配を受けてはならない。</p> <p>2 前項の規定の趣旨に照らし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、暴力団員等を指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者としてはならない。</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定地域密着型サービス省令第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上（特に業務に従事</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p> <p>(記録の整備) 第58条 略</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、第33条から第38条まで、第40条及び第41条の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第33条及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業員等」と、第27条中「オペレーションセンターを設置しない場合は、訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。</p> <p>(記録の整備) 第59条の19 略</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定</p> | <p>した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、<u>3年以上</u> サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p> <p>(記録の整備) 第58条 略</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、第33条から第38条まで、第40条、第41条及び第42条の2の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第33条及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業員等(オペレーションセンターを設置しない場合は、訪問介護員等)」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。</p> <p>(記録の整備) 第59条の19 略</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第42条の2及び</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護看護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護看護従業者」と読み替えるものとする。</p> | <p>第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護看護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護看護従業者」と読み替えるものとする。</p> |
| | <p><u>第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準</u> <u>(共生型地域密着型通所介護の基準)</u> 第59条の20の2 <u>地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス</u> <u>（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）</u>の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、<u>指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者</u></p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|-----------|--|
| | <p>をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(準用)</p> |
| 第59条の20の3 | 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第 |

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>(利用定員)</p> <p>第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> | <p>20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第42条の2、第53条、第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項及び前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たたる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合同じ）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合同じ）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合同じ）」と、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>(利用定員)</p> <p>第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を18人以下とする。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第59条の37 略</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「<u>定期巡回・随時訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「療養通所介護看護従業者」とあり、第59条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護</u>」とあるのは「療養通所介護」について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「<u>当たっては、利用者の状態に</u>」とあるのは「第59条の18第4項」と読み替えるものとする。</p> | <p>第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第59条の37 略</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第42条の2、第59条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「<u>運営規程</u>」とあるのは「<u>第59条の34に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>療養通所介護従業者</u>」と、第59条の13第3項中「<u>地域密着型通所介護</u>」とあるのは「<u>療養通所介護</u>」とあるのは「<u>療養通所介護</u>」について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「<u>当たっては、利用者の状態に</u>」とあるのは「<u>第59条の5第4項</u>」とあるのは「<u>第59条の5第4項</u>」とあるのは「<u>第59条の26第4項</u>」とあるのは「<u>第59条の26</u>」であるものとする。</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）<u>、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）</u>、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）<u>、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）</u>若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> | <p>介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）<u>、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）</u>、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）<u>、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）</u>若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> |
| <p>(記録の整備) 第79条 略</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(準用)</p> | <p>(記録の整備) 第79条 略</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(準用)</p> |
| <p>第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」とあり、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護看護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問</p> | <p>第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第42条の2、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」とあり、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護看護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第82条 指定小規模多機能型居宅介護の事業者を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たたる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を受けた者）をいう。以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」に指定小規模多機能型居宅介護を利用するため）の提供に当たたる者）の利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防防犯小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防防犯小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たたる者）の利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防防犯小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防防犯小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防防犯小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防防犯サービス基準条例第43条に規定する指定介護予防防犯小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合）については、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防防犯小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居</p> | <p>介看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第82条 指定小規模多機能型居宅介護の事業者を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たたる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を受けた者）をいう。以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」に指定小規模多機能型居宅介護を利用するため）の提供に当たたる者）の利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防防犯小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防防犯小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たたる者）の利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防防犯小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防防犯小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防防犯小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防防犯サービス基準条例第43条に規定する指定介護予防防犯小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合）については、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防防犯小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。))</p> <p>略</p> | <p>する療養病床を有する診療所であるものに限る。)) は介護医療院</p> <p>略</p> |
| <p>7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本事業所」という。）に置くべき訪問サービスの下に運営されるものをいう。以下「密接な連携の下に運営される小規模多機能型居宅介護事業者の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われるときは、1人以上とすることができる。」</p> <p>8～13 略</p> | <p>7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの下に運営される小規模多機能型居宅介護事業者の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われるときは、1人以上とすることができる。」</p> <p>8～13 略</p> |
| <p>(管理者) 第83条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者）をいう。次条、第111条第2項、第112条、第192条第2項及び第193</p> | <p>(管理者) 第83条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者）をいう。次条、第111条第2項、第112条、第192条第2項及び第193</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス省令第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了していない。</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p> <p>第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、指定地域密着型サービス省令第65条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了していない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第103条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第107条 略</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業</p> | <p>条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス省令第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものではない。</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p> <p>第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、指定地域密着型サービス省令第65条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了していない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第103条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第107条 略</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、<u>第42条の2</u>、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、「第34条中随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、「第55条第4節」と、「第59条の13第3項中「地域密着型通所介護」とあるのは「小規模多機能型居宅介護」とあるのは「小規模多機能型通所介護」とあるのは「小規模多機能型居宅介護」とあるのは「6月」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通い宿泊サービス」の提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p> | <p>宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、「第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、「第59条の13第3項中「地域密着型通所介護」とあるのは「小規模多機能型居宅介護」とあるのは「小規模多機能型通所介護」とあるのは「小規模多機能型居宅介護」とあるのは「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通い宿泊サービス」の提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p> |
| <p>(管理者) 第111条 略</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に從事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス省令第91条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> | <p>(管理者) 第111条 略</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に從事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス省令第91条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> |
| <p>(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者) 第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に從事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型サービス省令第92条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> | <p>(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者) 第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に從事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型サービス省令第92条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>ばならない。</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p> <p>第117条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 略</p> | <p>ものでなければならぬ。</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p> <p>第117条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果に基づいて、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p>8 略</p> |
| <p>(協力医療機関等)</p> <p>第125条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> | <p>(協力医療機関等)</p> <p>第125条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</u></p> |
| <p>(記録の整備)</p> <p>第127条 略</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> | <p>(記録の整備)</p> <p>第127条 略</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> |
| <p>(準用)</p> <p>第128条 第9条、第10条、第12条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条及び第104</p> | <p>(準用)</p> <p>第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、<u>第42条の2</u>、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」とあり、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、「介護従業者」とあり、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、「第6章第4節」とあり、「第59条の11第2項中「この節」とあり、「第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあり、「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあり、「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」とあり、「6月」とあり、「第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあり、「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> | <p>102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」とあり、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、「介護従業者」とあり、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、「第6章第4節」とあり、「第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあり、「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあり、「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」とあり、「6月」とあり、「第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあり、「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> |
| <p>(従業者の員数) 第130条 略 2・3 略</p> | <p>(従業者の員数) 第130条 略 2・3 略</p> |
| <p>4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならず、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者に若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所以て運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあつては、常勤換算方法で1以上とする。</p> | <p>4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならず、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者に若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所以て運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあつては、常勤換算方法で1以上とする。</p> |
| <p>5・6 略 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲</p> | <p>5・6 略 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>ける区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員</p> <p>(2) 略</p> <p>8～10 略</p> | <p>ける区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 介護医療院 介護支援専門員</p> <p>8～10 略</p> |
| <p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第138条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。</p> <p>7 略</p> | <p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第138条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。</p> <p>7 略</p> |
| <p>(記録の整備)</p> <p>第148条 略</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(準用)</p> | <p>(記録の整備)</p> <p>第148条 略</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(準用)</p> |
| <p>第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定</p> | <p>第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第42条の2、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> | <p>域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> |
| <p>第151条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設（熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第71号）第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合は指定地域密着型介護老人福祉施設及び看護職員（第187条第2項の規定に支障がない場合は、この限りでない。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合、この限りでない。</p> | <p>第151条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第71号。以下「指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合は指定介護老人福祉施設及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準条例第53条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合は指定介護老人福祉施設及び看護職員（第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> |
| <p>4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型</p> | <p>4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第152条第2項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。) 、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「<u>本体施設</u>」という。)との密接な連携を確保しつつ、<u>本体施設</u>とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、<u>本体施設</u>の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われるときは、これを置かないことができる。</p> <p>5～7 略</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、<u>栄養士</u>、<u>機能訓練指導員</u>又は<u>介護支援専門員</u>については、次に掲げる<u>本体施設</u>の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>介護老人保健施設</u> <u>支援相談員</u>、<u>栄養士</u>、<u>理学療法士</u>若しくは<u>作業療法士</u>又は<u>介護支援専門員</u></p> <p>(3) 略</p> <p>9～17 略</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第157条 略</p> | <p>居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第152条第2項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。) 、<u>介護老人保健施設</u>、<u>介護医療院</u>又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「<u>本体施設</u>」という。)との密接な連携を確保しつつ、<u>本体施設</u>とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、<u>本体施設</u>の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われるときは、これを置かないことができる。</p> <p>5～7 略</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、<u>栄養士</u>、<u>機能訓練指導員</u>又は<u>介護支援専門員</u>については、次に掲げる<u>本体施設</u>の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>介護老人保健施設</u> <u>支援相談員</u>、<u>栄養士</u>、<u>理学療法士</u>、<u>作業療法士</u>若しくは<u>言語聴覚士</u>又は<u>介護支援専門員</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>介護医療院</u> <u>栄養士</u>又は<u>介護支援専門員</u></p> <p>9～17 略</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第157条 略</p> |
| <p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第157条 略</p> | <p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第157条 略</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>2～5 略</p> | <p>2～5 略</p> <p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>7 略</p> |
| <p>6 略</p> | <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> |
| <p>(記録の整備)</p> <p>第176条 略</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(準用)</p> | <p>(記録の整備)</p> <p>第176条 略</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(準用)</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設の17第1項において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」とあり、第13条第1項中「指定巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」とあり、第13条第1項中「巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」とあり、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定は「要介護認定」とあり、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」とあり、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」とあり、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」とあり、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第182条 略</p> <p>2～7 略</p> | <p>第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、<u>第42条の2</u>、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」とあり、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」とあり、第13条第1項中「巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」とあり、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」とあり、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」とあり、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」とあり、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」とあり、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第182条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8. <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のため</u> <u>の研修を定期的</u>に実施すること。</p> <p>9. 略</p> <p>(運営規程)</p> |
| <p>第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる</p> | <p>第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(準用)</p> | <p>施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>緊急時等における対応方法</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(準用)</p> |
| <p>第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」とあり、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等」と認めるときは、要介護認定とあるのは「要介護認定」とあり、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」とあり、「第8章第5節」とあるのは「第8章第5節」とあり、「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設生活介護について知見を有する者」とあり、「6月」とあるのは「2月」とあり、「第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」とあり、「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」とあり、「第177条」とあるのは「第189条」とあり、「第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」とあり、「第176条第2項中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」とあり、「同項第3号</p> | <p>第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の2、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」とあり、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」とあり、「第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定とあるのは「要介護認定」とあり、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」とあり、「第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」とあり、「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設生活介護について知見を有する者」とあり、「6月」とあるのは「2月」とあり、「第167条中「第158条」とあり、「第167条中「第158条」とあり、「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」とあり、「第177条」とあり、「第177条」とあり、「第189条」とあり、「第7号中「第175条第3項」とあり、「第175条第3項」とあり、「第176条第2項中「第155条第2項」とあり、「第176条第2項中「第155条第2項」とあり、「第189条において準用する第155条第2項」とあり、「同項第2項中「第155条第2項」とあり、「同項第3号</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いておけるときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> | <p>宅介護従業者を置かないことができる。</p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いておけるときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 介護医療院</p> |
| <p>8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外に指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たると認められるときは、2人以上とすることができる。</p> | <p>8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外に指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たると認められるときは、2人以上とすることができる。</p> |
| <p>9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の</p> | <p>9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| | <p>登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p> <p>10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p> <p>13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第199条において「研修修了者」という。）を置くことができる。</p> <p>14 略</p> |
| <p>(管理者) 第192条 略</p> <p>2 前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験の有する者であって、指定地域密着型サービス省令第172条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p> | <p>(管理者) 第192条 略</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。</p> <p>3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス省令第172条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p> |

| 現 行 | 改 正 後 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------|------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|---|------|------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者) 第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所の事業を行う事業者をいう。)等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験の有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験の有する者若しくは福祉サービスの経営に携わった経験の有する者であって、指定地域密着型サービス省令第173条に規定する厚生労働省令第173条に規定するもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p> <p>(登録定員及び利用定員) 第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を29人以下とする。</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。 (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員)まで</p> <table border="1" data-bbox="1225 1169 1401 2056"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人</p> | 登録定員 | 利用定員 | 26人又は27人 | 16人 | 28人 | 17人 | 29人 | 18人 | <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者) 第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの事業を行う事業者をいう。)等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験の有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験の有する者若しくは福祉サービスの経営に携わった経験の有する者であって、指定地域密着型サービス省令第173条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p> <p>(登録定員及び利用定員) 第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を29人(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とする。</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。 (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)まで</p> <table border="1" data-bbox="1225 183 1401 1070"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人</p> | 登録定員 | 利用定員 | 26人又は27人 | 16人 | 28人 | 17人 | 29人 | 18人 |
| 登録定員 | 利用定員 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 26人又は27人 | 16人 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 28人 | 17人 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 29人 | 18人 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 登録定員 | 利用定員 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 26人又は27人 | 16人 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 28人 | 17人 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 29人 | 18人 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>まで</p> <p>(設備及び備品等) 第195条 略</p> <p>2 前項に掲げる設備のうち、次の各号に掲げる施設の基準は、当該各号に定めるとおりする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 宿泊室 ア～エ 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)</p> <p>第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2～10 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第201条 略</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> | <p>(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所)において(は、6人)まで</p> <p>(設備及び備品等) 第195条 略</p> <p>2 前項に掲げる設備のうち、次の各号に掲げる施設の基準は、当該各号に定めるとおりする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 宿泊室 ア～エ 略</p> <p>オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、<u>宿泊室を兼用することができる。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)</p> <p>第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員(第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所)において(は、研修修了者。以下この条において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2～10 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第201条 略</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>(準用)</p> <p>第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について、指 定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合 において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるの は「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に 関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と あるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と、第34条中 「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2 項中「この節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」 とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59 条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」 とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」 と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「2月」と、 「宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第89条中「小規模 多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能 型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第 191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p> | <p>(準用)</p> <p>第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の2、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と、第34条中「看護小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「2月」と、「宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第89条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p> |
| <p>附 則</p> <p>1～10 略</p> <p>11 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第1130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第13項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又</p> | <p>附 則</p> <p>1～10 略</p> <p>11 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第13項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第2項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</p> <p>12 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第2項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> | <p>は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第2項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</p> <p>12 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第2項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>13 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>施設を開設しようとする場合において、第152条第2項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。</p> <p>14～17 略</p> | <p>施設を開設しようとする場合において、第152条第2項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。</p> <p>14～17 略</p> |
| <p>18 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>機能訓練指導員</u> 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。</p> <p>(2) <u>生活相談員又は計画作成担当者</u> 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数</p> <p>19 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医</p> | <p>18 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>機能訓練指導員</u> 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。</p> <p>(2) <u>生活相談員又は計画作成担当者</u> 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数</p> <p>19 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|-----|--|
| | 療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。 |

第2条 荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため
の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>略</p> <p>第2章 介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>第1節 基本方針（第4条）</p> <p>第2節 人員及び設備に関する基準</p> <p>第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（第5条—第7条）</p> <p>第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（第8条—第10条）</p> <p>第3節 運営に関する基準（第11条—第40条）</p> <p>第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第41条・第42条）</p> <p>略</p> | <p>目次</p> <p>略</p> <p>第2章 介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>第1節 基本方針（第4条）</p> <p>第2節 人員及び設備に関する基準</p> <p>第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（第5条—第7条）</p> <p>第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（第8条—第10条）</p> <p>第3節 運営に関する基準（第11条—第40条の2）</p> <p>第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第41条・第42条）</p> <p>略</p> |
| <p>（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。</p> | <p>（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない法人とする。</p> <p><u>（1）その役員のうち</u>に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（次号及び第40条の2において「暴力団員等」という。）のある法人</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この条において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）のごとに置くべき従業者の職種及びその員数とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同一時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあっては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においてはそのとに1日当たり3人以下とする。</p> | <p>(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人 (従業者の員数)</p> <p>第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この条において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）のごとに置くべき従業者の職種及びその員数とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同一時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあっては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスマニュアル第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに</p> |

| 現 行 | 改 正 後 | | | | | | | | |
|--|--|-----------------------------|------|--|--|------------------------------|-----------------------------|------|--|
| <p>2 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> | <p>1 日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。</p> <p>2 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第40条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、その運営について、<u>暴力団員等から支配を受けてはならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の趣旨に照らし、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、暴力団員等を指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者としてはならない。</u></p> | | | | | | | | |
| <p>(従業者の員数等)</p> <p>第44条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防防小規模多機能型居宅介護従業者を置くか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> | <p>(従業者の員数等)</p> <p>第44条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防防小規模多機能型居宅介護従業者を置くか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1315 1173 1358 2063">当該指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲</td> <td data-bbox="1315 1464 1358 2063">指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1315 1339 1358 1464">介護職員</td> </tr> </table> | 当該指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲 | 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定 | 介護職員 | | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1315 183 1358 1070">当該指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲</td> <td data-bbox="1315 479 1358 1070">指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1315 353 1358 479">介護職員</td> </tr> </table> | 当該指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲 | 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定 | 介護職員 | |
| 当該指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲 | 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定 | | | | | | | | |
| 介護職員 | | | | | | | | | |
| 当該指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲 | 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定 | | | | | | | | |
| 介護職員 | | | | | | | | | |

| 現 | 行 | 改 | 正 | 後 |
|---|---|---|---|---|
| <p>げる施設等のいずれかが併設されている場合</p> | <p>施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</p> | <p>施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院</p> | | |
| 略 | 略 | 略 | | |
| 7～13 略 | 7～13 略 | 7～13 略 | | |
| (管理者) 第45条 略 | (管理者) 第45条 略 | (管理者) 第45条 略 | | |
| 2 略 | 2 略 | 2 略 | | |
| <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者)として3年以上認知症である者73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に從事した経験の有する者であって、指定地域密着型介護予防令第45条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しなければならない。</p> | <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者)として3年以上認知症である者73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に從事した経験の有する者であって、指定地域密着型介護予防令第45条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しなければならない。</p> | <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者)として3年以上認知症である者73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に從事した経験の有する者であって、指定地域密着型介護予防令第45条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しなければならない。</p> | | |
| <p>(指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者) 第46条 指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、</p> | <p>(指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者) 第46条 指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、</p> | <p>(指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者) 第46条 指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、</p> | | |

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した者は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス省令第46条に規定する厚生労働大臣が定めるものでなければならない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第60条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第64条 略</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、第31条から第36条まで、第37条(第4項を除く。)から第39条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護事業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護事業者」とあるのは「</p> | <p>介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した者は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス省令第46条に規定する厚生労働大臣が定めるものでなければならない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第60条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第64条 略</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、第31条から第36条まで、第37条(第4項を除く。)から第39条まで及び第40条の2の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護事業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護事業者」とあるのは「</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>多機能型居宅介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p> | <p>「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p> |
| <p>(管理者) 第72条 略</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験の有って、指定地域密着型介護予防サービス省令第71条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。</p> | <p>(管理者) 第72条 略</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス省令第71条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。</p> |
| <p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者) 第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス省令第72条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。</p> | <p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者) 第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス省令第72条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。</p> |
| <p>(身体的拘束等の禁止) 第78条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> | <p>(身体的拘束等の禁止) 第78条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>(協力医療機関等) 第83条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>(記録の整備) 第85条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の掲げる記録を整備し、その完了の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条、第37条(第4項を除く。)、第38条、第39条(第5項を除く。)、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護事業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護について</p> | <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。</u></p> <p>(協力医療機関等) 第83条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</u></p> <p>(記録の整備) 第85条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の掲げる記録を整備し、その完了の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条、第37条(第4項を除く。)、第38条、第39条(第5項を除く。)、<u>第40条の2</u>、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護について</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> | <p>所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「介護事業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> |

第3条 荒尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>目次 略 第3章 運営に関する基準 (第6条—<u>第30条</u>) 略</p> | <p>目次 略 第3章 運営に関する基準 (第6条—<u>第30条の2</u>) 略</p> |
| <p>(指定介護予防支援事業者の指定に係る事業者の要件) 第2条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。</p> | <p>(指定介護予防支援事業者の指定に係る事業者の要件) 第2条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない法人とする。 <u>(1) その役員のうち</u>に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者 (次号及び第30条の2において「暴力団員等」という。) のある法人</p> |
| <p>(基本方針) 第3条 略 2・3 略 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター (法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。) 、老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅</p> | <p>(基本方針) 第3条 略 2・3 略 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター (法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。) 、老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）<u>、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）<u>、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</u></u></p> | <p>介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）<u>、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）<u>、指定特定相談支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。）<u>、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</u></u></u></p> |
| <p>（内容及び手続の説明及び同意） 第6条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービスクラス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービスクラス計画をいう。以下同じ。）が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> | <p>（内容及び手続の説明及び同意） 第6条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービスクラス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービスクラス計画をいう。以下同じ。）が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者には複数の指定介護予防サービスクラス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスクラス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> |
| <p>3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があつた場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該</p> | <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> |
| <p>3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があつた場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該</p> | <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があつた場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>文書を交付したものとみなす。 (1)・(2) 略</p> <p>4 略</p> | <p>文書を交付したものとみなす。 (1)・(2) 略</p> <p>5 略</p> |
| <p>5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しよとすとときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。</p> <p>7 (1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの (2) 略</p> <p>7 略</p> | <p>6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>7 指定介護予防支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しよとすとときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。</p> <p>8 (1) 第4項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの (2) 略</p> <p>8 略</p> |
| <p>(法定代理受領サービスに係る報告)</p> <p>第15条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市（法第53条第7項において読み替えて準用する法第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合）にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者（同条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）に支払われる場合の当該指定介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）をいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した</p> | <p>(法定代理受領サービスに係る報告)</p> <p>第15条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市（法第53条第7項において読み替えて準用する法第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合）にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該指定介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）をいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>2 略</p> <p>文書を提出しなければならぬ。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならぬ。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 第32条第14号に規定する評価の結果の記録</p> <p>オ 第32条第15号に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(3)～(5) 略</p> | <p>2 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならぬ。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 第32条第15号に規定する評価の結果の記録</p> <p>オ 第32条第16号に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(3)～(5) 略</p> |
| <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第30条の2 指定介護予防支援事業所は、その運営について、<u>暴力団員等から支配を受けてはならない。</u></p> <p>2 前項の規定の趣旨に照らし、指定介護予防支援事業者は、<u>暴力団員等を指定介護予防支援事業所の管理者としてはならない。</u></p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 担当職員は、サービスマン担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議の状況等に関する情報を担当者と共に、当該介護予防サービス計画の内容について、担当者から、専門的な見</p> | <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第30条の2 指定介護予防支援事業所は、その運営について、<u>暴力団員等から支配を受けてはならない。</u></p> <p>2 前項の規定の趣旨に照らし、指定介護予防支援事業者は、<u>暴力団員等を指定介護予防支援事業所の管理者としてはならない。</u></p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 担当職員は、サービスマン担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に、当該介護予防サービス計画の</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)・(11) 略</p> <p>(12) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画（熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第70号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第41条第2号に規定する介護予防サービス等基準条例をいう。）等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況、利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。</p> <p>(13) 略</p> | <p>原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)・(11) 略</p> <p>(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第70号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第77条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。</p> <p>(13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況、利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。</p> <p>(14) 略</p> <p>(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能^{くわう}その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| (14) 略 | (15) 略 |
| (15) 担当職員は、 <u>第13号</u> に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族並びに指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 | (16) 担当職員は、 <u>第14号</u> に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族並びに指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 |
| ア 略 イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防事業所（指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護事業所をいう。）又は指定介護予防所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第119条第1項に規定する指定介護予防所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者により面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合には、電話等により利用者との連絡を実施すること。 | ア 略 イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防事業所（指定介護予防サービス等基準条例第119条第1項に規定する指定介護予防所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者により面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合には、電話等により利用者との連絡を実施すること。 |
| ウ 略 | ウ 略 |
| (16) 略 | (17) 略 |
| (17) 第3号から第12号までの規定は、 <u>第13号</u> に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。 | (18) 第3号から第13号までの規定は、 <u>第14号</u> に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。 |
| (18) 略 | (19) 略 |
| (19) 略 | (20) 略 |
| (20) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護（法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護をいう。以下同じ。））、介護予防通所リハビリテーション（同条第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。 | (21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護（法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護をいう。以下同じ。））、介護予防通所リハビリテーション（同条第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号及び第22号において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。 |
| (21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計 | (21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計 |

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 略</p> <p>(26) 略</p> <p>(介護予防支援の提供に当たったての留意点)</p> <p>第33条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しななければならない。</p> <p>(1) 単に運動機能、栄養状態、口腔機能といった特定の機能等の改善のみを旨すものではなく、これらの機能の改善及び環境の調整等を通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を旨すこと。</p> <p>(2)～(8) 略</p> | <p>画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならぬ。</p> <p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 略</p> <p>(26) 略</p> <p>(27) 略</p> <p>(28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。</p> <p>(介護予防支援の提供に当たったての留意点)</p> <p>第33条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しななければならない。</p> <p>(1) 単に運動機能、栄養状態、口腔機能といった特定の機能等の改善のみを旨すものではなく、これらの機能の改善及び環境の調整等を通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を旨すこと。</p> <p>(2)～(8) 略</p> |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第42条第2項、第58条第2項、第59条の19第2項、第59条の37第2項、第79条第2項、第107条第2項、第127条第2項、第148条第2項、第176条第2

項及び第201条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完結した記録について適用し、施行日前に完結した記録については、なお従前の例による。

（荒尾市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第2条の規定による改正後の荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第40条第2項、第64条第2項及び第85条第2項の規定は、施行日以後に完結した記録について適用し、施行日前に完結した記録については、なお従前の例による。

（荒尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

4 第3条の規定による改正後の荒尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第30条第2項の規定は、施行日以後に完結した記録について適用し、施行日前に完結した記録については、なお従前の例による。

荒尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| (本市が行う国民健康保険) 第1条 本市が行う国民健康保険については法令に定めがあるものほか、この条例の定めるところによる。 (国民健康保険運営協議会の委員の定数) 第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (被保険者としていない者) 第5条 法令に定める者のほか、次に掲げる者は、被保険者としていない。 (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により児童福祉施設に入所している児童又は里親に委託されている児童であつて、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者でない者 (2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定により、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者であつて、当該施設の長の意見をきいて市長が定める者 (葬祭費) 第8条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として25,000円を支給する。 | (本市が行う国民健康保険の事務) 第1条 本市が行う国民健康保険の事務については法令に定めがあるものほか、この条例の定めるところによる。 (国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数) 第2条 国民健康保険事業の運営に関する協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (被保険者としていない者) 第5条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者でないものは、被保険者としていない。 (葬祭費) 第8条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として20,000円を支給する。 |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例の施行の日前に支給事由が生じた葬祭費の額については、なお従前の例による。

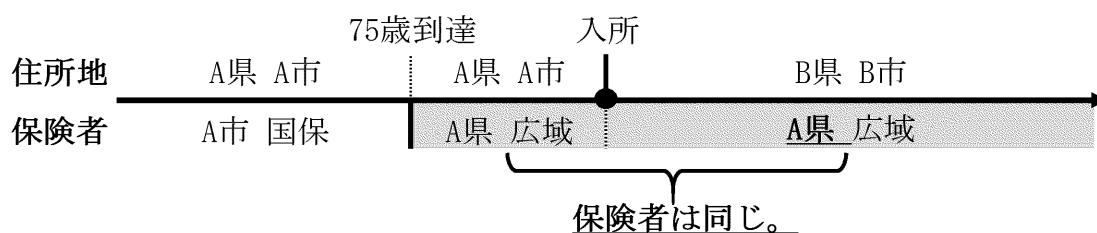
後期高齢者医療制度の「住所地特例」の見直し

後期高齢者医療の保険適用は被保険者の住所地で行うことを原則としている（国民健康保険も同様）が、施設等に入所し、住所が移った被保険者については、施設所在地の自治体が加入する広域連合が保険者となるため、その財政負担が過大となる。これを防ぐため、一定の施設等への入所により、他県の広域連合からその施設所在地に住所を変更した被保険者については、前住所地の自治体が加入する広域連合が保険者となる「住所地特例制度」が設けられている。

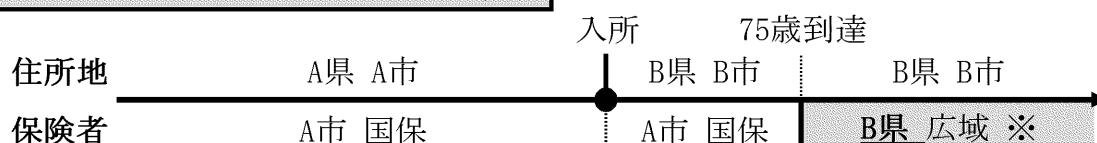
しかしながら、現在のところこの制度は同一制度内の保険者間異動（国保⇔国保、後期⇔後期）には適用されるが、75歳到達等により国民健康保険から後期高齢者医療に加入する場合には、適用されないこととなっている。

今回の改正は、その場合において「住所地特例」が適用されるようにするものである。改正後においては、現に国民健康保険の「住所地特例」の適用を受けている被保険者が後期高齢者医療の被保険者となる場合には、前住所地の自治体が加入する広域連合が保険者となる。

現行（通常の住所地特例）

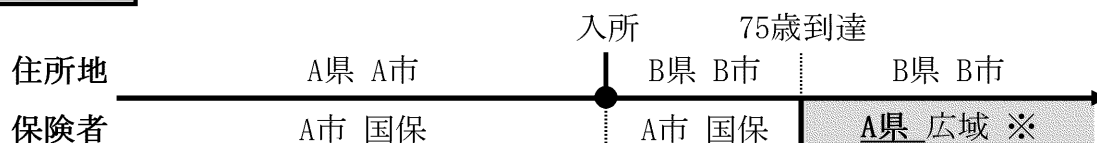


現行（問題となっているケース）



※ 75歳到達により、保険者が現住所地のB県広域連合に切り替わる。

見直し案



※ 入所前の住所地を所管する広域連合が保険者となる。

荒尾市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>(保険料の徴収)</p> <p>第3条 市は、次に掲げる被保険者から保険料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等（<u>同項</u>）に規定する病院等をいう。以下同じ。）<u>に入院等（同項）に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際、市内に住所を有していた被保険者</u></p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしていて2以上の病院等のうち、最初の病院等に入院等をした際、市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行つた<u>同号</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、市内に住所を有していた被保険者</p> | <p>(保険料の徴収)</p> <p>第3条 市は、次に掲げる被保険者から保険料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項（<u>法第55条の2第2項</u>）において適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等（<u>法第55条第1項</u>）に規定する病院等をいう。以下同じ。）<u>に入院等（法第55条第1項）に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際、市内に住所を有していた被保険者</u></p> <p>(3) 法第55条第2項第1号（<u>法第55条の2第2項</u>）において適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしていて2以上の病院等のうち、最初の病院等に入院等をした際、市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号（<u>法第55条の2第2項</u>）において適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行つた<u>法第55条第2項第2号</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、市内に住所を有していた被保険者であつて、<u>法第55条の2第1項</u>の規定の適用を受ける被保険者であつて、<u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者</u></p> |
| <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(平成20年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の徴収の特例)</p> <p>2 平成20年度における被扶養者であつた被保険者（法第99条第2項</p> | <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>削る。</p> <p>削る。</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)に係る保険料の徴収は、第4条第1項に規定する納期のうち第4期から行うものとする。</p> <p>3. 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る納期について、第4条第2項の規定を適用する場合には、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>4. 略</p> | <p>削る。</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>2. 略</p> |

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

荒尾市娯楽・レクリエーション地区建築条例の一部を改正する条例 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 | | | | | | |
|---|---|---|---|--|-------------------------------|---|----------------------|
| <p>(建築物の建築の制限の緩和)</p> <p>第2条 娯楽・レクリエーション地区内においては、法第48条第6項の規定にかかわらず別表第1に掲げる建築物を、<u>同条第8項</u>の規定にかかわらず別表第2に掲げる建築物をそれぞれ建築することができる。</p> | <p>(建築物の建築の制限の緩和)</p> <p>第2条 娯楽・レクリエーション地区内においては、法第48条第6項の規定にかかわらず別表第1に掲げる建築物を、<u>同条第9項</u>の規定にかかわらず別表第2に掲げる建築物をそれぞれ建築することができる。</p> | | | | | | |
| <p>(建築物の建築の制限)</p> <p>第3条 娯楽・レクリエーション地区内においては、法第48条第6項及び第8項の規定によるほか、別表第3に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、市長が娯楽・レクリエーション地区の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>2 略</p> | <p>(建築物の建築の制限)</p> <p>第3条 娯楽・レクリエーション地区内においては、法第48条第6項及び第9項の規定によるほか、別表第3に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、市長が娯楽・レクリエーション地区の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>2 略</p> | | | | | | |
| <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="810 1171 983 2063"> <tr> <td>娯楽・レクリエーション地区内に建築することができない建築物</td> <td>劇場・映画館・演芸場又は観覧場</td> </tr> </table> | 娯楽・レクリエーション地区内に建築することができない建築物 | 劇場・映画館・演芸場又は観覧場 | <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="810 181 983 1072"> <tr> <td>娯楽・レクリエーション地区内に建築することができない建築物</td> <td>劇場、映画館、演芸場又は観覧場</td> </tr> </table> | 娯楽・レクリエーション地区内に建築することができない建築物 | 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 | | |
| 娯楽・レクリエーション地区内に建築することができない建築物 | 劇場・映画館・演芸場又は観覧場 | | | | | | |
| 娯楽・レクリエーション地区内に建築することができない建築物 | 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 | | | | | | |
| <p>別表第2 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1066 1171 1238 2063"> <tr> <td>娯楽・レクリエーション地区内に建築することができない建築物</td> <td>1 劇場・映画館・演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの</td> <td>2 略</td> </tr> </table> | 娯楽・レクリエーション地区内に建築することができない建築物 | 1 劇場・映画館・演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの | 2 略 | <p>別表第2 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1066 181 1238 1072"> <tr> <td>娯楽・レクリエーション地区内に建築することができない建築物</td> <td>1 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの</td> <td>2 略</td> </tr> </table> | 娯楽・レクリエーション地区内に建築することができない建築物 | 1 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの | 2 略 |
| 娯楽・レクリエーション地区内に建築することができない建築物 | 1 劇場・映画館・演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの | 2 略 | | | | | |
| 娯楽・レクリエーション地区内に建築することができない建築物 | 1 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの | 2 略 | | | | | |
| <p>別表第3 (第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1321 1171 1410 2063"> <tr> <td>娯楽・レクリエーション地区内に</td> <td>1・2 略</td> <td>3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に</td> </tr> </table> | 娯楽・レクリエーション地区内に | 1・2 略 | 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に | <p>別表第3 (第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1321 181 1410 1072"> <tr> <td>娯楽・レクリエーション地区内に</td> <td>1・2 略</td> <td>3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に</td> </tr> </table> | 娯楽・レクリエーション地区内に | 1・2 略 | 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に |
| 娯楽・レクリエーション地区内に | 1・2 略 | 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に | | | | | |
| 娯楽・レクリエーション地区内に | 1・2 略 | 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に | | | | | |

| 現 行 | | 改 正 後 | |
|-----------------|--|-----------------|--|
| に建築することができない建築物 | 関する法律（昭和23年法律第122号） <u>第2条第4項第3号</u> に規定する <u>風俗関連営業</u> に区分される営業に供されるもの | に建築することができない建築物 | 関する法律（昭和23年法律第122号） <u>第2条第6項第4号</u> に規定する <u>店舗型性風俗特殊営業</u> に区分される営業に供されるもの |

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第1から別表第3までの改正規定は、公布の日から施行する。

荒尾市営住宅条例の一部を改正する条例 新旧対照表

| 現 | 行 | 改 | 正 | 後 |
|---|---|--|--|---|
| <p>(家賃の決定)</p> <p>第14条 市営住宅の毎月の家賃は、入居の決定時及び毎年度に、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第24条第1項及び第2項、第26条並びに第28条において同じ。）に応じ、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第31条第1項の規定による請求を行つたにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2・3 略</p> | <p>(家賃の決定)</p> <p>第14条 市営住宅の毎月の家賃は、入居の決定時及び毎年度に、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第24条第1項及び第2項、第26条並びに第28条において同じ。）に応じ、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第31条第1項の規定による請求を行つたにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2・3 略</p> | <p>(家賃の決定)</p> <p>第14条 市営住宅の毎月の家賃は、入居の決定時及び毎年度に、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第24条第1項及び第2項、第26条並びに第28条において同じ。）に応じ、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第31条第1項の規定による請求を行つたにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が第1項に規定する収入の申告をすること及び第31条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認める場合における当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、第1項の規定にかかわらず、毎年度、法第16条第4項に規定する国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入に応じ、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第2条に規定する方法により算出した額とする。</p> | <p>(収入の申告等)</p> <p>第15条 入居者は、毎年度、市長に対し、市長が定める期間内に収入を申告しなければならぬ。ただし、前条第4項の規定により家賃を定める場合は、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第3項の規定は前条第4項の規定により家賃を定める場合において把握された収入の額の通知について、前項の規定は当該収入の額に対する意見の陳述及びその額の更生について、それぞれ準用する。</p> <p>(収入超過者等に関する認定)</p> <p>第24条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者</p> | |

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>の収入の額が第5条第1項第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(収入超過者の家賃)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 略</p> | <p>の収入の額（第14条第4項の規定により把握した入居者の収入の額を含む。次項において同じ。）が第5条第1項第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(収入超過者の家賃)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が収入超過者に該当する場合において第14条第1項に規定する収入の申告をすること及び第31条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときにおける当該入居者の第1項に規定する期間の市営住宅の毎月の家賃は、第14条第4項及び第1項の規定にかかわらず、法第16条第4項に規定する国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第3項に規定する方法により算出した額とする。</p> <p>4 第16条から第18条までの規定は、第1項及び前項の家賃について準用する。</p> <p>(高額所得者の家賃)</p> <p>第28条 第24条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第14条第1項及び第26条第1項並びに第26条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(収入状況の報告の請求等)</p> <p>第31条 市長は、第14条第1項若しくは第4項、第26条第1項若しくは第3項若しくは第28条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第26条第3項又は第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定</p> |
| <p>の収入の額が第5条第1項第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(収入超過者の家賃)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第16条から第18条までの規定は、第1項の家賃について準用する。</p> <p>(高額所得者の家賃)</p> <p>第28条 第24条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第14条第1項及び第26条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(収入状況の報告の請求等)</p> <p>第31条 市長は、第14条第1項、第26条第1項若しくは第28条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第26条第3項又は第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭</p> | <p>の収入の額（第14条第4項の規定により把握した入居者の収入の額を含む。次項において同じ。）が第5条第1項第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(収入超過者の家賃)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が収入超過者に該当する場合において第14条第1項に規定する収入の申告をすること及び第31条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときにおける当該入居者の第1項に規定する期間の市営住宅の毎月の家賃は、第14条第4項及び第1項の規定にかかわらず、法第16条第4項に規定する国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第3項に規定する方法により算出した額とする。</p> <p>4 第16条から第18条までの規定は、第1項及び前項の家賃について準用する。</p> <p>(高額所得者の家賃)</p> <p>第28条 第24条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第14条第1項及び第26条第1項並びに第26条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(収入状況の報告の請求等)</p> <p>第31条 市長は、第14条第1項若しくは第4項、第26条第1項若しくは第3項若しくは第28条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第26条第3項又は第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定</p> |

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>第16条（第26条第3項又は第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第27条第1項の規定による明渡し等の請求、第29条第32条又は第34条の規定による市営住宅への入居の措置」と読み替えるものとする。</p> <p>（家賃の決定）</p> <p>第53条 市営改良住宅の毎月の家賃は、入居の決定時及び毎年度に、第51条において準用する第15条第3項の規定により認定された入居者の収入（第51条において準用する第15条第4項の規定により更正されたときは、その更正後の収入。第55条から第56条までにおいて同じ。）に応じ、改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の法（以下「旧法」という。）第12条第1項及び住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）第13条の2第1項の規定によりその例によることとされる公営住宅法施行令の一部を改正する法律（平成8年政令第248号）による改正前の令第4条に規定する方法により算出した額（以下「限度額」という。）以下で令第2条に規定する方法の例により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第51条において準用する第31条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該市営改良住宅の家賃は、限度額とする。</p> <p>2 略</p> | <p>第1項の規定による家賃の決定、第16条（第26条第4項又は第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第27条第1項の規定による明渡し等の請求、第29条の規定によるあるある等、第32条又は第34条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第49条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。</p> <p>（家賃の決定）</p> <p>第53条 市営改良住宅の毎月の家賃は、入居の決定時及び毎年度に、第51条において準用する第15条第3項の規定により認定された入居者の収入（第51条において準用する第15条第4項の規定により更正されたときは、その更正後の収入。第55条から第56条までにおいて同じ。）に応じ、改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の法（以下「旧法」という。）第12条第1項及び住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）第13条の2第1項の規定によりその例によることとされる公営住宅法施行令の一部を改正する法律（平成8年政令第248号）による改正前の令第4条に規定する方法により算出した額（以下「限度額」という。）以下で令第2条に規定する方法の例により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第51条において準用する第31条第1項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該市営改良住宅の家賃は、限度額とする。</p> <p>2 略</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市学校体育館使用料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------|------------|----------|---------------------------|--|--|----|--------|----------|-----|-------------|------|-----|------------|------|------|----|---------------------------|--|--|
| <p>(損害賠償) 第4条 使用者は、使用中に施設を損傷又は滅失した場合において原状回復ができないときは、教育委員会の認定に基づき損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>別表2 (第2条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>使用料</td> <td>1時間につき100円</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>使用料は、消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。</td> </tr> </table> | 使用料 | 1時間につき100円 | 備考 | 使用料は、消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。 | <p>(損害賠償) 第4条 使用者は、使用中に施設を損傷し、又は滅失した場合において原状回復ができないときは、教育委員会の認定に基づき損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>別表2 (第2条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>区分</td> <td>1時間につき</td> <td>超過30分につき</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用料</td> <td>照明灯を使用しない場合</td> <td>110円</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td>照明灯を使用する場合</td> <td>210円</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3">使用料は、消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。</td> </tr> </table> | | 区分 | 1時間につき | 超過30分につき | 使用料 | 照明灯を使用しない場合 | 110円 | 60円 | 照明灯を使用する場合 | 210円 | 110円 | 備考 | 使用料は、消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。 | | |
| 使用料 | 1時間につき100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | 使用料は、消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 区分 | 1時間につき | 超過30分につき | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料 | 照明灯を使用しない場合 | 110円 | 60円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 照明灯を使用する場合 | 210円 | 110円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | 使用料は、消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る使用料について適用し、施行日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

市道路線の廃止及び認定について

1 廃止及び認定の概要

廃止する市道路線 3 路線
 認定する市道路線 1 1 路線

2 認定の状況

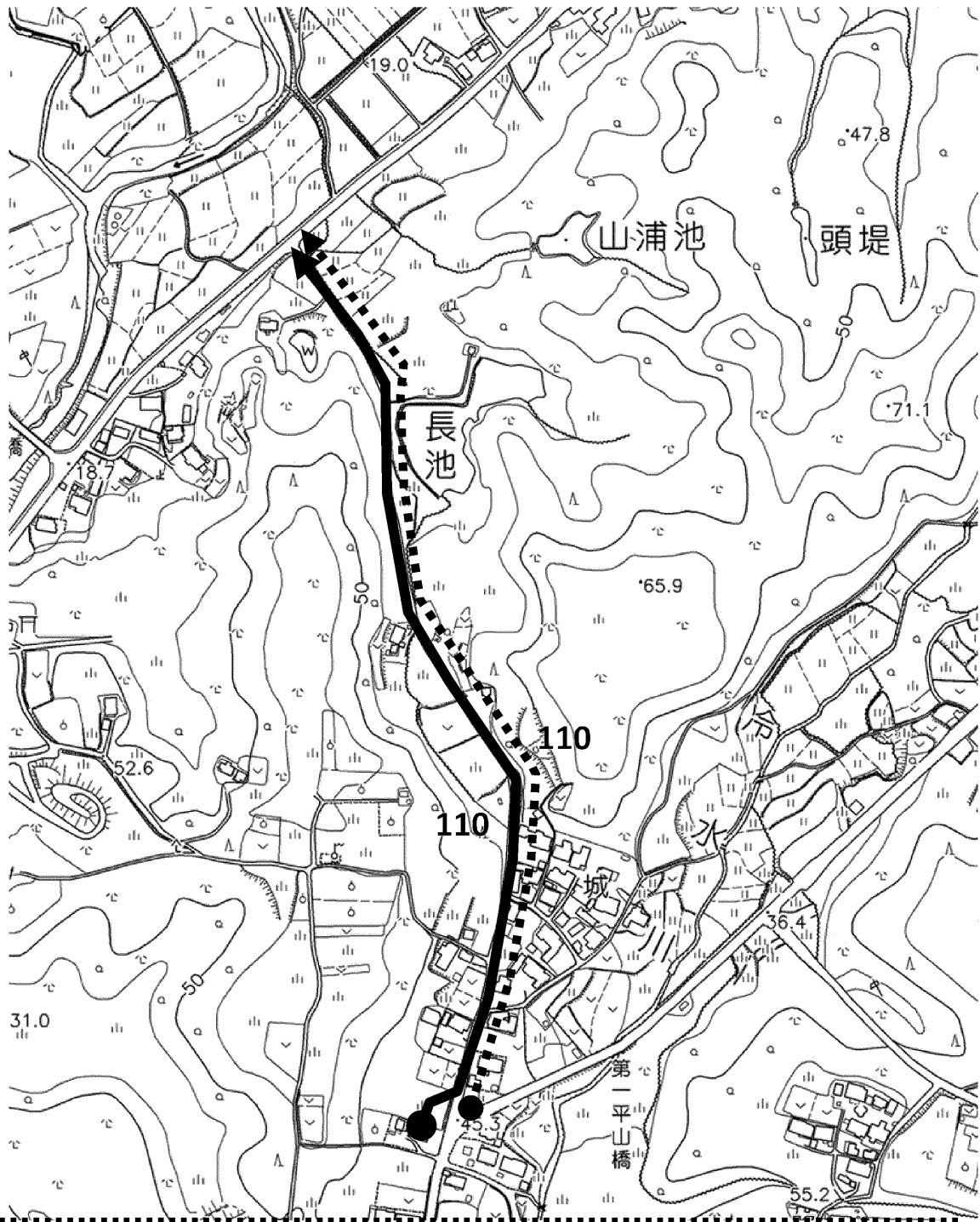
| | 平成29年4月1日現在 | 今回追加分 |
|-----------|-------------|---------|
| 総延長 (m) | 298,580.5 | 3,660.6 |
| 実延長 (m) | 282,395.8 | 3,660.6 |
| 舗装済延長 (m) | 280,283.2 | 3,660.6 |
| 舗装率 (%) | 99.3 | 100.0 |

廃止する市道路線

| 路線番号 | 路線名 | 起 点 | 終 点 | 重要な 経過地 | 延長 (m) |
|------|----------------|-----------|----------|------------|-----------|
| 110 | 宿山下線 | 荒尾市平山字市場 | 荒尾市平山字山下 | なし | 756.7 |
| 342 | 水野北工業団地 2号線 | 荒尾市水野字扇浦 | 荒尾市蔵満字稗田 | なし | 76.3 |
| 353 | 荒尾宮内線 | 荒尾市荒尾字上西田 | 荒尾市宮内字六町 | なし | 669.7 |

認定する市道路線

| 路線番号 | 路線名 | 起 点 | 終 点 | 重要な 経過地 | 延長 (m) |
|------|---------|-----------|-----------|------------|-----------|
| 110 | 宿山下線 | 荒尾市平山字市場 | 荒尾市平山字山下 | なし | 791.2 |
| 353 | 荒尾宮内線 | 荒尾市荒尾字上磯 | 荒尾市宮内字六町 | なし | 696.7 |
| 755 | 櫛畑市場線 | 荒尾市本井手字櫛畑 | 荒尾市平山字市場 | なし | 2,026.6 |
| 756 | 西浦大坂線 | 荒尾市平山字西浦 | 荒尾市平山字大坂 | なし | 276.0 |
| 757 | 上西田下西田線 | 荒尾市荒尾字上西田 | 荒尾市荒尾字下西田 | なし | 543.8 |
| 758 | 東宮内1号線 | 荒尾市宮内字日嶽 | 荒尾市宮内字下山下 | なし | 259.1 |
| 759 | 東宮内2号線 | 荒尾市宮内字鐘撞 | 荒尾市宮内字下山下 | なし | 309.9 |
| 760 | 東宮内3号線 | 荒尾市宮内字下山下 | 荒尾市宮内字下山下 | なし | 58.2 |
| 761 | 東宮内4号線 | 荒尾市宮内字下山下 | 荒尾市宮内字下山下 | なし | 97.7 |
| 762 | 洗池8号線 | 荒尾市増永字洗池 | 荒尾市増永字洗池 | なし | 60.1 |
| 763 | 洗池9号線 | 荒尾市増永字洗池 | 荒尾市増永字洗池 | なし | 44.0 |

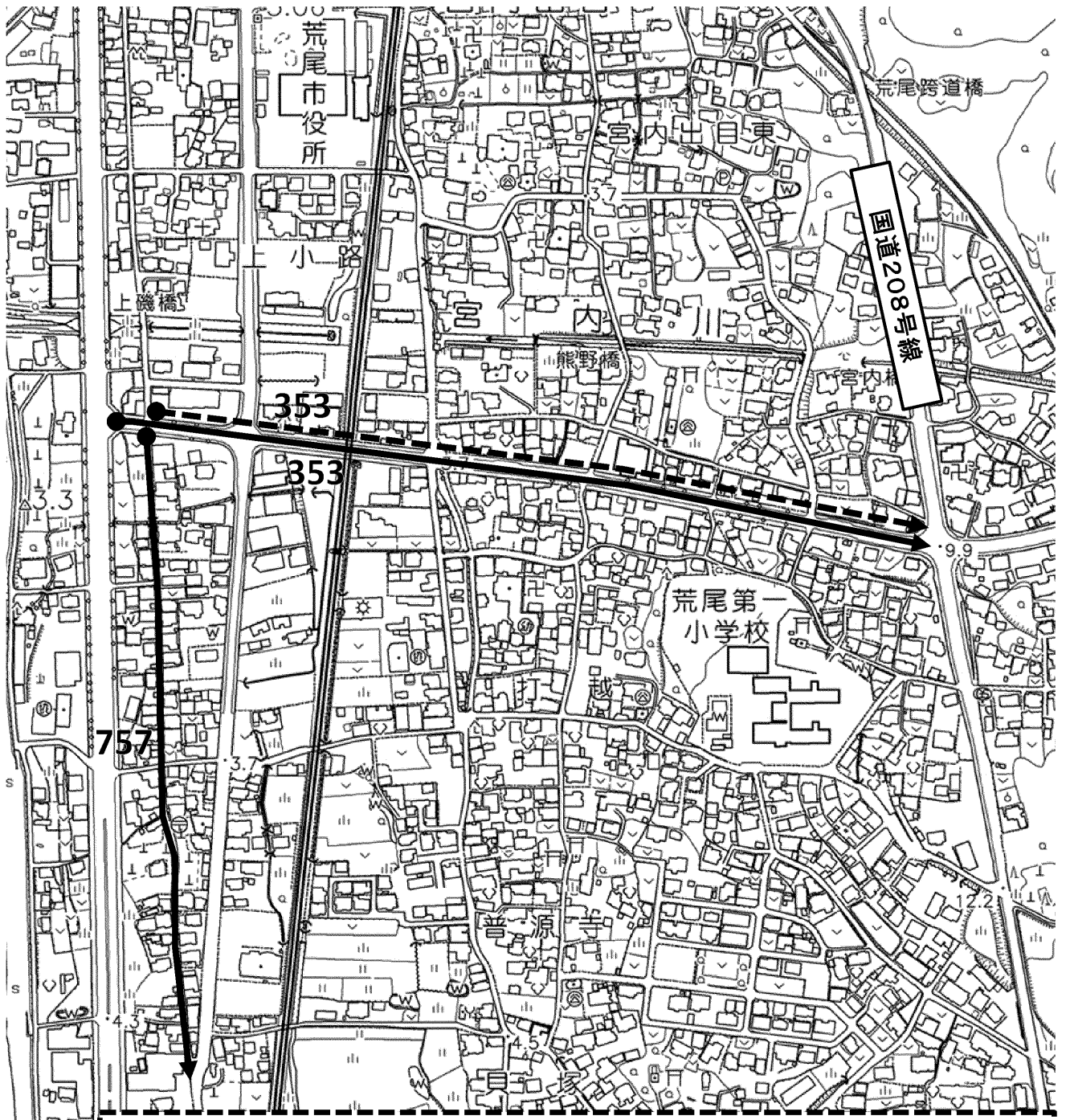


廃止する路線番号=110 路線名=宿山下線 L=756.7m

認定する路線番号=110 路線名=宿山下線 L=791.2m



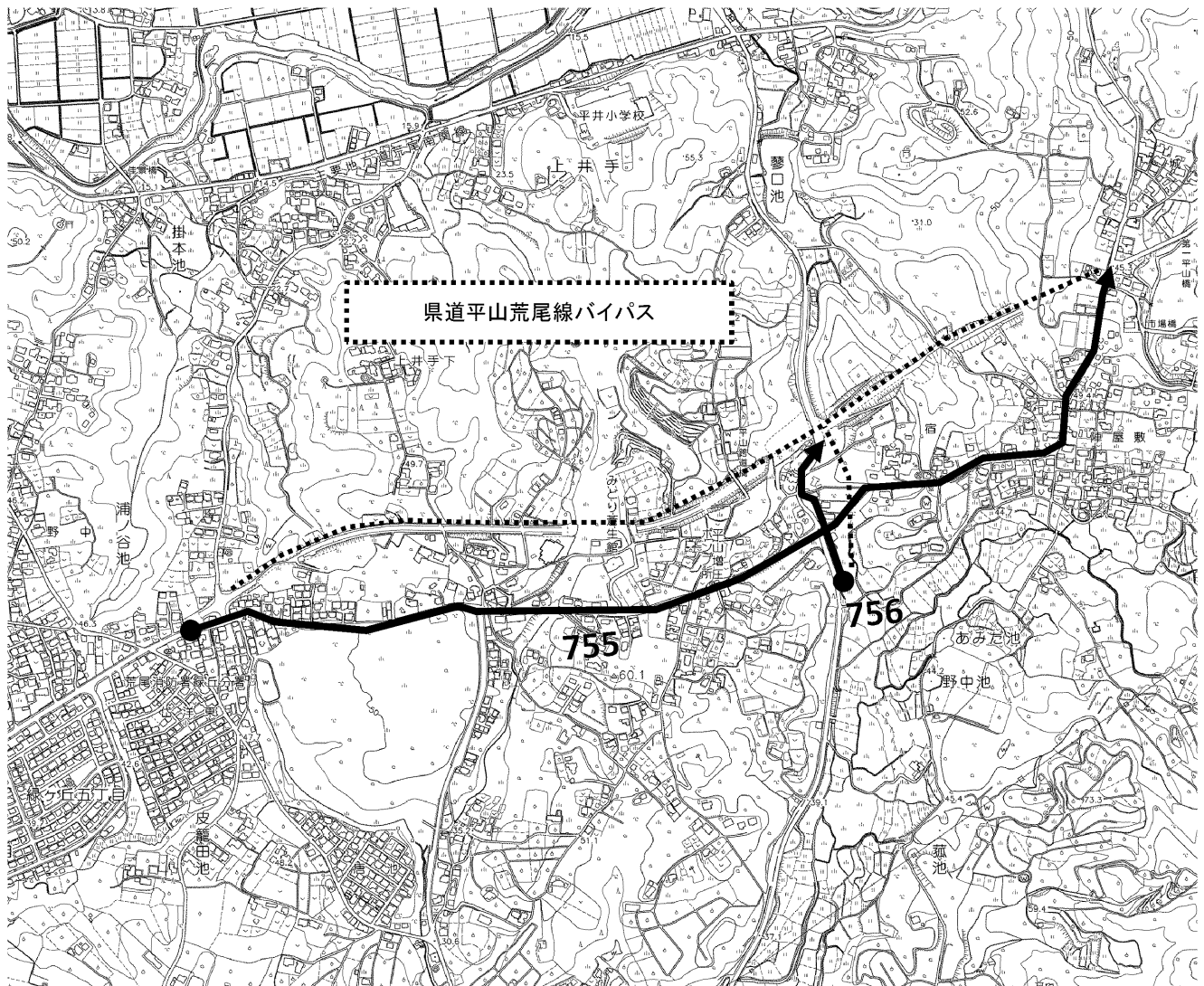
廃止する路線番号=342 路線名=水野北工業団地2号線 L=76.3m



廃止する路線番号=353 路線名=荒尾宮内線 L=669.7m

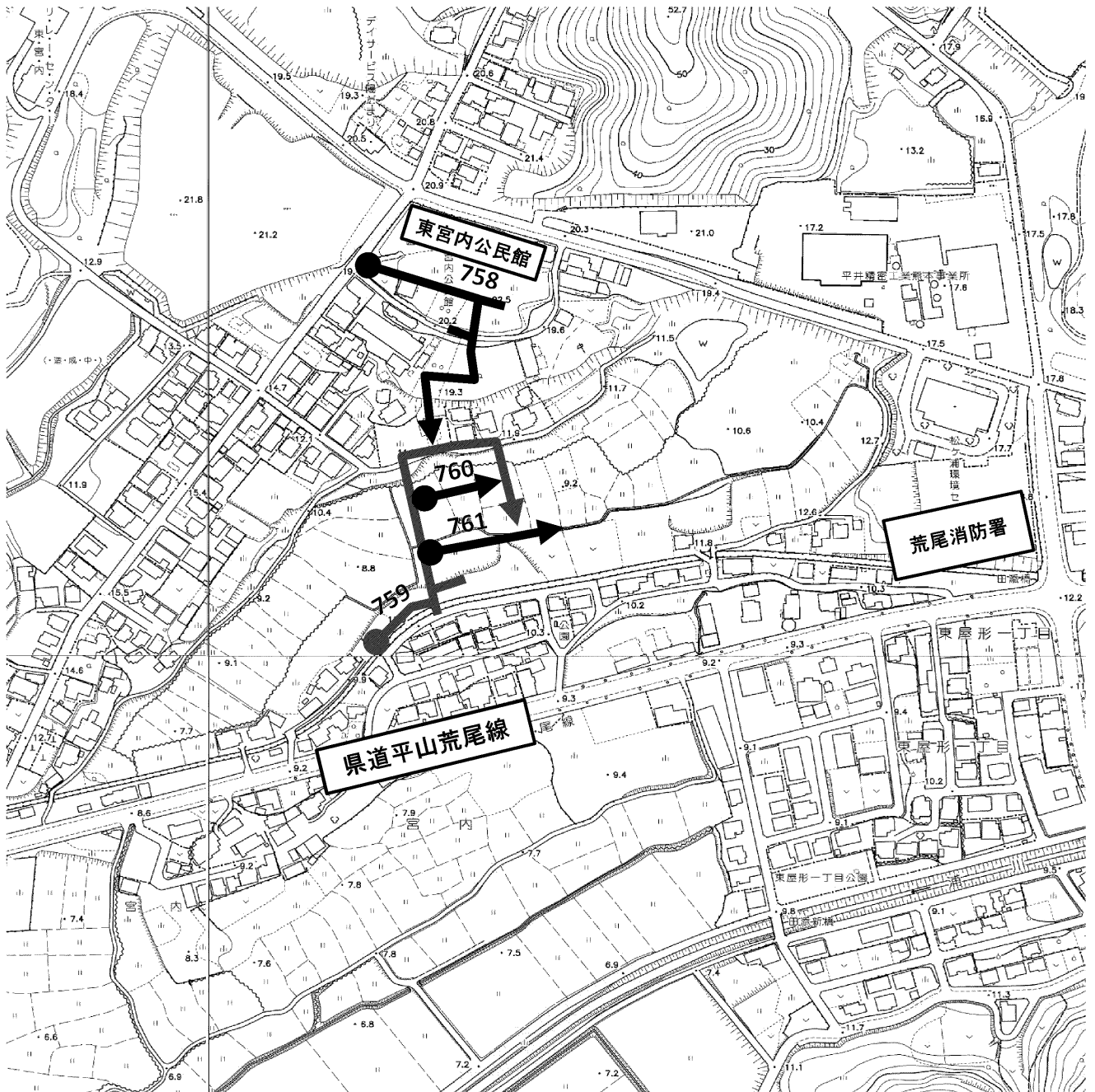
認定する路線番号=353 路線名=荒尾宮内線 L=696.7m

認定する路線番号=757 路線名=上西田下西田線 L=543.8m



認定する路線番号＝755 路線名＝樫畑市場線 L＝2,026.6m

認定する路線番号＝756 路線名＝西浦大坂線 L＝276.0m

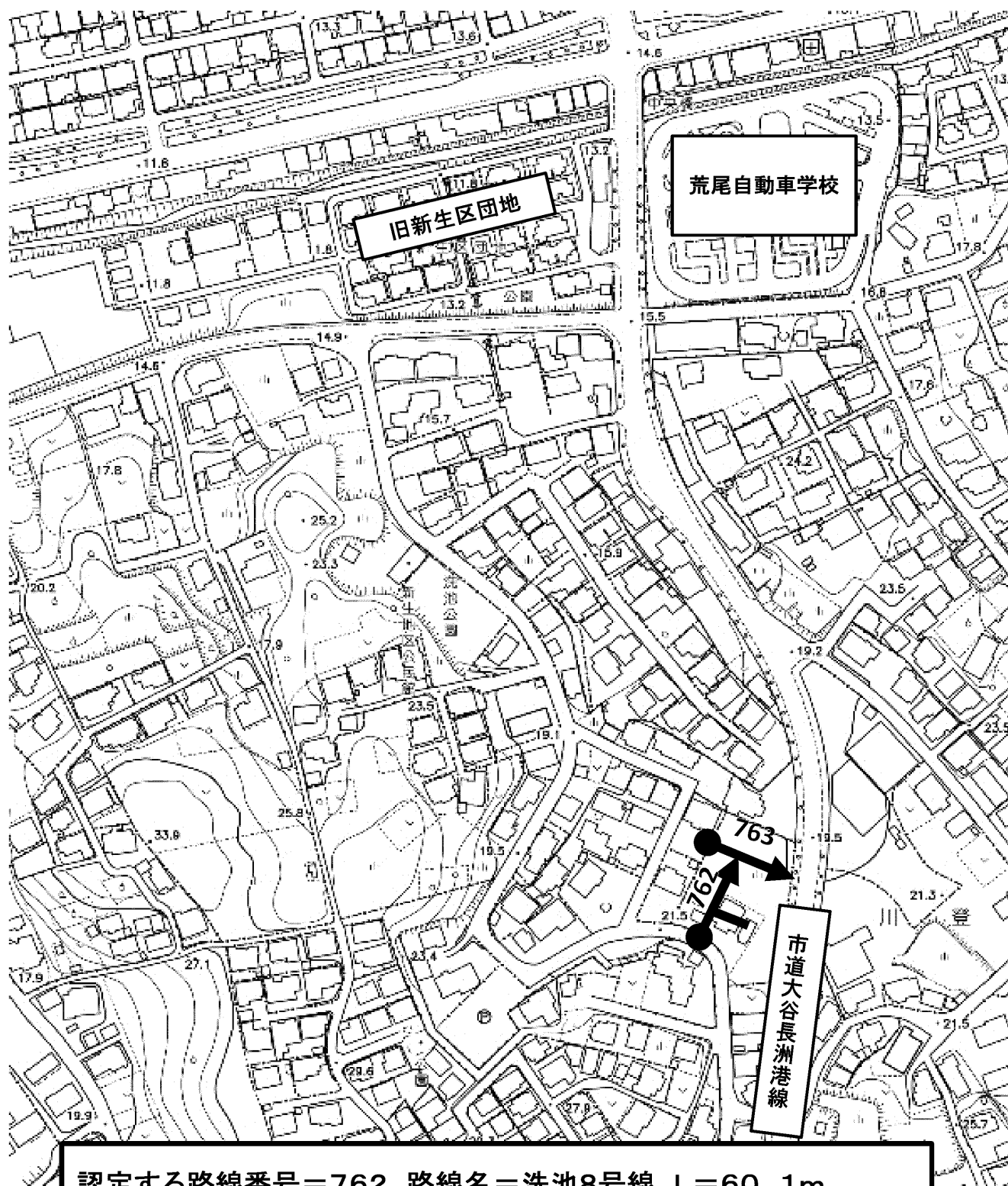


認定する路線番号=758 路線名=東宮内1号線 L=259.1m

認定する路線番号=759 路線名=東宮内2号線 L=309.9m

認定する路線番号=760 路線名=東宮内3号線 L=58.2m

認定する路線番号=761 路線名=東宮内4号線 L=97.7m



認定する路線番号=762 路線名=洗池8号線 L=60.1m

認定する路線番号=763 路線名=洗池9号線 L=44.0m

平成29年度荒尾市一般会計補正予算（第7号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 事業費 (補正予算) | 左の財源内訳 | | | 一般財源 | 説明 (積算の基礎等) |
|----------|--------------------|---------------|----------|-----|------|----------|---|
| | | | 特 定 財 源 | | | | |
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | |
| 2 総務費 | 分庁舎維持管理費（旧第四小学校） | | | | △ 17 | 17 | □10款へ充当替え (財源) ・財産使用料 △17 |
| | 基金費（政策企画課） | 3,754 | | | | 3,754 | □前年度運用益金及びふるさと応援寄附金の積立て ・文化振興基金積立金 13 ・ふるさと創生基金積立金 35 ・ふるさと応援基金積立金 3,706 |
| | 基金費（財政課） | 286,510 | | | | 286,510 | □運用益金等の積立て (前年度運用益金) ・財政調整基金積立金 2,717 ・減債基金積立金 282 ・職員退職手当基金積立金 266 ・土地開発基金積立金 108 ・地域活性化基金積立金 25 (前年度決算剰余金処分) ・財政調整基金積立金 282,000 (ふるさと応援寄附金の積立て) ・子ども未来基金積立金 1,112 |
| | 基金費（くらしいきいき課） | 9 | | | | 9 | □安心安全まちづくり推進基金の運用 益金の積立て ・安心安全まちづくり推進基金積立金 9 |
| | 地方バス対策費 | 1,706 | | | | 1,706 | □バス路線欠損補助金の増額 ・補助金 1,706 |
| | 荒尾市民病院建設推進費 | △ 1,584 | | | | △ 1,584 | □不用額による減 ・郵便料 △1,584 |
| | 2 款計 | 290,395 | | | △ 17 | 290,412 | |
| 3 民生費 | 国民健康保険特別会計繰出金 | △ 18,541 | △ 7,457 | | | △ 11,084 | □特別会計の決算見込み等による補正 に伴う減 ・国民健康保険特別会計繰出金 △18,541 (財源) ・国庫負担金 △1,241 ・県負担金 △6,216 |
| | ふれあい福祉センター施設改修費 | △ 1,593 | | | | △ 1,593 | □不用額による減 ・修繕費 △1,593 |
| | 基金費（福祉課） | 579 | | | | 579 | □前年度運用益金の積立て ・社会福祉振興基金積立金 579 |
| | 地域福祉計画策定費 | △ 2,666 | | | | △ 2,666 | □不用額による減 ・委託料 △2,666 |
| | 住居確保給付金事業費 | △ 1,395 | △ 1,046 | | | △ 349 | □不用額による減 ・交付金 △1,395 (財源) ・国庫負担金 △1,046 |
| | 簡素な給付措置事業費（経済対策分） | △ 22,440 | △ 22,440 | | | | □不用額による減 ・交付金 △22,400 (財源) ・国庫補助金 △22,400 |
| | 生活困窮者自立相談支援事業費 | △ 1,997 | △ 1,497 | | | △ 500 | □不用額による減 ・非常勤報酬 △1,997 (財源) ・国庫負担金 △1,497 |
| | 後期高齢者医療特別会計繰出金 | △ 3,949 | △ 2,962 | | | △ 987 | □特別会計の決算見込み等による補正 に伴う減 ・後期高齢者医療特別会計繰出金 △3,949 (財源) ・県負担金 △2,962 |
| | 巡回相談支援事業費（児童生徒支援分） | △ 365 | △ 273 | | | △ 92 | □不用額による減 ・普通旅費 △60 ・消耗品費 △92 ・図書購入費 △40 ・備品購入費 △173 (財源) ・国庫補助金 △182 ・県補助金 △91 |

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 事業費 (補正予算) | 左の財源内訳 | | | 一般財源 | 説明 (積算の基礎等) |
|---|-------------------------|---------------|----------|-----|-----|----------|--|
| | | | 特定財源 | | | | |
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | |
| | 巡回相談支援事業費(給与費)(児童生徒支援分) | △ 5,570 | △ 4,177 | | | △ 1,393 | □不用額による減 ・給料 △3,105 ・住居手当 △288 ・通勤手当 △24 ・時間外手当 △118 ・期末勤勉手当 △1,113 ・共済組合負担金 △922 (財源) ・国庫補助金 △2,785 ・県補助金 △1,392 |
| | 特別障害者手当等給付費 | △ 3,659 | △ 2,744 | | | △ 915 | □不用額による減 ・扶助費 △3,659 (財源) ・国庫負担金 △2,744 |
| | 重度心身障害者医療費助成費 | △ 10,000 | △ 5,000 | | | △ 5,000 | □不用額による減 ・扶助費 △10,000 (財源) ・県補助金 △5,000 |
| | 人権啓発センター運営管理費 | △ 2,093 | △ 1,175 | | | △ 918 | □不用額による減 ・非常勤職員報酬 △2,093 (財源) ・県補助金 △1,175 |
| | 人権啓発センター運営管理費(人件費) | | △ 1,176 | | | 1,176 | □県補助金の減 (財源) ・県補助金 △1,176 |
| | 放課後児童健全育成事業費 | △ 4,398 | △ 2,932 | | | △ 1,466 | □不用額による減 ・扶助費 △4,398 (財源) ・国庫補助金 △1,466 ・県補助金 △1,466 |
| | 保育対策総合支援事業費 | 11,250 | 7,500 | | | 3,750 | □保育士の負担軽減のためのICT化整備に要する助成 ・補助金 11,250 (財源) ・国庫負担金 7,500 |
| | 母子生活支援施設入所措置費 | △ 3,536 | △ 2,652 | | | △ 884 | □不用額による減 ・扶助費 △3,536 (財源) ・国庫負担金 △1,768 ・県負担金 △884 |
| | ひとり親家庭等医療費 | △ 1,588 | △ 794 | | | △ 794 | □不用額による減 ・扶助費 △1,588 (財源) ・県補助金 △794 |
| | 児童手当費 | △ 23,003 | △ 22,814 | | | △ 189 | □不用額による減 ・扶助費 △23,003 (財源) ・国庫負担金 △19,119 ・県負担金 △3,695 |
| | 3款計 | △ 94,964 | △ 71,639 | | | △ 23,325 | |
| 4 | 衛生費 | | | | | | |
| | 塵芥処理費 | △ 11,000 | | | | △ 11,000 | □不用額による減 ・臨時職員賃金 △4,000 ・委託料 △7,000 |
| | 大牟田・荒尾清掃施設組合負担金 | △ 14,512 | | | | △ 14,512 | □一部事務組合の決算見込み等による組合予算補正に伴う減 ・負担金 △14,512 |
| | 一般廃棄物処理施設建設基金積立金 | 80,000 | | | | 80,000 | □新規基金への積立て ・積立金 80,000 |
| | 市民病院会計支出金 | △ 32,538 | | | | △ 32,538 | □企業会計の決算見込み等による補正に伴う繰出金の減 ・市民病院会計支出金 △32,538 |
| | 4款計 | 21,950 | | | | 21,950 | |
| 5 | 労働費 | | | | | | |
| | 障害者雇用奨励費 | 630 | | | | 630 | □補助対象者の増 ・補助金 630 |
| | 5款計 | 630 | | | | 630 | |

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 事業費 (補正予算) | 左の財源内訳 | | | 一般財源 | 説明 (積算の基礎等) |
|--------------------|------------------------|---------------|-----------|-----------|-------|----------|---|
| | | | 特定財源 | | | | |
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | |
| 6 農林 水産 費 | 機構集積協力金交付事業費 | △ 18,932 | △ 18,932 | | | | □地区での調整の都合による減 ・報償金 △6,850 ・補助金 △12,082 (財源) ・県補助金 △18,932 |
| | 担い手確保・経営強化支援事業費 | 1,576 | 1,576 | | | | □売上高の拡大及び経営コストの削減のための農業用機械等の購入に対する助成 ・補助金 1,576 (財源) ・県補助金 1,576 |
| | 人・農地プラン事業費 | △ 8,250 | △ 8,250 | | | | □不用額による減 ・補助金 △8,250 (財源) ・県補助金 △8,250 |
| | 多面的機能支払交付金事業費 | △ 1,352 | △ 1,102 | | | △ 250 | □不用額による減 ・交付金 △1,352 (財源) ・県補助金 △1,102 |
| | 会下地区渇水恒久対策施設管理事業費 | 109 | | | | 109 | □前年度運用益金の積立て ・農業用水源渇水恒久対策施設管理基金積立金 109 |
| | 古屋敷地区渇水恒久対策施設管理事業費 | 98 | | | | 98 | □前年度運用益金の積立て ・農業用水源渇水恒久対策施設管理基金積立金 98 |
| | 観音寺・南上揚地区渇水恒久対策施設管理事業費 | 211 | | | | 211 | □前年度運用益金の積立て ・農業用水源渇水恒久対策施設管理基金積立金 211 |
| | 水産業振興費 | △ 1,059 | | | | △ 1,059 | □不用額による減 ・負担金 △1,059 |
| 6 款計 | △ 27,599 | △ 26,708 | | | △ 891 | | |
| 8 土木 費 | 土木総務費(土木課人件費) | | | △ 9,000 | | 9,000 | □事業費変動に伴う起債額変更 (財源) ・海岸保全事業債 △9,000 |
| | 社会資本整備総合交付金事業費(大谷長洲港線) | △ 19,100 | △ 10,505 | △ 7,730 | | △ 865 | □補助対象事業費の決定による減 ・工事請負費 △19,100 (財源) ・国庫補助金 △10,505 ・道路橋梁事業債 △7,730 |
| | 社会資本整備総合交付金事業費(中央野原線) | △ 275,489 | △ 151,519 | △ 111,600 | | △ 12,370 | □補助対象事業費の決定による減 ・委託料 △190 ・工事請負費 △229,000 ・用地取得費 △16,673 ・補償金 △29,626 (財源) ・国庫補助金 △151,519 ・道路橋梁事業債 △111,600 |
| | 社会資本整備総合交付金事業費(万田田添線) | △ 123,207 | △ 67,764 | △ 49,900 | | △ 5,543 | □補助対象事業費の決定による減 ・委託料 △2,326 ・用地取得費 △8,495 ・補償金 △112,386 (財源) ・国庫補助金 △67,764 ・道路橋梁事業債 △49,900 |
| | 社会資本整備総合交付金事業費(西原桜町線) | △ 58,387 | △ 32,113 | △ 23,650 | | △ 2,624 | □補助対象事業費の決定による減 ・委託料 △29,994 ・工事請負費 △28,393 (財源) ・国庫補助金 △32,113 ・道路橋梁事業債 △23,650 |
| | 社会資本整備総合交付金事業費(川後田府本線) | △ 45,963 | △ 25,280 | △ 18,700 | | △ 1,983 | □補助対象事業費の決定による減 ・委託料 △5,000 ・用地取得費 △20,396 ・補償金 △20,567 (財源) ・国庫補助金 △25,280 ・道路橋梁事業債 △18,700 |

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 事業費 (補正予算) | 左 の 財 源 内 訳 | | | 一般財源 | 説 明 (積算の基礎等) |
|---|--------------------------|---------------|-------------|-----------|-----------|-----------|--|
| | | | 特 定 財 源 | | | | |
| | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | | |
| | 社会資本整備総合交付金事業費 (貝塚本村線) | △ 1,620 | △ 891 | △ 660 | | △ 69 | □補助対象事業費の決定による減 ・工事請負費 △1,620 (財源) ・国庫補助金 △891 ・道路橋梁事業債 △660 |
| | 社会資本整備総合交付金事業費 (増永7号線) | △ 24,000 | △ 13,200 | △ 9,720 | | △ 1,080 | □補助対象事業費の決定による減 ・工事請負費 △24,000 (財源) ・国庫補助金 △13,200 ・道路橋梁事業債 △9,720 |
| | 道路新設改良事業費 (人件費) | | | △ 13,440 | | 13,440 | □事業費変動に伴う起債額変更 (財源) ・道路橋梁事業債 △13,440 |
| | 河川環境整備費 | 8,100 | | 5,800 | | 2,300 | □県海岸保全事業及び海岸高潮対策事業による負担金 ・県営事業負担金 8,100 (財源) ・海岸保全事業債 5,800 |
| | 川登川護岸整備事業費 | △ 80,000 | | △ 72,000 | | △ 8,000 | □不用額による減 ・工事請負費 △80,000 (財源) ・河川事業債 △72,000 |
| | 社会資本整備総合交付金事業費 (荒尾港海岸堤防) | △ 96,000 | △ 48,000 | △ 38,700 | | △ 9,300 | □補助対象事業費の決定による減 ・工事請負費 △96,000 (財源) ・国庫補助金 △48,000 ・海岸保全事業債 △38,700 |
| | 南新地土地区画整理事業特別会計繰出金 | △ 8,200 | | | | △ 8,200 | □特別会計の決算見込み等による補正に伴う減 ・南新地土地区画整理事業特別会計繰出金 △8,200 |
| | 競馬場跡地管理事業費 | △ 144,535 | | | | △ 144,535 | □事業の実施主体の変更による減 ・工事請負費 △144,535 (財源) ・南新地土地区画整理事業補償金 △144,535 |
| | 街路整備事業費 | 13,900 | | 12,000 | | 1,900 | □県街路整備事業による負担金 ・県営事業負担金 13,900 (財源) ・都市計画事業債 12,000 |
| | 長寿命化計画策定費 | △ 6,644 | △ 3,700 | | | △ 2,944 | □補助対象事業費の決定による減 ・委託料 △6,644 (財源) ・国庫補助金 △3,700 |
| | 住宅・建築物安全ストック形成事業費 | △ 20,730 | △ 16,522 | | | △ 4,208 | □不用額による減 ・委託料 △3,837 ・補助金 △16,893 (財源) ・国庫補助金 △9,555 ・県補助金 △6,967 |
| | 熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業費 | △ 3,000 | △ 3,000 | | | | □不用額による減 ・委託料 △3,000 (財源) ・県補助金 △3,000 |
| | 公営住宅ストック総合改善事業費 | △ 7,709 | △ 4,599 | △ 4,600 | | 1,490 | □不用額による減 ・委託料 △1,032 ・工事請負費 △6,677 (財源) ・国庫補助金 △4,599 ・公営住宅建設事業債 △4,600 |
| | 8 款計 | △ 892,584 | △ 377,093 | △ 341,900 | △ 144,535 | △ 29,056 | |
| 9 | 有明広域行政事務組合消防負担金 | △ 7,200 | | | | △ 7,200 | □一部事務組合の決算見込み等による組合予算補正に伴う減 ・負担金 △7,200 |
| | 9 款計 | △ 7,200 | | | | △ 7,200 | |

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 事業費 (補正予算) | 左 の 財 源 内 訳 | | | 一般財源 | 説 明 (積算の基礎等) |
|-----------|-----------------|---------------|-------------|-----------|-----------|------------|--|
| | | | 特 定 財 源 | | | | |
| | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | | |
| 10 教育費 | 基金費 (教育振興課) | 75 | | | 67 | 8 | □旧施設の有償貸与に伴う財産処分手続による基金への積立て ・学校教育施設整備基金積立金 75 (財源) ・財産使用料 (2款から充当替え) 17 ・財産賃貸料 50 |
| | 小学校教室用エアコン整備事業費 | △ 13,000 | | | | △ 13,000 | □不用額による減 ・委託料 △13,000 |
| | 基金費 (生涯学習課) | 80 | | | | 80 | □前年度寄附金収入額の基金への積立て ・宮崎兄弟顕彰基金積立金 80 |
| | 学校給食費無償化事業費 | △ 13,053 | | | | △ 13,053 | □不用額による減 ・補助金 △13,053 |
| | 10款計 | △ 25,898 | | | 67 | △ 25,965 | |
| | 補 正 額 | △ 735,270 | △ 475,440 | △ 341,900 | △ 144,485 | 226,555 | 一般財源 ・市有地建物賃貸料 △50 (今回充当分) ・繰越金 249,660 ・臨時財政対策債 △20,773 ・財政調整基金繰入金 △2,282 |
| | 補正前の額 | 21,959,780 | 6,133,527 | 910,900 | 1,384,395 | 13,530,958 | |
| | 合 計 | 21,224,510 | 5,658,087 | 569,000 | 1,239,910 | 13,757,513 | |

議第28号資料

平成29年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）資料

【歳入】

（単位：千円）

| 区 分 | | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 補正の理由 |
|----------------|--------------|-----------|----------|-----------|---|
| 3款 国庫支出金 | 療養給付費等負担金 | 1,162,352 | △ 29,773 | 1,132,579 | 決算見込みによる負担金の減額 療養給付費等負担金 △25,848 介護納付金負担金 △821 後期高齢者医療費支援金負担金 △3,104 |
| | 高額医療費共同事業負担金 | 51,743 | △ 6,454 | 45,289 | 高額医療費共同事業拠出金の減額に伴う減額 |
| | その他 | 601,223 | 0 | 601,223 | |
| 計 | | 1,815,318 | △ 36,227 | 1,779,091 | |
| 4款 療養給付費交付金 | 療養給付費交付金 | 162,215 | △ 40,438 | 121,777 | 退職者医療費交付金の決定に伴う減額 |
| 6款 県支出金 | 県負担金 | 51,743 | △ 6,454 | 45,289 | 高額医療費共同事業拠出金の減額に伴う減額 |
| | その他 | 419,266 | 0 | 419,266 | |
| 計 | | 471,009 | △ 6,454 | 464,555 | |
| 7款 共同事業交付金 | | 1,835,074 | 116,723 | 1,951,797 | 共同事業交付金決定（案）による増額 高額医療共同事業交付金 67,317 保険財政共同安定化事業交付金 49,406 |
| 9款 繰入金 | 一般会計繰入金 | 682,300 | △ 18,541 | 663,759 | 繰出基準額の変更に伴う減額 保険基盤安定（保険者支援分） △2,482 保険基盤安定（保険税軽減分） △7,460 財政安定化支援 △8,599 |
| | 財政調整基金繰入金 | 100,000 | △ 14,645 | 85,355 | 決算見込みによる繰入金の減額 △14,645 |
| 計 | | 782,300 | △ 33,186 | 749,114 | |
| 11款 諸収入 | 雑入 | 70,083 | △ 67,802 | 2,281 | |
| | その他 | 9,200 | 0 | 9,200 | |
| 計 | | 79,283 | △ 67,802 | 11,481 | |
| その他 | | 3,843,655 | 0 | 3,843,655 | |
| 歳入合計 | | 8,988,854 | △ 67,384 | 8,921,470 | |

【歳出】

（単位：千円）

| 区 分 | | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 補正の理由 |
|---------------|----------------|-----------|----------|-----------|-----------------------------|
| 7款 共同事業拠出金 | 高額医療費共同事業拠出金 | 206,974 | △ 28,738 | 178,236 | 決算見込みによる拠出金の減額 |
| | 保険財政共同安定化事業拠出金 | 1,758,065 | △ 38,752 | 1,719,313 | 決算見込みによる拠出金の減額 |
| | その他 | 5 | 0 | 5 | |
| 計 | | 1,965,044 | △ 67,490 | 1,897,554 | |
| 9款 基金積立金 | | 1 | 54 | 55 | 平成28年度国民健康保険財政調整基金 利子収入分 |
| 11款 諸支出金 | 償還金 | 49,773 | 52 | 49,825 | 修正に伴う平成28年度特別調整交付金 返還金 |
| | その他 | 2,340 | 0 | 2,340 | |
| 計 | | 52,113 | 52 | 52,165 | |
| その他 | | 6,971,696 | 0 | 6,971,696 | |
| 歳出合計 | | 8,988,854 | △ 67,384 | 8,921,470 | |

平成29年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）資料

【歳入】

(単位：千円)

| 区 分 | | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 補正の理由 |
|------------------|-----------|---------|----------|---------|------------------|
| 1款 後期高齢者医療保険料 | 特別徴収保険料 | 361,965 | △ 17,938 | 344,027 | 特別徴収保険料の減額 |
| | 普通徴収保険料 | 130,678 | △ 5,246 | 125,432 | 普通徴収保険料の減額 |
| | 計 | 492,643 | △ 23,184 | 469,459 | |
| 4款 繰入金 | 保険基盤安定繰入金 | 198,623 | △ 3,949 | 194,674 | 保険基盤安定負担金確定に伴う減額 |
| | その他 | 38,436 | 0 | 38,436 | |
| | 計 | 237,059 | △ 3,949 | 233,110 | |
| その他 | | 37,585 | 0 | 37,585 | |
| 歳入合計 | | 767,287 | △ 27,133 | 740,154 | |

【歳出】

(単位：千円)

| 区 分 | | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 補正の理由 |
|--------------------------|--------------------|---------|----------|---------|--|
| 2款 後期高齢者医療 広域連合納付金 | 後期高齢者医療 広域連合納付金 | 701,552 | △ 27,133 | 674,419 | 保険料負担金の減額 △23,184 保険基盤安定負担金確定に伴う減額 △3,949 |
| その他 | | 65,735 | 0 | 65,735 | |
| 歳出合計 | | 767,287 | △ 27,133 | 740,154 | |

議第30号資料

平成29年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）資料

【歳入】

（単位：千円）

| 区 分 | | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 補正の理由 |
|-------------|----------|---------|----------|---------|-------------|
| 3款 国庫支出金 | 土木費国庫補助金 | 210,750 | △ 11,000 | 199,750 | 補助金額決定による減額 |
| 5款 繰入金 | 一般会計繰入金 | 169,583 | △ 8,200 | 161,383 | 補助金額決定による減額 |
| 8款 市債 | 土木債 | 163,000 | △ 800 | 162,200 | 補助金額決定による減額 |
| 歳入合計 | | 543,333 | △ 20,000 | 523,333 | |

【歳出】

（単位：千円）

| 区 分 | | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 補正の理由 |
|-----------|--------|---------|----------|---------|-------------|
| 2款 事業費 | 南新地事業費 | 461,500 | △ 20,000 | 441,500 | 補助金額決定による減額 |
| その他 | | 81,833 | 0 | 81,833 | |
| 歳出合計 | | 543,333 | △ 20,000 | 523,333 | |